

## 第 4 章 方法書に対する意見及び事業者の見解

### 4.1 住民等意見の概要及び事業者の見解

本事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見は、557 通であり、意見の概要とそれに対する事業者の見解は、表-4.1.1 のとおりです。

表-4.1.1 住民等の意見の概要及び事業者の見解

番号	環境の保全の見地からの意見の概要	事業者の見解
2. 対象事業の目的及び内容		
2.1 対象事業の目的		
1	「恒久的なFCLP施設として活用」とあるが、「恒久的」とした理由は何か。「恒久的」という表現は大変重い言葉であり、先の説明会で「硫黄島が暫定的訓練基地だったので、馬毛島は恒久的とした」との説明では納得できない。馬毛島は未来永劫米軍軍事基地としての活用を認めるという話や約束が既になされているのではないか。	日本国内における米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）は、馬毛島に整備される施設を用いて実施される予定です。硫黄島においては、代替施設を確保するまでの間、暫定的にFCLPを行っておりますが、馬毛島における自衛隊施設については、陸海空自衛隊の訓練施設、大規模災害等における後方支援施設のほか、FCLPの施設として活用することとしており、代替施設を確保するまでの間ということではありません。 なお、航空自衛隊馬毛島基地（仮称）に米軍が常駐する計画はありません。
2	国は、「安全保障上の重要かつ喫緊の課題を解決するため、自衛隊施設を整備し、併せてその施設を米軍によるFCLPのための施設として活用することを目的とする」と説明しているが、基地が建設されれば、米軍FCLPの訓練は必ず拡大されることが懸念される。 また、2007年、2011年には馬毛島基地（仮称）には、FCLPのみが議論されていた。なぜ自衛隊施設の整備が先なのか。	馬毛島における施設について、南西地域の防衛態勢の充実のため、自衛隊施設として整備することは、これまで、一貫して、明確に御説明しているとおります。 また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）以外の米軍の訓練について、日米共同訓練も含め、現時点で具体的な計画はありません。
2.2 対象事業の内容		
3	方法書は、危険な軍事基地建設計画の一定の内容を記述しているが、より具体的な中身は今後検討するなどとして、多くの部分をあいまいにしている。このように具体的な施設・訓練内容をあいまいにしたままのアセスが可能なのか、はなはだ疑問である。まずは計画の全容を明確にするか、方法書を撤回・見直しすべきである。それとも、「現時点」以降に検討される課題について、あらためて方法書段階からアセスをやり直すと約束するのか。	具体的な施設施設・訓練内容については、詳細検討の結果を踏まえ、準備書第2章にお示ししました。
4	馬毛島基地は「自衛隊の訓練のために使用する」と記され、「想定される」訓練が写真等をもって示されているが、「訓練内容等の具体的な運用等については今後決定することになる」としている。必要な訓練があるから基地建设を計画しているわけであり、本末転倒となっている。少なくとも、訓練回数・日数・時間帯、訓練場所など、航空機使用以外の訓練の有無など、現時点で想定している訓練の内容や、他の場所において生じている訓練による影響を具体的に示すべきである。	訓練回数等については、準備書第2章にお示ししました。
5	基地の各施設の詳細、米軍を含めた運用の詳細がいずれも明確に示されていない。 どのような施設設備が建設され、それがどのように使われるかが不明では、影響の調査予測評価が正確に行えないことは自明の理であり、環境影響評価そのものが成立しない。特に米軍の運用が前提であるからには、全国で米軍の運用開始後に甚大な不利益変更が起きている例が後を絶たないことを、方法書において明確に示す必要がある。	各施設の詳細及び米軍の運用については、準備書第2章にお示ししました。

6	<p>建設予定の施設等に関して、方法書には概略の施設全体配置図と施設項目、工事概要は記載されているが、それぞれの施設の具体的な内容（個別の施設名、位置、規模、形状等）は記載されていない。環境影響評価にはこれらの情報が必須なので、早急に公表すべきである。特にシカに関しては、FCLP訓練基地をフェンスで囲うのか、どこにどのような形でフェンスを設置するのか、またその開閉等の運用をどうするのかなども問題となる。</p>	<p>各施設の概要については、準備書第2章にお示しました。</p> <p>また、馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
7	<p>本件基地計画は、米軍がFCLP基地として使用することを含んでいるが、地位協定では、米軍は、日本国内のどこにでも基地や訓練区域の提供を申し出ることができ、日本政府は事実上これに応じなければならない関係になっている。そして基地は治外法権とされているため、騒音規制もままならず（欧州は違う）、しかも基地から基地への移動（例えば、嘉手納から横田へのヘリ輸送）も事実上の訓練区域としてしまい、低空飛行などを繰り返し、市街地に墜落したりして問題になっている現実がある。主要な地域の航空管制権も握られているため、民間機の飛行にも影響を及ぼす。しかるに本件方法書は、こうした重要な問題について全く言及しておらず、この点において、重大な欠陥を有していると言わざるを得ない。</p>	<p>航空自衛隊馬毛島基地（仮称）に常駐する部隊は自衛隊です。現在の計画において、米軍は、空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施する際、一時的にこの基地を使用するのみであり、FCLP以外の米軍の訓練について、日米共同訓練も含め、具体的な計画はありません。</p> <p>その上で、米軍に対しては、引き続き安全確保を求めるとともに、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めてまいります。</p>
8	<p>事業目的を「滑走路等の飛行場施設及び他の施設の早期の運用開始を目指し整備する」とするが、早期運用を目的に環境影響評価を行うとするのは不適當である。また、今回の方法書には事業計画の『未定』や『今後検討』事項が多く、早期運用開始を目指すのであればなおさら、事業計画を確定させた上で、調査、予測、評価を実施すること。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
9	<p>工事工程に早期の運用開始を目指し、最低限必要となる施設については先行、完成を目指すとする。なぜ市民の同意もないのに早期開始か、最低限度の施設がどこまでの施設なのか知りたい。</p>	<p>防衛省としては、我が国の安全保障のため、できる限り早期に運用が開始できるよう、飛行場施設の運用に最低限必要となる滑走路や駐機場等については、先行して完成させる考えです。そのためには、地元の御理解と御協力が重要であると認識しており、丁寧に説明を行うこととしています。</p>
10	<p>工事工程によると、早期運用開始といいながら工期は不明であるが、最低限必要となる施設については先行して完成させるとし、たとえば、飛行場だけは先行完成させるという意味が示されている。このような未熟な計画段階で方法書を公表するのは環境影響評価制度を冒瀆するものであり、方法書は撤回すべきである。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測、及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
11	<p>政府・防衛省はこれまで繰り返し、「米軍による馬毛島の利用については、現時点でFCLP以外に具体的な計画はない」と回答しているが、これは、「現時点」ではないが、「将来的にはありうる」という、官僚的答弁の常套句である。港湾施設についても、「整備された後の米軍利用の可能性は否定できません」と回答している。いったん米軍基地化されれば、米軍の意向のままに基地の増強が繰り返されることは、幾多の米軍基地で経験していることである。このような不確実な前提での環境アセスは無意味である。</p>	<p>航空自衛隊馬毛島基地（仮称）に常駐する部隊は自衛隊です。方法書に記載したとおり、現在の計画において、米軍は、空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施する際、一時的にこの基地を使用するのみであり、FCLP以外の米軍の訓練について、日米共同訓練も含め、具体的な計画はありません。</p>

12	<p>米軍による運用がFCLPのみに限られ言及され、その他の訓練（日米合同訓練）の可能性についての言及がない。また「米軍はFCLP期間中のみ滞在し、常駐することは想定していません」としているが「滞在」の形態についての説明がない。少なくとも合同訓練の可能性や「滞在」の形態についての説明が必要である。沖縄の経験を踏まえると、米軍が訓練場として使用する場合に、その訓練の内容、規模、頻度について日本政府から制限をかけることは難しいといえる。そのような状況を踏まえて、どのような環境アセスが必要であるか示す必要がある。</p>	<p>航空自衛隊馬毛島基地（仮称）に常駐する部隊は自衛隊です。方法書に記載したとおり、現在の計画において、米軍は、空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施する際、一時的にこの基地を使用するのみであり、FCLP以外の米軍の訓練について、日米共同訓練も含め、具体的な計画はありません。</p>
13	<p>馬毛島は全域が馬毛島鳥獣保護区に指定されており、保安林に指定されている区域以外のほとんどが事業区域となっている。動植物にとってねぐら、採餌場として重要な鳥獣保護区、保安林がなくならないように、事業計画を最小限に縮小すべきである。保安林が事業区域外だから問題ないということではなく、近接する事業地がコンクリートで覆われ雨水も流れてこないようになっては保安林が維持できない。また、保安林内で生息する重要な鳥類にも配慮した計画にすべきである。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
14	<p>外周道路工事も県条例対象となるため、事業に含めるべきである。「国有地を良好な状態で維持・保存し、適正な方法で管理すること」が目的であるため対象としていないとあるが、基地本体と外周道路の建設・存在・供用は一体となって馬毛島の環境に影響を及ぼすものであり、事業者は同一であるのに、この両者を切り離し基地そのものに限定し環境影響評価を行う合理性は全くない。軍事基地と外周道路により島全域がその工事、存在、供用の影響を受ける範囲となり、保安林や埋蔵文化財に影響を受ける可能性も高い。道路規模（車線数、延長距離）、事業者、供用時期、などの基礎資料を示すとともに、事業実施区域の内側に入り込む道路の管理、責任体制を示すべきである。また、アセスが行われる間に工事を行ってはいけないのではないか。</p>	<p>管理用道路については、飛行場等設置の有無にかかわらず、これまでに防衛省が取得した馬毛島の土地を、良好な状態で維持・保存し、適正な方法で管理するために整備するものです。そのため、馬毛島における自衛隊施設整備とは別の事業であることから、環境影響評価の対象としておりませんが、環境影響評価手続とは別に、管理用道路の整備が馬毛島の自然環境等に与える影響について検討することとしています。今後、その結果を踏まえ、環境に配慮しながら、工事を進めてまいります。</p>
15	<p>アセス対象外と称している外周道路の大部分が飛行場支援施設の構内道路等に該当し、東側の飛行場支援施設（隊舎等）から北へ滑走路沿い、南へ係留施設等、燃料施設を結び、西側の訓練施設の外周沿いに計画されており、工事はもちろん、供用後の自衛隊や米軍が使用することは明らかである。このため、土地の改変による動植物への影響が考えられるため、少なくとも事業実施区域内の構内道路（外周道路）の位置を方法書9ページの施設配置図に示すとともに、環境影響評価対象として調査、予測、評価すべきである。そもそも、馬毛島の海岸は90%超が自然海岸で、ウミガメが産卵に上陸し、国の天然記念物に指定されているオカヤドカリの生息地である、海岸生物の多様性が損なわれるおそれのある外周道路計画は撤回すべきである。</p>	<p>管理用道路については、飛行場等設置の有無にかかわらず、これまでに防衛省が取得した馬毛島の土地を、良好な状態で維持・保存し、適正な方法で管理するために整備するものです。そのため、馬毛島における自衛隊施設整備とは別の事業であることから、環境影響評価の対象としておりませんが、環境影響評価手続とは別に、管理用道路の整備が馬毛島の自然環境等に与える影響について検討することとしています。今後、その結果を踏まえ、環境に配慮しながら、工事を進めてまいります。</p>
16	<p>今回の馬毛島基地（仮称）建設に係る環境影響評価の進め方は、そもそも外周道路建設を本環境アセスの対象外とし、さらに建設工事を本環境アセスが方法書段階にも関わらず開始しようとするのは、該当地域の自然環境を事前に大きく損なうことは避けがたく、よって環境影響評価法第1条、『あらかじめ環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保する』という目的を逸脱することを厳しく指摘し、外周道路建設の延期を強く求める。</p>	<p>管理用道路については、飛行場等設置の有無にかかわらず、これまでに防衛省が取得した馬毛島の土地を、良好な状態で維持・保存し、適正な方法で管理するために整備するものです。そのため、馬毛島における自衛隊施設整備とは別の事業であることから、環境影響評価の対象としておりませんが、環境影響評価手続とは別に、管理用道路の整備が馬毛島の自然環境等に与える影響について検討することとしています。今後、その結果を踏まえ、環境に配慮しながら、工事を進めてまいります。</p>

17	<p>外周道路建設は、表土を剥ぐため、赤土が海洋に流出して、海洋汚染を引き起こすことが必至である。また、外周道路は潮間帯の生き物に大きな影響を与える可能性がある。馬毛島は、トコブシ、ミナ、アナゴといった貝がたくさん獲れ、外周道路の工事がこれらの漁に与える影響については何の調査もしませんというのはいままでに乱暴な話である。防衛省の説明会に行くと、地域の皆様の理解が何より大事だと繰り返しかえし防衛省の担当者がお話しているが、外周道路の工事により周辺の生態系、漁場に与える影響については何の調査もしませんということで地域の理解が得られるはずもない。トコブシ漁をする漁師にとって、馬毛島のトコブシ漁は生活を支える大事な漁である。外周道路の工事、供用によってどのような影響が出て知らぬ存ぜぬでは不信感が募るだけである。</p>	<p>管理用道路については、飛行場等設置の有無にかかわらず、これまでに防衛省が取得した馬毛島の土地を、良好な状態で維持・保存し、適正な方法で管理するために整備するものです。そのため、馬毛島における自衛隊施設整備とは別の事業であることから、環境影響評価の対象としておりませんが、環境影響評価手続とは別に、管理用道路の整備が馬毛島の自然環境等に与える影響について検討することとしています。今後、その結果を踏まえ、環境に配慮しながら、工事を進めてまいります。</p>
18	<p>方法書は、外周道路について、調査の対象から除外している。これまでの説明会では、基地関連施設ではなく国有財産を安全に保護するための道路建設につき、基地建設工事に先立って外周道路を施設整備したいと明らかにしているが全くの詭弁と受け止める。基地建設の円滑な工事進捗を図る目的での外周道路であることは明白である。外周道路工事により、魚付き保安林やウミガメ産卵上陸区域等の破壊を招く恐れがあり、貴重な保護すべき固有亜種と位置付けられているマゲシカの個体群の生息、天然記念物に指定されているオカヤドカリの生息に重大な影響を及ぼすものと懸念される。基地関連施設であるかどうかの如何にかかわらず、環境に大きな影響を及ぼす外周道路は環境アセスを必ず行うべきである。</p>	<p>管理用道路については、飛行場等設置の有無にかかわらず、これまでに防衛省が取得した馬毛島の土地を、良好な状態で維持・保存し、適正な方法で管理するために整備するものです。そのため、馬毛島における自衛隊施設整備とは別の事業であることから、環境影響評価の対象としておりませんが、環境影響評価手続とは別に、管理用道路の整備が馬毛島の自然環境等に与える影響について検討することとしています。今後、その結果を踏まえ、環境に配慮しながら、工事を進めてまいります。</p>
19	<p>外周道路について詳細な計画が示されていない。屋久島で西部林道地域の道路建設が問題になったように、環境を閉鎖する外周道路は、生物の移動など島の動植物に大きな影響を与える。たとえ現在の法律で義務がないとしても、国の機関が行う工事であり、環境影響評価を行うべき。</p>	<p>管理用道路については、飛行場等設置の有無にかかわらず、これまでに防衛省が取得した馬毛島の土地を、良好な状態で維持・保存し、適正な方法で管理するために整備するものです。そのため、馬毛島における自衛隊施設整備とは別の事業であることから、環境影響評価の対象としておりませんが、環境影響評価手続とは別に、管理用道路の整備が馬毛島の自然環境等に与える影響について検討することとしています。今後、その結果を踏まえ、環境に配慮しながら、工事を進めてまいります。</p>
20	<p>貴省は馬毛島基地（仮称）の建設を企図して島の土地の購入を図り、その基地予定地等の土地の管理のために外周道路敷設を予定し、また、港湾の建設・運用可能性をみるために海底ボーリング調査を開始している。すなわち本方法書が対象としている事業（滑走路、港湾、関連施設）と外周道路および海底ボーリング調査は、本来一体であり分かちがたい。とりわけ外周道路は工事中も工事後も、馬毛島が高い評価を受けている海岸の生物多様性および海洋生態系に甚大かつ不可逆的なダメージを与えるおそれがある。見方によっては、事前に環境破壊した上で、つまり故意に低い基準を設定し、影響予測・評価するということになる。よって外周道路とボーリング調査を含めた事業計画を建て直して、もしくは本事業計画に両者を含めるべきである。</p>	<p>管理用道路については、飛行場等設置の有無にかかわらず、これまでに防衛省が取得した馬毛島の土地を、良好な状態で維持・保存し、適正な方法で管理するために整備するものです。そのため、馬毛島における自衛隊施設整備とは別の事業であることから、環境影響評価の対象としておりませんが、環境影響評価手続とは別に、管理用道路の整備が馬毛島の自然環境等に与える影響について検討することとしています。今後、その結果を踏まえ、環境に配慮しながら、工事を進めてまいります。</p> <p>また、海上ボーリング調査は事前調査の一環として必要な範囲で行われたものであり、今回環境影響評価の対象とした事業の実施にあたりません。</p>

21	<p>FCLPに係る資料が少ない。米軍の滞在期間や滞在期間中は馬毛島を出ないとの記載がなく明確にすべき。また、一般船の航路と重なるところがあると思われるが、回避をどうするのか運用としての記載が必要と思われる。</p>	<p>航空自衛隊馬毛島基地（仮称）に常駐する部隊は自衛隊です。現在の計画において、米軍は、空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施する際、一時的にこの基地を使用するのみであり、FCLP以外の米軍の訓練について、日米共同訓練も含め、具体的な計画はありません。</p> <p>また、FCLP期間中、米軍人は、馬毛島内において、訓練とその他のための支援活動に従事しております。そのため、馬毛島以外の地域を訪問することは基本的にないと考えています。</p> <p>米軍に対しては、引き続き安全確保を求めるとともに、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めてまいります。</p>
22	<p>FCLPについて説明があるが、深夜3時頃まで実施した硫黄島での訓練実績があるだけで、米軍の計画が確かめられていない。これも自衛隊の運用と同様に具体的な運用については、今後決定するということか。日本として米軍に申し入れる最低限の条件はないのか。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p>
23	<p>FCLPは実際どのように行われるのか明らかにされていない。戦闘機1機ずつ順番に行うため空中では1機なのか、それとも全機が一斉に離陸・旋回・待機し、1機ずつ離発着訓練を行うのか。訓練の実施方法により、飛行経路、騒音コンターは大きく異なるが、具体的訓練の実施方法を明らかにしていない方法書は客観的妥当性に欠けており、重大な欠陥であると言わざるを得ない。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p>
24	<p>計器飛行方式では、種子島に近接することになり、こうした例を他の米軍基地の飛行経路、騒音実績を示すべきである。</p>	<p>騒音状況は環境によって変わるため、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>
25	<p>方法書ではFCLPの内容に関する情報が極めて少ない。年1～2回（1回あたり10日、準備も含め1か月）、タッチアンドゴーの訓練が午前11時から午前3時まで実施される見込みとする程度である。深夜にも行われる訓練だが機数や回数等は示されていない。しかし、航空機騒音と低周波音について、方法書では調査の手法として「当該飛行場は一般的な運航が行われ飛行場の施設は一般的な供用が行われるため標準的な手法を選定」とされており実態とかけ離れている。翌午前3時まで行われるFCLP訓練などは「一般的な運航」にはあたらないため、想定される基地の運用、馬毛島の地理的条件等を踏まえれば、「標準的な手法」による調査では適正で公正な環境アセスは期待できない。航空機騒音について、屋久島町、南大隅町にも自主的な調査地点を設けるとしているが、形だけになるだろう。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p>
26	<p>有視界飛行及び計器飛行の空路が描かれているが、空路への進入路等はどうか回答を求める。種子島周辺への影響も懸念される問題であり、コンターの予測に不可欠な情報である。普天間基地へのMV-22配備でも問題となった。</p>	<p>自衛隊の計器進入方式及び標準計器出発方式の飛行経路を用いた環境影響評価の結果については、準備書第6章にお示しました。</p>

27	<p>タッチアンドゴーを実施する長さが、馬毛島では足りないのではないかと。</p> <p>馬毛島に予定の滑走路のうち、横風用滑走路は1,830メートルである。環境評価方法書の15頁によると、主滑走路の許容横風を超える場合は横風用滑走路で空母艦載機のタッチアンドゴーを実施する計画のようだが、そもそも空母艦載機のタッチアンドゴーを行うためには、約2,400メートルの滑走路が必要である。そのため、横風用滑走路では長さが不足し、タッチアンドゴーを行うことは出来ない。ちなみに、FCLPをこれまで実施してきた厚木基地の滑走路は2,483メートル、硫黄島の滑走路は2,650メートルである。</p>	<p>航空自衛隊馬毛島基地（仮称）の滑走路については、自衛隊及び米軍の双方の所要を満たすよう設定しています。</p>
28	<p>各種ヘリやMV-22のヘリモードの場周経路は、固定翼機の場周経路とは異なるはずであり、それぞれのコンターも予測されるべきだ。自由に航路を拡大、変更する余地を残しており、これではアセスにはならないことから、方法書に反対する。</p>	<p>ヘリコプターの運用も踏まえた上で、環境影響評価を行いました。</p>
29	<p>沖縄、鹿児島、そして首都圏を含む関東平野一帯などで米軍機による低空飛行訓練が連続し、中止を求める声が多く上がっている。方法書には「本飛行場で主に使用する航空機の写真」と空母艦載機4機種が紹介されているが、低空飛行訓練でも問題となっているC-130系の米軍輸送機の使用もあるのか、またはここを起点に種子島や近隣で低空飛行訓練をおこなうのか否か、米軍の裁量に委ねることなら、政府としてこれを容認するのか否かなど具体的な考えが示されていない。住民の懸念にこたえない方法書には反対する。</p>	<p>航空自衛隊馬毛島基地（仮称）に常駐する部隊は自衛隊です。現在の計画において、米軍は、空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施する際、一時的にこの基地を使用するのみであり、FCLP以外の米軍の訓練について、日米共同訓練も含め、具体的な計画はありません。</p>
30	<p>飛行経路のとおり飛行可能な根拠が示されていない。飛行速度、飛行時の高度等により飛行経路が異なる。</p>	<p>自衛隊の計器進入方式及び標準計器出発方式の飛行経路を用いた環境影響評価の結果については、準備書第6章にお示ししました。</p>
31	<p>使用予定の航空機の機種ごとに、その飛行経路・高度、飛行時間帯、飛行回数、その主要な騒音、排ガスの原単位を事業内容で示すべきである。</p>	<p>飛行経路等については、準備書第6章にお示ししました。</p>
32	<p>自衛隊機の訓練時の詳細は今後検討・計画すると記載する一方で、使用する戦闘機の機種等が例示されている。自衛隊がどのような戦闘機を使用するのか、その訓練の頻度（年間の訓練日数等）はどうか等が確定しない限り騒音等の調査・予測は不可能である。方法書は重大な欠陥があり撤回すべきである。</p>	<p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p>
33	<p>空母の寄港について、寄港周期、滞在期間、補修、整備をするのか、燃料油の補充、入れ替えをするのか、油類など廃棄物の処理は「どこが、どこで」するのかを明らかにすべきである。</p>	<p>米空母を含め、現時点では、米軍の艦艇の使用について具体的な計画はありません。</p>
34	<p>原潜の寄港は想定されているのか否かも重大な問題だ。沖縄では寄港した原潜による放射能漏れが複数回発覚している。沖縄のホワイトビーチでは原潜寄港前に放射能の測定準備がおこなわれてきたが、米軍の一方的な「運営上の理由」により事前通報がなくなり、放射能の測定ができない期間があった。寄港を想定しているとすれば放射能対策を明示すべきだ。</p> <p>原潜は海洋を戦域とする兵器としては最強であり、敵も動向を注視する。放射能汚染や軍事的緊張を高める原潜の存在は看過できず、それが明確にされない方法書には反対する。</p>	<p>米原潜を含め、現時点では、米軍の艦艇の使用について具体的な計画はありません。</p>
35	<p>自衛隊員が150～200名恒常的に勤務することになっているが、その宿泊或いは居住場所はどこになるのか、明らかでない。</p>	<p>基地に所属する自衛隊員やその家族は、種子島に居住することとなります。</p>

36	<p>基地施設全体配置図の一角に火薬庫とあるが、ここに格納される火薬の使用目的に疑義がある。まさか、訓練や有事の敵地攻撃のための砲弾や爆弾は含まれていないと思うが、もし今後、攻撃用の砲弾やミサイル核弾頭等を格納する可能性があるとするれば大きな問題であり、特に、これからも未来永劫種子島に住み続け生活しようとしている島民にとっては由々しき問題である。また、火薬庫の維持管理は、不測の事故等による環境や人身に対する影響につきその防護策をどのようにアセスするのかその方法についても説明願いたい。</p>	<p>基地の運用や警備に必要な火薬類を貯蔵するための施設として、火薬庫を設置する予定です。</p> <p>火薬庫に起因する「不測の事故等による環境や人身に対する影響につきその防護策」については、環境影響評価の項目ではありませんが、火薬庫の設置に当たっては関係法令に則り、保安距離等の安全性を確保しながら対応してまいります。</p>
37	<p>燃料施設、火薬庫と、危険な施設が多い割に“防火、防災等に関しては、今後の詳細検討等の結果を踏まえつつ、消防法等の関係法令にのっとり、適切に計画します。”とあるのは不十分である。使用する燃料の種類を明らかにし、流出場所ごとの対策を示す必要がある。また、燃料漏れが生じた場合の対策は必須である。</p>	<p>燃料施設等には消火設備を整備します。また、地上式燃料タンクの周辺には防油堤を設置します。</p> <p>いずれにしましても、防火、防災等に関しては、消防法等の関係法令に則り、適切に計画します。</p>
38	<p>給排水計画、汚水排水計画、雑排水、雨水の処理はどのようにする考えか示してもらいたい。汚水・雨水の量、汚濁状況、放流先を示して、この馬毛島の周辺水質に影響を与えないような処理方式・処理量を示し、意見を求めるべきである。現状では、島周辺の海域の汚染、沿岸に生息する底生生物やサンゴ類、海藻草類、魚類や漁業への影響について適正な予測と評価はできない。環境影響に関する重要な点で内容が不十分である。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
39	<p>洗機場での洗浄による塩分や汚れの処理方法については、“今後の詳細検討の結果等を踏まえ、適切に計画します。”とあるが、洗機場排水の性状（用いる洗剤、溶剤の種類及び成分）、浄化方法が不明なため、適切に計画するとする根拠が乏しい。また、洗機場排水には、通常の污水处理浄化槽では処理できない物質（グリース、ベンゼン等）があり、対応できる処理施設が必要である。さらに、洗機場排水の飛沫対策が検討されていない。</p>	<p>洗機場からの排水については、適切に処理した上で排水します。</p>
40	<p>火災対策の備えとして消火施設が必要となる。</p> <p>消火剤はどのような種類を貯蔵するのか。消火剤の成分も公表すべきである。</p> <p>自衛隊はPFAS類の泡消火剤を全国の陸海空自衛隊基地で保有していることを明らかにし、有害性を認めているが、代替品がないことを理由に当面保有する考えだ。「馬毛島基地」でもPFOSをはじめとするPFAS類の泡消火剤を貯蔵するのか否かの回答を求める。貯蔵する場合、流出事故により土壌や海洋に汚染が及ぶことは明白だ。その際、予めどのような対策を備えるのかが不明であり、方法書に反対する。</p>	<p>防衛省・自衛隊は、令和2年2月に策定した「防衛省におけるPFOS処理実行計画」に基づき、PFOS含有消火剤等の交換及び処分を進めています。また、交換に際しては、PFOAに関する規制の対象とならない製品であることを製造メーカーに確認した上で進めています。</p> <p>航空自衛隊馬毛島基地（仮称）において使用する消火剤についても、関係法令や各種計画を踏まえ、適切に管理していくこととしています。</p>
41	<p>飛行場施設以外の施設として、港湾施設（係留施設等、揚陸施設、仮設栈橋）の建設が予定されているが、その規模についての記述がない。鹿児島県環境影響評価条例によれば、埋立・掘込面積120ヘクタール以上の港湾計画は同条例に基づくアセス対象となる。港湾施設の建設は条例アセスの対象か否かを明らかにすべきである。正確な評価を求める立場から、計画している係留施設等の規模を明らかにすること。仮に、未だ確定していない場合でも、計画段階の最大値を明らかにすること。</p>	<p>港湾施設については、埋立・掘込はないため、鹿児島県環境影響評価条例の対象とはなりません。また、係留施設等の規模等については、準備書第2章にお示ししました。</p>
42	<p>係留施設等、揚陸施設の計画が示されているが、台風の被害が大きいこの地域の特性から波浪条件からの検討及び海域など自然環境に対する検討が示されていないため、不適切な計画である。</p>	<p>港湾施設については、波浪条件等を検討の上、設計するとともに、港湾整備が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>

43	<p>港湾施設の規模・構造・施設の詳細は今後検討するとしているが、このことが明白にならない限り、正確な調査、予測等はできない。特に漁業への影響の変化、資源（藻場・海流・回遊魚等）の変化等の調査・予測は最も重要な事項となり、「今後検討する」では絶対に認めることはできない。港湾区域の規模等により環境は著しく異なる。「今後検討する」としている方法書は重大な欠陥であり、取り下げるべき。なお、「係留施設」が計画されているのは、馬毛島一番の好漁場である横瀬付近である。</p>	<p>港湾施設の計画については、準備書第2章にお示しました。 また、港湾施設の整備が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
44	<p>港湾施設について、水の汚れ、土砂による水の濁り、流況、海域動植物、及び海域生態系に関する調査地点をそれぞれ港湾施設工事等で選択しているにも関わらずその計画は具体的に示されていない。これは対象事業の内容が軽微な変更ではないことから、港湾整備計画を確定したのちに、適切に環境影響評価を行うこと。</p>	<p>港湾施設の計画については、準備書第2章にお示しました。 また、港湾施設の整備が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
45	<p>港湾建設工事に関する、環境アセスの予定が記されていない。「港湾施設については、詳細な建設計画ができあがっていないから。」との理由付けがあると聞いたが、「造ることは決まっているが、詳細は不明だから影響評価をしない。」という理屈がまかり通るのであれば、「計画を示せないという理由付けにより、環境アセスなどしなくとも着工が可能。」という一方的なロジックに陥りかねない。これが許されたのであれば、最悪の場合、「前例がある。」として悪用される可能性までもが懸念される。当然ながら、「悪しき前例」となり得る事案を作るべきではない。実際に、建設計画のあらましが完成していないというのであれば、将来的に、施設の建設やその工事に伴う可能性があると推測される、ありとあらゆる影響に関し、全ての調査を行うべきではないか。</p>	<p>港湾施設の整備が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
46	<p>浚渫する場合は大量の土砂等はどのように処理されるのか。</p>	<p>本事業では、浚渫の計画はありません。</p>
47	<p>種子島の3市町または近隣離島、九州地方または沖縄県に「馬毛島基地」を運用するための島外の支援施設の建設、あるいは支援部隊の新編はあるのか回答を求める。通信網、送電線（海底ケーブル含む）、上下水道等や連絡道路の敷設の計画とこれに伴う環境への影響についても示されるべきであるが極めて具体性が乏しい。ゆえに方法書に反対する。</p>	<p>航空自衛隊自衛隊馬毛島基地（仮称）を整備するに当たっては、種子島において、隊員等が居住するための宿舎や馬毛島の施設の安定的な運用及び適切な維持管理を行うための整備を計画しており、令和3年12月20日に公表した「馬毛島基地の施設配置案、種子島の施設整備、環境保全措置の検討状況について」でお示ししたとおりです。</p>



48	<p>方法書まえがきに、「本事業は…環境影響評価法第2条第4項に基づく対象事業（第二種事業）に該当」とあり、方法書7ページに「滑走路の長さは2,450m(主滑走路)及び1,830m(横風用滑走路)を予定しています。」とあるが、滑走路の長さを示す9ページの「図-2.2.3 施設全体配置図」が正しいとすると、滑走路延長は約2.8kmもあることになり、明らかに第1種事業の2,500m以上をこえており、第1種事業として環境影響評価を行うべきである。第1種事業であれば、環境影響評価法が完全適用され、今回の方法書の前に配慮書を作成・公表し、環境大臣の意見を求めることが義務付けられ、関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない、こうした原則的な手続きからやり直しが必要である。配慮書は、計画・構想段階で、なぜこの事業がここに今必要か、他の案はないのかという複数案の検討が必要であり、それに対する意見を集めて事業者の見解を示す必要がある。また、配慮書であれば主務大臣から環境大臣の意見を求めなければならないとされているが、方法書、準備書では基本的にその必要がなく、最後の評価書で環境大臣が関わるだけであり、配慮書を省くのは重要な問題である。第2種事業だとしても、本事業による環境影響は甚大・深刻であることが予想されるため、環境影響評価法第4条第6項の「第2種事業を実施しようとする者は、第1項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うことができる。」を適用し、通常第1種事業と同様に配慮書、方法書、準備書、評価書と手続きを取るべきである。</p>	<p>本事業は、新設される主滑走路の長さ(2,450m)から、環境影響評価法施行令において定められる第2種事業の要件に該当します。</p>
49	<p>環境影響評価法の規定に基づく第2種事業としている。第2種事業であれば、第1種事業で実施しなければならない法第3条で規定している「計画段階環境配慮書(配慮書)」作成が任意となり、方法書の前段である「配慮書」が作成されない。法第3条(国等の責務)では、「事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識し」とあるが、滑走路の長さが50m短いことで第2種事業となり、「配慮書」を作成しないことで、環境影響評価に費やす時間が短くなるのであれば、法の趣旨を軽視したものであり、非常に恣意的な物を感じる。</p>	<p>本事業は、新設される主滑走路の長さ(2,450m)から、環境影響評価法施行令において定められる第2種事業の要件に該当します。</p>
50	<p>工事計画に施設は示されているが、関連する道路が記載されていない。道路なしでの運営はできないはずであり、記載が必要と考える。</p>	<p>準備書においては各施設の整備位置を示しており、関連する道路は各施設の整備位置を示す枠の中に含んでいます。</p>
51	<p>工事概要として環境影響評価に必要な工事量、搬入ルートぐらいは記載すべきである。交通量の少ない種子島に、いったいどれだけの工事運搬車両が追加されるのかが心配である。事業計画で種類別の搬入量、搬入ルート、搬入台数を示し、どの道路、どの港湾にどの程度の影響を与えるかが判断できるようにすべきである。</p>	<p>搬入ルートや施工量等については、準備書第6章にお示しました。</p>
52	<p>滑走路建設のための大規模な新たな工事が必要となるが、その工事がどのように行われるのか、具体的なことが環境影響評価方法書では記載されていない。</p>	<p>工事の内容については、準備書第2章にお示しました。</p>
53	<p>建設工事に伴う副産物として発生する廃棄物の処理方法と保管場所、廃棄物の移動先が明確に示されていない。工事前に廃棄物等に係る予測方法を明確に示されない限り、馬毛島のFCLPと施設建設に反対する。</p>	<p>廃棄物の処理方法等については、環境影響評価を行い、準備書第6章にお示しました。</p>

54	<p>馬毛島基地等での訓練時に、海上・航空を占有することから、方法書301ページ「海上交通」「航空交通」に示される所要時間やダイヤに影響はないのか。船や航空機、ドクターヘリは離島住民が本土との行き来で使用する重要なライフラインであり、ケガや病気など本土への搬送に1分1秒を争うような事態もたびたび起こる。自衛隊や米軍による訓練が行われるときでも、これまで通り所要時間・ダイヤで運行することの保証を、誰が行うのか。先日の防衛省の説明会では「基本的に」という言葉を多く聞いたが、島民の命がかかわることに、例外を認めないでほしい。仮に訓練・移動による影響が出た場合、誰がどのような対処・補償をするのか。</p>	<p>航空自衛隊馬毛島基地（仮称）及びその周辺での訓練は、関係機関と十分調整の上で実施いたします。</p>
55	<p>南海トラフ地震による巨大津波が襲来した場合、島のほとんどが低くて平らな地形の馬毛島は津波に耐えられるのか。基地そのものの存在はどうなるのか。訓練のための基地とはいえ、国民の生命を守る拠点施設とならなければならない。巨大津波に対する備えはどのようにするのか教えてほしい。</p>	<p>鹿児島県が作成する津波浸水想定及び南海トラフの巨大地震モデル検討委員会の第二次報告における馬毛島の津波浸水想定によれば、津波は沿岸部のみに到達し、内陸部には到達しないとされています。</p> <p>いずれにしましても、航空自衛隊馬毛島基地（仮称）に設置する施設については、所要の災害対策等を講じてまいります。</p>
56	<p>格納庫・港湾施設の整備は米軍FCLP訓練のためだが、災害発生時にはどのような活用がされるのか。そのためのアセスは特に記載されていない。100%FCLP訓練のための施設が目的ということが、あからさまに出ている。</p>	<p>馬毛島に施設が整備された場合、例えば、周辺地域で災害が発生した際に、馬毛島を災害派遣時の一時的な物資や人員の集積・展開地とすることで、より効果的、効率的な災害対応を行うことが可能となります。</p>
<p>3. 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況</p>		
57	<p>対象事業実施区域及びその周囲の概況については、西之表市、中種子町、南種子町としているが、近接する種子島の1市2町だけでは不十分である。特に飛行場という特殊性から、自然豊かなこの地域に、騒音と排ガスを広範囲にまき散らすため、調査対象地域としては、馬毛島から20km圏の屋久島と南大隅町を含むべきである。</p> <p>現に、方法書423ページでは、騒音の現地調査は、対象事業実施区域内1地点及び種子島6地点のほか、屋久島町、南大隅町にも自主的な調査地点を設けることを明言している。</p>	<p>屋久島町や南大隅町については、馬毛島から30km以上離れており、影響の及ぶ範囲が広いと考えられる航空機の運航に伴う騒音による周辺環境への影響についても、既存の事例を踏まえれば、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」に該当しないものと考えておりますが、自主的な環境騒音の調査を実施し、調査結果を準備書第6章にお示ししました。</p>
58	<p>屋久島町を対象地域にすべき。</p> <p>軍事訓練の住民生活・自然環境への影響の及ぶ範囲が確定できない以上、可能性が否定できない三島村・南大隅町も同様に対象地域に含む必要がある。</p>	<p>屋久島町、南大隅町及び三島村については、馬毛島から30km以上離れており、影響の及ぶ範囲が広いと考えられる航空機の運航に伴う騒音による周辺環境への影響についても、既存の事例を踏まえれば、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」に該当しないものと考えておりますが、自主的な環境騒音の調査を実施し、調査結果を準備書第6章にお示ししました。</p>

59	<p>環境アセスメントは「今の暮らし、これからの暮らし」を守ってゆくために、影響が無いか調べることだと思う。調査に入る前に次の項目を過去30年間を調査し、公表することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震、台風、高波など：対象地域；鹿児島、沖縄県下及び種子島、馬毛島</li> <li>・漁業：対象地域；鹿児島県、沖縄県下の海域及び種子島、馬毛島地域の海域</li> <li>海岸の砂浜の増減、珊瑚、魚類の種別と漁獲量</li> <li>昆布など海中植物、浮遊物、油類の量と内容物</li> <li>・農業：対象地域；種子島、馬毛島</li> <li>河川水の流水量、水質、樹木、栽培物の変化と現状</li> <li>・動植物：対象地域；種子島、馬毛島</li> <li>種別の生息数</li> <li>・社会環境：対象地域；鹿児島県下、種子島、馬毛島</li> <li>人口の移り変わり（種子島で働く人、出かけて働く人）</li> <li>暮らしや子供たち</li> <li>振動、騒音、臭気などへの影響、学校施設、住居や宇宙センターへの影響</li> <li>来島者、観光客の増減、傾向など</li> </ul>	<p>対象事業実施区域並びにその周囲における自然的状況及び社会的状況については、「防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（以下、「主務省令」という。）第四条に基づき調査し、準備書第3章にお示ししました。</p>
3.1 自然的状況		
60	<p>対象事業が実施されるべき区域及びその周辺の概況について、騒音、水質、地下水の水質の項目について馬毛島においても概況を示すべきである。</p>	<p>馬毛島では騒音等に係る既存の資料がないため、現地調査を行い、その結果を準備書第6章にお示ししました。</p>
61	<p>対象事業実施区域の馬毛島の河川が全く調査されていない。方法書439ページの水の汚れの調査地点の設定根拠では“工事が行われる東側（南側）の海域に流入する河川”として、名称もないような小河川と思われるが、“R3、R4、R6、R10”の4地点を記載している。この4河川を追加すべきである。また、保安林のある馬毛島の西側には河川はないのかも明記すべきである。</p>	<p>馬毛島では河川に係る既存の資料がないため、現地調査を行い、その結果を準備書第6章にお示ししました。</p>
62	<p>絶滅危惧種や表徴種等の重要な生物種のスクリーニングが不十分であり、関係する重要な論文や報告書等も十分に網羅されていない。動植物（マゲジカ）を含む自然生態調査の専門家の知見が無視されている。もっと多くの専門家や学会に協力要請を行い、十分な内容を持って方法書を作成されたい。</p>	<p>方法書は、専門家へのヒアリングもを行い作成しました。 また、調査、予測及び評価の結果等についても、専門家へのヒアリングを行い、その結果を準備書第3章や第6章にお示ししました。</p>
63	<p>調査対象に海岸性（砂浜、礫浜、岩礁、干潟）の生物が取り上げられていない。馬毛島の海岸線は貴重な生物相を擁しており干潟環境も見つかっているとの記述が方法書内でもあることから、海岸生物の特徴も整理して示しておく必要がある。</p>	<p>潮間帯生物として海岸の生物も調査し、その結果を準備書第6章にお示ししました。</p>
64	<p>生物種の記録上重要と思える事項として追加いただきたい点がある。 ひとつは種子島の甲女川河口の特徴として、ヤマトオサガニの地理的分布の南限地に当河口がなっていること。また種子島の熊野海岸一帯の砂浜にスナガニが生息しているが、その個体群は本種の日本における分布南限地であること。対象地域とその周辺地域の生物の記録リストに上がっていない貝があること。具体的にはカワアイという絶滅危惧種が大浦川河口に多数生息している。</p>	<p>調査対象の生物種につきましては、専門家等へのヒアリング結果も踏まえて適切に選定しております。</p>
65	<p>馬毛島は環境省により「生物多様性の観点から重要度の高い海域」として選定されているが、その理由とされる「貝類の多様性の高さ」について、方法書に触れられていないように思う。考慮すべきではないか。</p>	<p>貝類の多様性の高さについては、文献調査を行い、その結果を準備書第3章にお示ししました。</p>
66	<p>図-3.1.12(1)では、馬毛島全域が「重要な干潟」となっているが、これは意味不明である。</p>	<p>「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物－鹿児島県レッドデータブック2016－」の図に基づきお示ししました。</p>

67	<p>対象事業実施区域及びその周囲の概況については、既存の資料及び概況調査により把握したとあるが、概況調査は環境影響評価法で禁止されている事前調査に該当する。</p> <p>環境影響評価法第31条（対象事業の実施の制限）「事業者は、第27条の規定による（評価書の）公告を行うまでは、対象事業を実施してはならない。」（現地調査も当然、対象事業の実施に該当する）とされており、「概況調査」は環境影響評価法違反である。しかも調査方法はほとんどが目視観察、現場踏査であり、調査業者名もなく、調査期間は2019年2月、3月、2020年6月に全項目を実施しており、信頼に値するものではない。つまり、方法書への意見も勘案し、調査方法が確定してから行うべき調査を、事業者は既に行っており、何のための方法書かと問われることになる。方法書段階では、文献調査で十分である。</p>	<p>環境影響評価法上、方法書手続の完了前から必要な調査を行うことは制限されていません。方法書手続の完了前から「環境現況調査」を行うことにより、方法書における環境影響評価の項目及び手法の妥当性について、より客観的根拠を示すことができるとともに、調査の結果を方法書段階の検討等に活用できる等、環境配慮の充実化に資するものと考えています。</p>
68	<p>馬毛島における動植物の概況調査において、南方新社が発行した「馬毛島、宝の島-豊かな自然、歴史と乱開発-」による調査結果と馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価方法書のあらましに記載されている調査結果が違う。あらましの方が、数字が少なく記載されており、あらましにあった、文献その他の資料等による調査ではなく、誰がどのような形で、何日間実施したのか、もう一度専門家も交えて現地での概況調査を行うべきである。あらましに出てくる「重要な種」であるが、この「重要な種」のみの限定とし、それだけを保護だけをすると、生態系が崩れ、その重要な種も絶える事は確実である。計画では、ほぼ馬毛島全体が施設となる為、基地との共存は事実上不可能である。</p>	<p>あらましには概況調査で確認された、重要な種の数のみ記載しましたが、方法書には文献調査による種の数等も記載しました。</p> <p>また、準備書は、概況調査に加えて環境現況調査の結果も踏まえ作成しました。</p>
69	<p>重要な生物種の概況調査の確認位置を表示すべきである。許可なく立ち入ることができない土地であるのに、保護のため確認位置を表示しないという理由は理解できない。無用の憶測を呼ぶだけである。</p>	<p>盗掘・密猟の危険性が高まる可能性があることから不開示としました。</p>
70	<p>シカの個体数調査はあまりにもずさんである。調査をやり直して、できるだけ正確な数（+単位までの推定数）を示すべきである。そのためには複数回の個体数調査が必要であろう。</p>	<p>方法書に記載した個体数は、概況調査の結果を基に記載しました。</p> <p>準備書は、概況調査に加えて環境現況調査の結果も踏まえ作成しました。</p>
71	<p>淡水産貝類のドブシジミ属が確認されているが、種名を確定してもらいたい。本土のドブシジミと同一種なら南限種、そうでなければ新種（固有種）となるだろう。少なくとも種名が確定するまでは、現状のまま保護すべきである。</p>	<p>ドブシジミ属については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
72	<p>植物と昆虫は少なくとも春、夏、秋の調査が必要ではあるが、十分とは言えない。これまでの調査で新記録種がいくつも確認されているのに、当然確認されるべき重要な種がいくつか脱落している。年に1度だけ極めて短期間に発生するものは発生時期における再調査が必要である。冬期を除き毎月1回程度の調査をすべきである。</p>	<p>動植物については、春、夏、秋の調査を適切に行った上で、予測及び評価を行っております。</p>
73	<p>方法書に「概況調査で重要なサンゴは確認されなかった」とあるが、確認された78種類のサンゴ類は周辺の海洋生物と長い時間の中で密接な共存関係になっていることは間違いない。なので、馬毛島に生息しているサンゴはすべて重要である。</p>	<p>「重要な種」とは、他の生物と同様に、国のレッドリスト掲載種等に該当するものとの意味で用いております。</p>
74	<p>3.1.6(1)-1の「自然景観資源」において、馬毛島に自然景観資源が選定されていないとするのは、過去に研究者と自治体との協力で継続されていた自然体験学習などの実態に照らし、著しい事実誤認である。馬毛島こそ第一級の自然景観資源であることを認識できない環境影響評価は、その名に値しない。</p>	<p>「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査」（環境庁、平成元年）には、馬毛島自体は自然景観資源としては選定されておきませんが、景観については、環境影響評価項目として選定しており、その予測及び評価を準備書第6章にお示ししました。</p>

75	人と自然との触れ合いの活動の場に、馬毛島の自然、特に自然海岸などを磯遊びや磯釣りなどを通して通年楽しんでいるので、その対象に含むこと。	人と自然との触れ合いの場の利用形態等については、ヒアリングや現地踏査により把握し、準備書第6章に記載しました。なお、現地調査の中では、馬毛島の自然海岸での磯遊びや磯釣りは確認されませんでした。
76	対象となる場所の重要な部分に、西之表市が所有する小中学校跡地が含まれているとのことだが、ここでは例年市による青少年の自然との触れ合い事業として「馬毛島体験活動」が行われていると聞いている。市のHPにも記載がある。方法書には「人と自然との触れ合いの活動の場」は確認されていない旨の記載があるが、過去に研究者と自治体との協力で継続されていた自然体験学習などの実態に照らし、明らかに誤っている。所轄の西之表市が、まさに馬毛島を人と自然の触れ合いの活動の場として復活させようとしていることを方法書に取り入れるべきである。表4.1.2(2)の地域特性も同様の対応が必要。	馬毛島体験活動の実施概要については、準備書第3章にお示ししました。
3.2 社会的状況		
77	人口について、西之表市、中種子町、南種子町の調査結果が記載されているが、鹿児島県西之表市馬毛島の人口を個別に調査し、人口減の経緯を明らかにすべきである。	馬毛島の過去の人口の推移については、環境影響評価の対象とならないことから、調査しておりません。 なお、人口に係る情報については、準備書第3章に一部記載しました。
78	方法書284ページ「漁業の状況」に、馬毛島・種子島海域でとれる9つの魚種が挙げられている。種子島の南西沖までも含む広範囲で調査することも大事だが、馬毛島基地建设でいちばんの影響を受けるのは、馬毛島周辺で漁業を営む漁家である。「環境影響評価方法書のあらまし」5ページ「サンゴ類」に示すような形で、馬毛島周辺海域でとれる魚種と漁獲量を示していただきたい。ちなみに284ページで、馬毛島周辺海域で採れる魚種として記載があるのは、カンパチ、キビナゴの2種のみである。しかし、実際に操業する漁師によると、トコブシ、アナゴ貝、イセエビ、アサヒガニ、アオリイカ、トビウオ、ブリがあるそうで、聞き取り調査でも十分なデータが取れると思う。実際に即した正確な情報をもとに調査してほしい。	西之表市、中種子町、南種子町の水揚高等の情報については、準備書第3章にお示ししました。
79	馬毛島周辺は豊富な漁業資源があることをさらに明確にするため、漁業権、漁港、漁礁の状況だけではなく、方法書264～266ページの産業別事業所数及び従業者数では、西之表市の事業所数19(2.2%)に対し、従業者数245(4.4%)と小規模な業態であることを明記し、漁獲量の推移を魚種別に調査し、記載する必要がある。	西之表市、中種子町、南種子町の水揚高等の情報については、準備書第3章にお示ししました。
80	3.2.2(2)「海域の利用」は全体として把握が不十分であり、特に基地計画で最大の影響を受ける馬毛島周辺における漁業の歴史と実態については、適切なインフォーマントから徹底的に聞き取り直す必要がある。表4.1.2(2)の地域特性も同様の対応が必要。	西之表市、中種子町、南種子町の水揚高等の情報については、準備書第3章にお示ししました。
81	3.2.7(3)-1)「鳥獣保護区」は鹿児島県の指定だが、馬毛島全島が該当する現状と基地計画とをどう整合させるのかという課題について、県当局と協議の上、本方法書に取り上げるべきである。	馬毛島は、鳥獣保護区に指定されていることから、鳥獣の捕獲については、鹿児島県の許可を得て行うこととなります。 一方で、馬毛島は特別保護地区に指定されていないことから、工作物の設置等については、鹿児島県の許可を要しないものと承知しています。
82	3.2.7(4)-1)「史跡・名勝・天然記念物等」に明記されたオカヤドカリは馬毛島に生息する国指定の天然記念物だが、文化財保護法所轄の文部科学省は、オカヤドカリの生活に死活的影響を及ぼす基地計画並びに外周道路建設をどう考えるのか、本方法書に取り上げるべきである。	オカヤドカリについては、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。

83	3.2.7(4)-2「埋蔵文化財包蔵地」に明記された馬毛島の貴重な「椎ノ木遺跡」と「葉山王籠遺跡」は基地計画地域から外れているが、建設工事及び供用・運用による影響を免れるものではなく、どう取り扱うかという課題を本方法書に取り上げるべきである。	椎ノ木遺跡及び葉山王籠遺跡は、施設配置案の外に所在しており、工事や施設の存在及び運用による影響があるとは考えておりませんが、いずれにしましても、遺跡の取扱い等については、関係法令に基づき適切に対応します。
4. 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法		
4.1 環境影響評価の項目の選定		
84	方法書では、馬毛島の地域特性・環境特性、軍事基地の事業特性・特殊性についてほとんど言及されていない。基地については「飛行場及びその施設を使用して輸送機の離着陸及び航空機を使用した訓練が行われる」と軽く述べただけで実態を示していない。	地域特性及び事業特性については、準備書第3章及び第2章にお示ししました。また、現況調査の結果及び対象事業の内容についても、準備書第2章や第6章にお示ししました。
85	施設整備案で「陸海空自衛隊の訓練」に例示された訓練は、ステルス戦闘機F35Bや輸送機オスプレイなど米軍と共通機種種の航空機なども対象とされ、将来は米軍、自衛隊双方の訓練が集中する可能性があり、騒音被害が予想される。供用時の騒音・振動について環境影響評価項目に選定し、調査、予測・評価を実施すること。とりわけ、FCLPがもたらす爆音や低周波、振動については、硫黄島の訓練基地における実態調査に基づくデータを基礎に、馬毛島基地計画の環境影響評価を行うこと。 馬毛島内に棲息する陸域動物には、FCLPがもたらす爆音や振動が直撃するし、海域動物も、音や低周波、振動に影響を受けるから、爆音や低周波、振動が陸域及び海域の棲息や生態系、漁業に与える影響についても精査されなければならない。 佐賀県の発行した「佐賀空港の自衛隊使用要請に関する論点整理」と題する資料には、海中騒音と漁業被害について検討されていることにも照らすと、FCLPによる爆音や振動が、陸域生物及び海域生物の生息に対し与える影響について調査されるべきである。	航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。
86	離着陸訓練について、その時刻及び「騒音、振動、衝撃波、着地重量、電波障害」の調査をすること。低空飛行訓練について、そのルート、目標、時期、回数及び「高度、騒音、振動、衝撃波、電波障害」の調査をすること。内容が決まっていないから「調査できない」は認められない。すでに全国各地で「艦載機離発着、無法な低空飛行」を行っている。	航空機騒音及び電波障害の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。 航空機の運航による振動については、低周波音として環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。
87	環境影響評価の項目の選定及び非選定理由、並びに調査地点の設定根拠について、計画によると馬毛島の自然環境及び生物への影響が及ぶことは必至であるから、工事の実施及び飛行場及びその存在及び供用に係る大気環境及び水環境のすべての項目を選定すること。	大気環境（騒音、粉じん等）及び水環境の生物への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
88	基地運用後の大気汚染についても評価すべき。	航空機の運航による大気質への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。
89	米軍や自衛隊機の騒音が住民生活や環境にどのような影響を及ぼすのか評価する項目が無い。	航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。

90	<p>昨年末の住民説明会の折、環境アセスメントでは、一回の騒音の大きさなどすぐにわかる影響以外の、その状況（騒音や環境汚染、恐怖感による精神的苦痛など）に長期間さらされることによる住民の心身の健康への影響などは測れないのではないかと質問をしたところ、そのような視点ももってアセスを行いますというような返答を担当者の方がされたと思う。しかし、方法書の中にそのような視点をもった調査項目は見当たらない。近隣住民の生活に与える影響についての予測調査項目が不十分であり、追加すべき。また、漁業や畜産業、観光業等の生業に与える影響についての予測調査も必要だと思う。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
91	<p>方法書12ページには、“航空灯火…滑走路灯、滑走路末端灯、誘導路灯及び進入灯等の航空灯火を設置します。”とあるが、西北西の主滑走路は、馬毛島内ぎりぎりに設置されるため、誘導路灯及び進入灯等は海上施工にせざるを得ないが、その工事があることを明記し、それに伴う水の濁りも予測対象とすべきである。</p>	<p>誘導路灯及び進入灯は海域には設置しません。</p>
92	<p>水の汚れの予測項目はCODだけでは不十分である。CODは、あくまでも有機物の汚濁の代表的指標であるだけであり、サンゴ礁生物の生息環境に係る影響については、栄養塩類、底層溶存酸素量の拡散状況等から評価する必要がある。また、現地調査で生活環境項目、健康項目等を調査するのだから、中部国際空港評価書2020年3月並みに、pH、全窒素・全磷、底層溶存酸素量ぐらひは予測すべきである。</p>	<p>主務省令の参考手法では、水の汚れとしてCODを計算することとなっていることから、方法書においては、CODを予測することとしました。 その上で、県知事意見も踏まえ、全窒素及び全りん拡散計算も行い、その結果を準備書第6章にお示ししました。</p>
93	<p>港湾機能の整備にとまなう環境への影響も強く懸念される。接岸する艦船の重量（総トン数排水トン、載貨重量トン数）を想定して岸壁周辺や航路の浚渫が必要とするならば、海流の変化、生態系への影響も分析すべきである。</p>	<p>本事業では、浚渫の計画はありません。</p>
94	<p>航空機の運航が、周辺環境の重金属・有害元素汚染を引き起こしていることは、先行の研究等により示されている。航空機の訓練を日常的に行いFCLP訓練等で離着陸を繰り返す計画が実行されれば、馬毛島周辺の大気や水質、土壌にも、鉛をはじめとする重金属や排ガス中の有害物質による影響が及ぶと考えられる。方法書の大気質、水質、土壌に係る環境に関する環境影響評価の項目には、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、硫酸酸化物、粉じん等という汚染物質しか示されていないが、健康被害が懸念される重金属、有害元素、化学物質等の環境汚染について、より詳細な調査、予測、評価を行う必要があると思う。具体的には鉛、カドミウム、インジウム、アンチモン、ヒ素等の他、ベンゼン、キシレン、トルエン、1,3-ブタジエン等の化学物質についても現況調査を行い、その結果と施設の供用による変化の予測を公表し、対策を示していただきたい。</p>	<p>航空機の運航による大気質への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p>
95	<p>馬毛島で行われる訓練の中には、F35Bが使用される計画が記載されている。F35Bは垂直離陸型の戦闘機であり、高熱を直下に噴出しながら離陸することから、滑走路には特殊な強化コンクリートが使用されると聞く。大量に使用されるコンクリートから染み出すものには、環境に有害な物質もあると推測される。滑走路が設置される範囲や、周囲の土壌や漁場への被害等、その影響についての的確な調査を行うべきではないか。</p>	<p>滑走路等に用いるコンクリートの材料については、事前に有害な物質が含まれないことを確認した上で用いることとしています。</p>
96	<p>昨今、米軍基地等周辺において「有機フッ素化合物」による環境汚染が深刻であることが明らかになっており、島の基地化によって国土と海洋が汚染されることが懸念される。火薬・爆薬や航空機に係る軍事基地特有の有害物質の使用・廃棄が考えられ、地下水汚染も含めて、調査・環境保全措置の検討がなされるべきと考える。</p>	<p>自衛隊施設から生じる廃棄物については、関係法令を遵守し適切に処分します。</p>

97	燃料庫、火薬庫が計画されているが、燃料の漏出のほか、例えば沖縄で消火装置の誤作動で有毒な消火薬剤が漏出したことがあるので、このような消火薬剤の影響も評価項目に入れるべき。想定外と言って責任逃れすることは許されない。	火薬庫に起因する事故等については、環境影響評価の項目ではありませんが、火薬庫の設置に当たっては関係法令に則り、保安距離等の安全性を確保しながら対応してまいります。
98	表4.2.7(1)水の汚れの「選定の理由」でいう「一般的な供用」は本件基地計画に妥当しない。軍事施設特有の供用・運用状況に鑑み、ネオニコチノイド系殺虫剤やPFASの使用・廃棄による水質汚濁、土壌汚染を想定に含めるべきである。	航空自衛隊馬毛島基地（仮称）において使用する殺虫剤、消火剤については、関係法令や各種計画を踏まえ、適切に管理していくこととしています。
99	洗機場の排水の処理水が海域に排出されることによる影響（温度変化、注入塩素による影響、処理できない有害物等）をきちんと予測対象とすべきである。特に、ベンゼンは揮発性の有機物質であり、水からは容易に揮散することから大気汚染についても配慮する必要がある。	洗機場からの排水については、関係法令を遵守し適切に処理した上で排水します。
100	戦闘機や停泊する軍用艦の整備や補修に伴って発生する廃液や洗浄剤の処分が問題となる。そのまま海に放流したり、土中に埋設処分するのは環境保護上禁止事項だと思うが、万一の事故や管理不手際でそれが起こる可能性もある。そのような環境汚染問題にどう対処するのか、その場合の環境影響評価をどうするか方法書に記載がないので明示すべき。	廃液等の廃棄物については、関係法令を遵守し適正に処分します。
101	開発による廃棄物の他に基地ができれば継続的に行われるであろう洗機などの行為による長期的なレベルの環境影響を調査し、示すべき。	洗機場からの排水については、関係法令を遵守し適正に処理した上で排水します。
102	計画では馬毛島中央部に存在する最高峰の岳之腰が切り崩される恐れがあり、もし切り崩されれば、景観の悪化のみならず、種子島の気象にも少なからず影響が出る。	景観への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書にお示ししました。 種子島の気象への影響については、種子島と約10km程度離れていることから、岳之腰の整備による影響は極めて小さいと考えられることから、環境影響評価の対象としておりません。
103	馬毛島及び種子島や屋久島には人工的な照明からの影響は限定的であるため、調査項目に照明による影響を加えること。	施設等の夜間照明の影響等については、予測及び評価を行いました。
104	馬毛島周辺の海は漁師にとってアオリイカ・イセエビなどの大事な漁場である。環境アセスを行うべきである。	海域生物への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
105	騒音により、魚が寄り付かなくなることはないのか。季節による漁業のチェックを行うべき。	航空機の騒音に対する魚類への影響について、調査、予測及び評価を行いました。その結果、航空機の騒音による魚類の生息環境の変化はほとんどないと予測しました。



106	外周道路・港湾施設の建設は、漁業に対する影響やオカヤドカリ等の潮間帯の生息に及ぼす重大な影響が懸念され、評価対象に加える必要がある。	管理用道路については、飛行場等設置の有無にかかわらず、これまでに防衛省が取得した馬毛島の土地を、良好な状態で維持・保存し、適正な方法で管理するために整備するものです。そのため、馬毛島における自衛隊施設整備とは別の事業であることから、環境影響評価の対象としておりませんが、環境影響評価手続とは別に、管理用道路の整備が馬毛島の自然環境等に与える影響について検討することとしています。今後、その結果を踏まえ、環境に配慮しながら、工事を進めてまいります。 港湾施設等の整備については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
107	馬毛島に対面する屋久島北東沿岸部を中心に、野生動物(魚類・ウミガメ類)・家畜への影響を調査すべきである。	生物への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
108	馬毛島にはこれまでほぼすべての雨水を土壌が吸収するか、小河川に流れ込んでいることに比べ、工事計画では相当面積が埋め立てられ、その具体的給排水計画がしめされていないことは、環境影響評価上欠陥であるから、給排水計画を策定したうえで、特に海域動植物調査を行うこと。	給排水計画は準備書第2章に、海域生物の調査結果については、準備書第6章にお示ししました。
109	方法書を見ても、漁業に対する影響がどのように評価されるのかよくわからない。	海域生物への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
110	馬毛島は、古くから「宝の島」と賞されるほど、水産資源の宝庫である。島内の森林の伐採や伐根による表土の海への流出が海洋を汚染して漁業資源に悪影響を与えるおそれがあり、その結果ナガラメ(トコブシ)、キビナゴ、ミズイカなどの漁業への多大な打撃が懸念されるため、十分な予測・評価を行うこと。	海域生物への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
111	生態系、生物多様性への悪影響が危惧される部分がアセスの対象から外されている。マゲシカをはじめ馬毛島の生物、自然環境が危機に迫りやられてしまう。	馬毛島のニホンジカを含む生態系については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
112	環境省レッドリストに絶滅のおそれのある地域個体群として記載されているマゲシカは、馬毛島はすでに違法な開発事業によって島のおよそ9割が開発され、個体群の存続が危機的な状況にある。現在でも保全の措置が必要であるにも関わらず、米軍によるFCLPが予定されており、想像を超える爆音と振動が繰り返して生じることから、1機のヘリコプターの爆音と機影にパニックに陥るマゲシカの個体群に相当なダメージを与えると想像でき、滑走路を囲むフェンスに激突して死亡する、海へ逃避して溺死する可能性があり、個体群を消滅に導く可能性は極めて高いと予測される。また、シカが滑走路へ進入する事態が生じれば、戦闘機を巻き込む大事故につながる可能性があるが、この点に関してはアセスの項目にすら上がっていない。	馬毛島のニホンジカについては、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。

113	<p>「表-4.3.1(2)評価の手法」の「動物」の部分の「予測結果」の後の括弧内にある、「飛行場の施設の供用による海域動物への影響及び環境保全措置の検討結果を踏まえ」という記述は「飛行場の施設の供用による陸域動物・海域動物への影響及び環境保全措置の検討結果を踏まえ」に改めるべきである。今の記述では、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運航(船舶の航行)、飛行場の施設の供用による影響」は、シカをはじめとした陸生動物に関して予測しないこととなり、「実行可能な範囲内でできる限り回避され、(中略)環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価」する対象にならないと解釈されるので、容認できない。陸域生物も海域生物と同様に上記の括弧内に記載された評価の対象とされるべきである。これは同表の植物と生態系の欄における記述に関しても同様である。</p>	<p>陸域生物については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
114	<p>方法書405ページでは、“表-4.1.4環境影響評価の項目の選定…注7：表中の「○*」は、今後決定される訓練の内容を踏まえて、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法を検討します。”として、陸域動物、陸域植物、陸域生態系だけは、施設の供用の予測手法等は記載していないが、訓練の内容はどんどん変化し、いつまでたっても予測さえできないことになる。大気や騒音のように、大きな影響のあるものも最悪の状態である一定の想定のもとに施設供用について予測するのだから、陸域動植物についても、同様に予測手法等を明記すべきである。辺野古新基地建設環境影響評価では準備書に対する意見への見解で「今後、具体的な計画を策定していく中で、米側と調整していくこととしています。」としたまま、現在に至る例が見られた。今後決定される訓練内容により予測手法を検討するというのは未来永劫環境影響評価をしないということと同義語である。この注7：表中の「○*」は、～の文章は削除すべきである。</p>	<p>想定される訓練内容に基づき、陸域生物への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
115	<p>環境影響評価の項目の選定の理由及び主務省令の参考項目の非選定の理由として、「廃棄物」は「その発生量を把握するため選定します。」「温室効果ガス」は「その排出量を把握するため選定します。」とあるが、発生量や排出量を把握するだけでは不十分である。その環境に与える影響を及ぼすことを防止するための適切な環境保全措置を検討するために選定することを明記すべきである。</p>	<p>廃棄物及び温室効果ガスについては、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
116	<p>「放射線の量」は測定しないことになっているが、米軍用機では放射性物質を使用している機種がある。沖縄国際大学へ米軍CH53D輸送ヘリが墜落した2004年の事故ではストロンチウム90が検出された。環境影響評価技術ガイドには記述がないから調査不要とするべきではない。</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練 (FCLP) 以外の米軍の訓練について、日米共同訓練を含め、現時点では具体的な訓練は予定していません。そのため、放射性物質が拡散・流出するおそれはないことから選定しておりません。</p>
117	<p>一般環境中の放射性物質の状況について、方法書p260に西之表市の調査結果が示されているが、重要な調査であり、馬毛島でも調査が必要である。核弾頭搬入、貯蔵の放射能漏れ、事故による放射能放出のおそれがあり、そうした事故がない時の事前調査が必要である。</p>	<p>我が国は非核三原則を守るとの基本方針を堅持しており、我が国の意思に反して核兵器が持ち込まれることはありません。</p>
118	<p>米軍や自衛隊の訓練期間中、民間の航空機の飛行が影響を受けることが考えられる。民間航空機の飛行状況を調査し、訓練時の空域管制計画と合わせて、空路定期便やヘリコプター等の民間の航空機の飛行への影響を評価すべき。特に、救急医療のヘリコプターへの影響は重大事である。</p>	<p>航空機の運用については、可能な限り種子島空港等を利用する航空機への影響が少なくなるよう、関係機関と十分調整する考えです。また、救急医療のヘリコプターの運用に影響を与えないように航空機を運用する考えです。</p>

119	FLCP訓練時にも民間の船舶の通行には影響はないとのことであるが、FLCP訓練時の飛行コースの直下では、戦闘機が頭上を低空で轟音を響かせて通過することになり、通常の航行が可能とは思えない。その海域で安全な漁ができるとは考えられない。馬毛島周辺での海上交通等の民間の船舶・漁船・レジャーボートの安全航行への影響が考えられるため、これらを調査、評価してほしい。	航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。
120	種子島、内之浦でのロケット打ち上げへの影響を評価すべきである。	人工衛星等の打ち上げは、基本的に太平洋側に向かって飛行経路が設定されているものと承知しており、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）や自衛隊による訓練に係る飛行経路が影響することはないものと認識しています。
121	脆弱な島嶼環境のなかで営まれている人々の暮らしに焦点を当てた社会影響の項目がない。これは既存の環境影響評価制度の対象になっていないのが大きな理由である。しかし、訓練による観光産業、畜産業、人口への影響、自衛隊や米軍の人たちの常駐や滞在による影響など、島民の生活と生業への環境影響評価を含めて、必要な調査と対策・検討・実施を手抜きなく徹底的に行う必要がある。	本準備書において、社会・経済等に関する事項は、環境影響評価の対象ではないことから、評価をしておりません。
122	砂資源の枯渇が社会問題化している。造成にあたり砂資源の調達、または運搬手段、これに伴う環境への影響はどうなっているのか。島外から調達する場合は該当地における環境への影響や外来動植物の混入に関する対策なども明らかにすべきである。砂資源の強引な調達は全国的な価格高騰を引き起こし、さらには防衛費増額の実績づくりにすらされかねない。「馬毛島基地」に関わる大義と予算、人的・物的資源はないはずである。ゆえに方法書に反対する。	造成には、基本的には馬毛島内の土砂を用いる計画です。なお、一部の工事では、島外から搬入される砂を用いる計画ですが、鹿児島県等から許可を得た砂採取業者から適切に調達することとしています。
123	景観と大きな関りがある戦争遺跡に関する調査方法・評価の記載がみられないが、馬毛島の最高地点は71.7mの岳之腰で、その頂上には第2次大戦時のトーチカ（鉄筋コンクリート製の防御陣地）があり、戦時中は見張り台として使用されていた。これは戦争遺産と呼ぶべき建造物であり、守るべき遺構と捉える。しかしながら、今回の計画では山ごと削って滑走路になるが、岳之腰及びトーチカが破壊されないような代替案を検討すべきである。 また、南北に走る粗滑走路の南端付近には、コンクリート製の爆弾投下演習に使用された的もある。現在、この的は粗滑走路用の土砂で埋められてしまっている。これらの歴史的に重要な意味を持つ建造物を保全対象として、今後の取り扱いを含む調査を行うべきではないか。	滑走路の計画については、ウインドカバレッジを考慮し、また、環境に配慮して、埋立てが生じない配置としました。滑走路については、風向を加味して向きを決定する必要があることから、埋立てを行わない場合には、岳之腰を避けて配置することはできません。 基本的に、施設整備の範囲内に所在する建造物については、現在の場所から撤去することとしています。その具体的な取扱いについては、今後、関係自治体等とも相談してまいります。
124	開発事業着手後に土器や石器、人骨などの遺物が出土した場合、どのような手順で手続きを進めるのかを具体的に示してほしい。まず地元である西之表市教育委員会に連絡するのが当然であると考えるが、防衛省としてはどう考えているのか。また、実際に作業を行う業者にも、埋蔵文化財が発見される可能性があるということ、また発見した場合の取扱いについて十分に周知を徹底していただきたい。	埋蔵文化財が発見された場合は、文化財保護法等に基づき適切に対応します。

125	<p>事業対象地域外に存在する「馬毛島葉山王籠遺跡」「椎ノ木遺跡」についても、今後基地化により馬毛島への立ち入りが不可能になるのであれば、事前に記録保存の必要が生じると考える。「馬毛島への立ち入りが不可能＝永久に調査の機会が奪われる」ことに他ならない。同様の考え方をすれば、王籠の石塔やトビウオ小屋、トーチカなど、調査の対象は数多く存在する。なぜなら、馬毛島は今でこそ無人島で、荒廃した島という印象を持たれるが、種子島の歴史において、当主種子島家とも密接に関わりがあり、たびたび『種子島家譜』などの古文書にも登場する重要な島である。したがって、調査項目の中に、歴史的・文化的な視点を持った項目を是非付け加えていただきたい。今はなくとも、確実に過去には人の営みがあった場所であり、そこには必ず人々の暮らしの痕跡が残っている。ダムに村が沈んで失われる場合には、様々な調査・記録保存が行われるはず。同様の調査を馬毛島にもお願いしたい。</p>	<p>馬毛島葉山王籠遺跡、椎ノ木遺跡は、施設を整備せず、現状のままとする予定で、基本的には、施設整備の範囲内に所在する建造物については、現在の場所から撤去することとしています。その具体的な取扱いについては、今後、関係自治体等とも相談してまいります。</p>
126	<p>平成30年10月31日・11月1日、厚生労働省が馬毛島において太平洋戦争における戦没者の遺骨収集作業を行っている。これは、かつての住民から、戦時中に徴用船「りま丸」が東シナ海で撃沈された際、犠牲となった乗員の遺体が大量に馬毛島に漂着し、島民が埋葬したという証言があることから実施されたものであった。しかし、平成30年の調査では、該当箇所を特定するには至っていない。したがって、本事業対象地域内に埋葬箇所が存在することも十分に考えられる。砂浜に埋葬してあれば、遺骨が残存していることはほぼ間違いない。したがって、この件に関しても事業を実施する業者にも十分周知を行い、戦没者の遺骨がぞんざいな扱いを受けることのないよう、防衛省も監督を行っていただきたい。</p>	<p>工事に際して、遺骨等が発見された場合は、関係機関に連絡する等、関係法令に基づき適切に対応します。</p>
127	<p>馬毛島は文化財の調査が限定的であり、未発掘の箇所が相当数存在すると考えられる。一部は前土地所有者の森林法違反の開発により破壊された可能性もある。広範囲に未解明の遺跡があることを考慮すべき。</p>	<p>埋蔵文化財が発見された場合は、文化財保護法等に基づき適切に対応します。</p>
128	<p>馬毛島には熊毛層群（日向層群）が分布することが知られている。種子島の日向層群には生痕化石が多数知られており、同じ地層が露出する馬毛島にも産出する可能性が高い。これらの化石は海岸部で明瞭に残されている可能性があり、その調査は化石の保存・活用という観点からも避けて通れない調査項目である。馬毛島の地質構造についても不明な点があり、種子島・屋久島・馬毛島の地史を明らかにする上で馬毛島の調査は不可欠である。海岸部において港湾施設・護岸施設が建設される場合、これらが毀損されると予想され、精密な地質調査を実施し化石等が産出した場合にはその保護策を講じる必要がある。</p>	<p>地史や化石については環境影響評価の対象ではありませんが、いずれにしましても、関係法令に基づき、適切に対応します。</p>
129	<p>災害の際の拠点にすると説明しているが、馬毛島がこれまで受けた災害、今後想定される被害について調査する必要がある。標高が低いことから台風や津波の被害、硫黄島や口永良部島など付近の活火山などの影響について考慮されるべきである。気象、地質（過去の災害の痕跡を含む）などの観点で詳細な調査が必要である。自衛隊の恒久的な基地を建設する目的であれば、災害で基地が使用できなくなる可能性を十分に検討すべきで、建設に適さない場所であれば、計画を撤回すべきである。多額の税金を投入したにも拘らず、使用できない施設になることは避けなければならない。</p>	<p>災害については、環境影響評価の対象ではありません。  なお、鹿児島県が作成する津波浸水想定及び南海トラフの巨大地震モデル検討委員会の第二次報告における馬毛島の津波浸水想定によれば、津波は沿岸部のみに到達し、内陸部には到達しないとされています。いずれにしましても、航空自衛隊馬毛島基地（仮称）において設置する施設については、所要の災害対策等を講じてまいります。</p>
130	<p>馬毛島は活火山薩摩硫黄島の東にあり、活火山口永良部島の北東にもあたる。馬毛島にどのような火山噴出物が堆積するか、その年代はいつか、詳細な化学分析を含め調査することは防災上も重要である。そのためには考古遺物との関係も重要であり、遺跡の有無を含め調査する必要あり。</p>	<p>埋蔵文化財が発見された場合は、文化財保護法等に基づき、適切に対応します。</p>

131	<p>馬毛島にはサンゴ石灰岩の分布が知られているが、西之表市発行の馬毛島葬址発掘調査報告書によると、打ち上げられたものとされている。この石灰岩について本来の位置にあったものの残存か、打ち上げられたものか、いずれか明らかにすることは防災上きわめて重要である。打ち上げ石の場合、台風によるもの、津波によるもののいずれかであるが、報告書や書籍によると高台にも存在しており、津波による可能性が高い。津波の場合、火山噴火、山体崩壊、海底地滑り等が想定されるが、これについてもいまだ明らかにされていない。また、台風の打ち上げ石であったとすると、高台までサンゴ石灰岩を運ぶ高潮の危険性がある。いずれにしても、サンゴ石灰岩の来歴を明らかにすることは、防災拠点としての位置づけの根幹にかかわることであり、綿密な調査が必要である。沖縄県では津波石が国天然記念物として保護されており、津波石と確定した場合、その保存・保護策を講じる必要がある。</p>	<p>災害については、環境影響評価の対象ではありません。</p> <p>なお、津波石については、改変区域内で確認されておりません。いずれにしましても、航空自衛隊馬毛島基地（仮称）において設置する施設については、所要の災害対策等を講じてまいります。</p>
132	<p>そもそも各種開発事業においては、「鹿児島県埋蔵文化財発掘調査基準」に則り、「発掘調査手順」として「埋蔵文化財包蔵地の有無や範囲を把握するため行われる予備的調査」である「分布調査」をまず実施し、埋蔵文化財の有無を確認する必要がある。分布調査によって埋蔵文化財包蔵地が確認された場合、本事業が「恒久的なFCLP施設」の整備を目的としている為、その取り扱いについては、前述の「調査基準」における「開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱い」における「1基本事項」の「(3)恒久的な建築物、道路その他の工作物を設置する場合は、本調査を実施する」に該当すると考えられる。開発事業においては、以上のような手順が必要不可欠であることから、早期の基地運用を目指すのであれば、早急に地元教育委員会及び県教委との協議の上、分布調査等を実施すべきである。</p> <p>本事業では対象としないという外周道路においても、開発事業という点で同様の手順が必要である。別事業となるのであれば、そちらの事業で同様の手順を遺漏なく実施していただくことを強く求める。</p>	<p>埋蔵文化財が発見された場合は、文化財保護法等に基づき、適切に対応します。</p>
133	<p>環境影響評価項目について、事業者の側からの選定であり、住民の意思は反映出来ない。むしろ、都合の悪いことはすべて削除されている。</p>	<p>住民等の御意見への事業者の見解については本紙のとおりです。</p>

4.2 調査及び予測の手法の選定		
全般		
134	今回のアセスについてみると、時間ありきでどこまで慎重に検討したか疑問に思われる。運用範囲を限定して、その範囲を逸脱しないことを前提に見合うアセスを提案すべきである。	現時点で想定される運用計画に基づき、予測及び評価を行い、準備書第2章にお示しました。
135	この方法書は、馬毛島周辺環境への影響を適切に丁寧な調査・予測・評価する内容とはなっていないため、丁寧、かつ十分な環境調査を求める。	環境影響評価の項目については、住民等の意見に配慮し、かつ、県知事意見に勘案して選定しました。
136	環境影響調査にあたっては、地域の文献により詳細に調査を行うとともに、現地調査項目の設定は事前に地元自治体や住民、地元専門家などからヒアリング調査を行い、現地調査を実施すること。	文献調査及び専門家等のヒアリングもを行い、予測及び評価を行いました。
137	大気質、騒音・低周波音・振動について、調査手法が、資料調査と現地調査となっているが、資料調査は、どのような資料を調査するのかが明らかでない。 また、予測手法が、ほとんど計算式で行われるが、その計算式がどのようなものか、明らかでない。既存の計算式でなく馬毛島の具体的な条件に従った予測をするべきである。 調査地点が陸上のみになっているが、馬毛島、また海の生態にも影響を与える可能性があるため馬毛島、海上（特に漁場）での調査も必要である。	調査及び予測の方法等の詳細について、準備書第5章にお示しました。
138	空母への離着陸訓練には、航空機は低空を飛行する。生活者・旅行者共々日常恒常的な騒音・振動に苛まれる。また航路や飛行路などに障害が生じてはならない。そのための検討法などは方法書に示されているが、より安全・安心を生む方策などをさらに検討されることを望む。	航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。
139	調査地点に馬毛島そのものがほとんど含まれていない、具体的には航空機騒音・低周波音以外には調査地点が設定されていない。特に市有地に関しては、市がその利活用を具体的に検討しており、それを防衛省にも伝えているにも関わらず、その点が全く考慮されていない。この点だけでも方法書としては不適切である。	調査地点は、環境影響評価項目の特性や現時点における馬毛島の利活用の状況及びその計画の有無等に基づいて設定しております。なお、方法書でお示したとおり、航空機騒音・低周波音以外の環境影響評価項目についても、馬毛島及びその周辺海域において、調査地点を設定しております。
140	調査地点の選定は甚だ不十分であること。調査予測の方法が全く具体的に示されていないこと。調査を行う専門家の選定について全く示されていないこと。どの項目をとっても、満足のいく調査予測評価ができるとは考えられない内容しか示されていないこと。以上の点からこの方法書では正確で公正で十分な環境影響評価は実施できないものとする。	調査及び予測の方法等の詳細について、準備書第5章にお示しました。 また、調査地点についても、県知事意見等を踏まえ追加しました。
141	この評価書には、FCLPの飛行経路しか示されておらず、馬毛島で実施する可能性がある自衛隊の各種訓練での訓練空域が不明である。よって、このままでは正確な環境への影響を調査することは不可能であるから、すべての訓練空域を示したうえで、調査及び評価をすること。	航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。
142	防衛省が2008年に説明したFCLPの訓練空域、最大半径45kmで飛行した場合についても調査対象とし、評価を行うこと。	防衛省から2008年（平成20年）に「米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の訓練空域、最大半径45kmで飛行した場合」について説明したとの事実は確認できておらず、現在、そのような訓練空域を設定する考えもありません。
143	普天間米軍オスプレイ訓練の馬毛島への移転について、名護市市長が菅総理と合意したとの報道がされていることから、かなりの確率で実施されるものといえる。よって、米軍オスプレイの訓練移転があった場合の飛行経路や訓練空域を示し、調査・評価の対象とすること。	現在の計画において、米軍は、空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施する際、一時的にこの基地を使用するのみであり、FCLP以外の米軍の訓練について、日米共同訓練も含め、具体的な計画はありません。

144	<p>環境への影響を調査するのであれば、FCLPを予定されている夜間も含めた時間帯に、実際に行われている訓練と同様の飛行を行い、影響を調査する必要がある。恒久的な訓練であることから、年間2回と予定されているスケジュールで、数年間調査を実施し、馬毛島への生物、周辺住民や家畜等への影響を調査することが、正確な環境への影響を判断するためには必要である。このような調査方法が取れないのは不十分である。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
145	<p>馬毛島基地建設の事業特性のひとつは、対象地域が島であり面積が比較的小さいことである。島のほぼ90パーセントが改変され、野生生物が生育・生息可能なエリア・環境はほとんど残されない。この方法書は、このような全島におよぶ大規模改変・自然破壊に対応するための現地調査、影響予測、影響の回避・低減、環境保全への配慮の評価をどのように行うのか環境アセスの設計書としての道筋を示していない。なお、残される約10パーセントの事業実施区域外は保安林や埋蔵文化財があるので面倒がないように外したのであろう。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
146	<p>馬毛島では、民間事業者によりすでに2000年頃から無許可の森林伐採や十字型に交差する2本の滑走路の造成が行われ、島全域で大きな自然破壊が進んでいる。そのため、馬毛島基地（仮称）建設計画は、このような自然破壊に、さらに軍事基地建設という二重の環境改変・自然破壊を連続してもたらすことになる。しかも新たな2本の滑走路は、先の滑走路とは別の位置・方向に造成される。したがって、馬毛島における環境アセスでは、自然環境と野生生物に対する影響を、すでに引き起こされている影響と今後連続してもたらされる影響と、その両面から見なければ適正な影響予測、回避・低減策・環境保全配慮の評価はできない。開発前の状況を復元した後、あるいは開発前の状況に回復した後に環境影響評価を行うか、少なくとも開発前の状況をシミュレーションし、現状と比較検討する評価方法を採用すべきである。</p>	<p>環境影響評価は、土地の形状の変更等の事業を実施しようとする者が、当該事業の実施に係る環境への影響について調査、予測及び評価を行うものであることから、当該事業の実施以前に、他者が行った土地の改変等について評価を行うものではないと承知しております。</p>
147	<p>基地建設に係る外周道路や港湾施設建設などによる複合的な影響を検討すべきである。</p>	<p>管理用道路については、飛行場等設置の有無にかかわらず、これまでに防衛省が取得した馬毛島の土地を、良好な状態で維持・保存し、適正な方法で管理するために整備するものです。そのため、馬毛島における自衛隊施設整備とは別の事業であることから、環境影響評価の対象としておりませんが、環境影響評価手続とは別に、管理用道路の整備が馬毛島の自然環境等に与える影響について検討することとしています。今後、その結果を踏まえ、環境に配慮しながら、工事を進めてまいります。</p> <p>港湾施設等の整備については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
148	<p>方法書では累積的影響の予測・評価への言及がない。施設や訓練からの環境への影響は個別に生じるだけではなく、それぞれが関係しながら、しかも時間の経過により累積して生じるものである。累積的影響の予測・評価が必要である。</p>	<p>本事業においては、陸域や海域の複数箇所ですべての工事が同時に行われることから、工事の実施に伴う影響については、複数箇所での工場の累積的影響を加味した予測を行っており、この結果を踏まえ、動植物への影響も予測しています。また、航空機騒音は1日の累積的な音(Lden)を予測する等時間経過の累積についても、予測・評価しています。</p>

149	将来地球温暖化の促進による海面上昇に向けての対策調査が記されていない。	各施設については、それぞれの設計基準に基づき適切に設計しています。
150	本アセスでは、基地の使用形態や訓練頻度等が曖昧なままで、基地建設後の被害実態の予想は極めて困難である。しかも、米軍の基地利用により被害が発生しても、その救済は、事後的で僅かな金銭賠償に限られ、被害住民は生活の基盤を奪われ、転業や転居を余儀なくされていることは、これまでの基地公害事件の夥しい判決例が示すとおりである。 今回のアセスは、地域住民に被害を与え続けている当事者が実施するものである以上、その信頼性を担保するには、基地運用により予想される騒音や振動被害については、これまでの裁判例で被害者住民が示した実測例を踏まえた広範囲で科学的裏付けのあるものであることが必要である。	航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。
151	的確な調査により計画を検討し、施設配置を変更するなど、影響回避を慎重に進めてもらいたい。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
大気質		
152	航空機から排出される窒素酸化物等による大気汚染について、方法書に全く記載がない。いくつかの地点でサンプリングを行い、各戦闘機の排出ガスデータを基に、基地運用後の大気汚染についても評価すべき。	方法書でお示したとおり、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質を環境影響評価項目といたしました。なお、結果は第6章にお示ししました。
153	大気質の現地調査地点は、西之表市街地だけであるが、航空機の運航により大気項目が大きく変化する恐れがあるため、現地調査はもっと多くの地点で行うべきである。例えば、方法書420ページにある“資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の調査地点4地点（1：西之表市街地（西之表市）、2：庄司浦地区（西之表市）、3：浜津脇地区（中種子町）4：島間地区（南種子町））”ぐらいは現地調査に追加すべきである。	大気質については、県知事意見等も踏まえ、調査地点を追加しました。
154	大気（粉じん）の調査地点は、西之表市街地1か所であるが、積降ろし、積出し港でも、土砂、コンクリート骨材鉄材等による粉じんの恐れがあるため、現地調査、予測調査は、荷積みが想定される西之表港、浜津脇港、島間港、田之脇港を追加すべきである。	大気質については、県知事意見等も踏まえ、調査地点を追加しました。



航空機騒音		
155	航空機騒音が人間や動物のメンタルに与える影響は重大な問題であるのでメンタルとの関係を考慮した調査方法を加えるべき。	航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。
156	騒音問題は最大の懸念事項であるが、FCLP滑走路ができていない段階でどのように実際の騒音を測定して、住民の騒音問題への件をクリアし正しい理解を得られるようにしているのか疑問であり、その確かな手順を示すべきであるが、方法書には明示されていない。シミュレーションでは、正確性、信頼性に限界があり、住民苦情を解消することができていないことは、沖縄、厚木、岩国で実証済みである。	航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。 航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。
157	時間帯補正等価騒音レベル評価方法は、人に対して深夜の騒音が平均化で说得できるものではなく、調査としては生データで公表判断すべきである。人の感覚に沿った調査を求める。	航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。 航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。
158	示された調査方法では住民生活への影響が調査できない。特に深夜就寝時に家屋内でどのような影響が出るかの調査が必要と考える。	航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。 航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。
159	屋久島の環境騒音調査については一切記載がない、世界遺産でもある島への影響は人とは違う配慮が必要であり、より専門的で厳密な調査が必要と思う。	屋久島町及び南大隅町については、馬毛島から30km以上離れており、影響の及ぶ範囲が広いと考えられる航空機の運航に伴う騒音による周辺環境への影響についても、既存の事例を踏まえれば、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」に該当しないものと考えておりますが、自主的な環境騒音の調査を実施し、調査結果を準備書第6章にお示しました。
160	方法書の14頁では、自衛隊の運用について記載されているが、現時点では未定ことが多い。訓練をする自衛隊機の数や機種、各種訓練の頻度、時間帯など具体的なことが未定のままでは、騒音調査をしてもそれは正確なデータとは言えない。航空機騒音とは、1回毎の音の大きさを測るだけでなく、騒音の頻度、継続時間、発生時間が合わさって数値化されるものであり、自衛隊機に関する具体的な訓練を未定のまま騒音調査を行うことが目的と言えるのか。不確定要素が多い状況では生活環境への影響を正しく判断できないことから、環境影響調査を行うことは時期尚早であると思う。	航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。 航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。

161	種子島7地点は全て西海岸線となっているが東海岸線及び中間地点での測定など、より広範囲で実施するよう調査地点を見直してほしい。種子島の東西の幅は10km未満であり、航空機訓練の騒音は西海岸線だけの問題ではなく、種子島東部に住む者としても重要視している。設置場所は各校区事務所でも良い。また、沖縄では保育所や学校で低空飛行による騒音がひどく事業が中断する現実があり、学校、民家、老人施設などの形態に応じた調査を求めたい。調査回数についても四季それぞれ24時間に限定しているが、異なる風向きによって調査回数を複数に増やしてほしい。	環境騒音の調査地点について、県知事からの御意見を踏まえて追加し、その調査結果についても準備書第6章にお示ししました。
162	航空機騒音の調査地点は、幹線道路近くに限らず、広く日常生活圏に及ぶので、幹線道路から離れた閑静な住宅地も調査対象に加えるべき。	航空機騒音（環境騒音）の調査地点は道路から離れている場所としています。
163	和牛の飼養地は町内に点在し、特に影響があると思われる中種子町西海岸沿いにも畜産農家が点在または集中している地区もある。また、和牛生産農家が子牛を出荷する「種子島家畜市場」も中種子町中央付近の西側にあり、年10回のせりで年間約5000頭程度、購買取引がなされる。購買後の子牛等はフェリーで島外へ運搬されるが、一度に運搬できる頭数にも限界があり1週間程度かけて計画的に運搬するため、その間数百頭の和牛子牛が家畜市場で待機することになる。 「あらまし」によると、産業動物に最も影響があると思われる「環境騒音・低周波音調査地点」は、中種子町には「6, 浜津脇地区」の1地区のみとなっている。「あらまし」に記載する自衛隊機の飛行経路およびFCLPの飛行経路を見ると、中種子町西海岸沿いへの影響範囲はかなり広いと想定されるので、「種子島家畜市場」や家畜飼養施設が集中する箇所などを中心に、畜産施設への影響を考慮するためにも調査地点の増設を要望する。	航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。
164	「あらまし」には、あらかじめ予定している自衛隊機およびFCLPの飛行経路が記されている。しかしながら、他地域の、特に米軍が主に使用する基地の状況は、あらかじめ設定された飛行経路から逸脱するケースがあるとの報道等もある。FCLPを計画しているならば、そのような事態を想定して幅広く調査をする必要があると思われるので、飛行経路から逸脱した場合を想定して、さらなる調査地点の増設を要望する。	米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の飛行経路は米軍と調整したものであり、基本的にこのルートを飛行します。FCLPは、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練ですので、あえてお示した以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。
165	方法書424ページに、“航空機騒音に係る影響範囲を明らかにするため、屋久島町、南大隅町にも自主的な調査地点を設けます。”とあるが、自主的な調査地点とはどのような意味を持つのか。1～7の調査地点も自主的に定めたはずである。馬毛島から約20km離れた屋久島、南大隅町にも航空機騒音が影響するおそれがあるのだから、調査対象地域として、騒音も正式な調査地点として追加すべきであり、その上で意見募集を行わなければならない。	屋久島町及び南大隅町については、馬毛島から30km以上離れており、影響の及ぶ範囲が広いと考えられる航空機の運航に伴う騒音による周辺環境への影響についても、既存の事例を踏まえれば、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」に該当しないものと考えておりますが、自主的な環境騒音の調査を実施し、調査結果を準備書第6章にお示ししました。
166	航空機騒音に係る屋久島町及び南大隅町の具体的な調査場所はどこか。先に場所を示してもらわないと意見を言うことができないし、1箇所では不十分。	調査地点については、準備書第5章にお示ししました。

167	<p>今回の方法書に示されている方法では、実際の訓練が開始された際に想定される騒音被害が測れるとは思えない。</p> <p>種子島の夜は遮るものが何もないことから、かなり遠くの音が響き渡る。このような環境の中、人々の睡眠だけでなく、畜産農家、漁業、様々な生物への影響を想定できるような方法になっていないため、方法そのものの再検討と、屋久島・大隅を含めた測定地点の追加を求める。</p> <p>また、畜産の受精から受胎、妊娠、出産に至るまでの影響や乳量の変化をどのように調査するのか。それは人間にも当てはまるし、シカなどの他陸上・海上生物にも当てはまる。</p> <p>そのための一連の影響調査方法についても示して頂きたい。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p> <p>屋久島町及び南大隅町については、自主的な環境騒音の調査を実施し、調査結果を準備書第6章にお示ししました。</p>
168	<p>基地での米軍の訓練は、夜中の3時まで行われ、恐ろしい爆音による種子島島民の睡眠障害、心理的影響のほか、子ども、高齢者、障がい者、病院への入院患者、妊婦などへの影響が心配される。集中力や落ち着きを失うなど、情緒不安定になるのではないかと。また家畜に甚大な影響が予想される。島民及び家畜への精神的影響、身体的影響の評価、環境保全措置検討が不可欠。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p>
169	<p>騒音による魚類への影響は学術的にも指摘されていることから、馬毛島近海漁業の代表的な魚種（キビナゴ、アサヒガニ、アオリイカ、イセエビ、もじゃこ、トビウオ類）への騒音の影響を調査項目に加えること。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p>
170	<p>できる限り実態に沿った測定がなされなければ意味がない。過去の事例や他の場所での予測データではなく、実際に本島から馬毛島と等距離の場所に空母を浮かべ、実際に行う時間帯に、FCLP及び他の航空機の飛行実験を実施、測定することで、市民自身が実際に体感することができ、良し悪しを判断できる一番現実的で市民の納得を得られる方法と思われる。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p>
171	<p>航空機騒音の測定方法は、馬毛島でのFCLPの実際の訓練時の騒音を測定しない限り、調査・予測・評価は不可能である。既存の他の基地等の騒音調査の結果を採用する方法は明確に誤りではないか。また、現時点では未定のことが多いため、騒音調査をしてもそれは正確なデータとは言えないのではないかと。特に最も騒音の著しい空母艦載機のFCLPでは、滑走路でのタッチアンドゴーを行う必要があるため、滑走路が未完成である環境影響評価前に正確な騒音調査を実施すること自体不可能である。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p>
172	<p>手持ちのデータだけでのシミュレーションでは、米軍や自衛隊機の騒音の人間や家畜への影響がきちんと評価できない。人間については、特に子供で、低体重児の増加、先天性難聴、騒音ストレスによる精神発達の不安定さの可能性が指摘されている。種子島産婦人科医院は、馬毛島からすぐ近くの海岸にある。種子島で安心して子供を産む環境が維持されるのか。大人でも、難聴、虚血性心疾患の増加が言われており、基準を超えたら防音設備を作れば済むという問題ではない。家畜については種子島では、乳牛、和牛の飼育が盛んで8千頭以上の牛が飼われている。乳の出が悪くなる、不妊、騒音のストレスによる認容性の低下等が言われている。牛は、特にストレスに弱い家畜といわれている。地元が指摘する最大の問題点は米軍のFCLPに伴う騒音について、種子島のいくつかの地点で、現在の環境音の測定をすすめているが、環境影響評価のための馬毛島周辺での戦闘機の飛行と騒音測定は行わないとのことである。防衛省の手持ちのデータだけでのシミュレーションで客観的な環境影響評価ができるのか疑問である。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。既存の航空機の騒音のデータ等を用いたシミュレーションにより予測及び評価する手法は、他の飛行場や民間空港においても行われている手法であり、「航空機騒音に係る環境基準について」に基づく、客観的なデータを用いた予測手法です。</p>

173	<p>特に戦闘機における騒音の調査と予測がなされていない。現に存在する類似施設である岩国基地、硫黄島FCLP基地における騒音の実態調査がされず、実態調査抜きに資料のみによる調査は不適當である。戦闘機騒音の被害予測は、基地容認の方々にとっても看過できないものであり、正確で正直な調査と予測をなさなければ手続きが違法である。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p>
174	<p>航空機訓練による騒音は計算式で予測するというが、なぜデモ飛行の結果を反映させないのか。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。既存の航空機の騒音のデータ等を用いたシミュレーションにより予測及び評価する手法は、他の飛行場や民間空港においても行われている手法であり、「航空機騒音に係る環境基準について」に基づく、客観的なデータを用いた予測手法です。</p>
175	<p>現在、硫黄島で行われているFCLPの時に、周辺の海上に測定船を配置し、風向き、飛行場からの距離に応じて実測し、その結果を基にシミュレーションをしてはどうか。その結果を公開してもらえば、それぞれ住んでいるところで受ける騒音の実際が分かると思う。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>
176	<p>自衛隊機および米軍機の騒音データ、飛行経路、飛行時間帯、飛行回数に基づいて航空機騒音について予測するよう要望する。また、米軍の飛行を規制する法的根拠が無く、米軍機は度々、低空飛行や飛行経路を逸脱することがあるがこれらによる影響評価の方法が示されていない。風によるコースアウトも含めて、飛行経路を最大に逸脱した場合の環境影響についても評価を要望する。さらに、米軍が飛行経路を大きく外れている事実を、沖縄防衛局が集めたデータなどを示して市民に説明すべきである。</p>	<p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p> <p>米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の飛行経路は米軍と調整したものであり、基本的にこのルートを飛行します。FCLPは、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練ですので、あえてお示した以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。</p> <p>なお、航空機騒音の予測に際しては、航空機の飛行態様によって飛行コースがばらつくことがあることから、飛行コースとして標準的な1本のコースを設けるだけではなく、コースのばらつきの程度を加味して予測を行っています。</p>

177	<p>方法書に関する防衛省の説明資料（あらまし）には、「自衛隊機及び米軍機の騒音データ、飛行経路、飛行時間帯、飛行回数を基に、航空機騒音を予測します」と記述しているにもかかわらず、この説明が「方法書」本体には記載されていない。方法書には、航空機騒音予測について、現に存在する基地周辺で騒音を実測し、防音工事の補助対象になるかどうかの騒音指標を算出する計算式を示すに過ぎず、これは、新設基地に配備される航空機から発生する騒音を予測する方法ではない。この不適切な説明は、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価」（以下、「辺野古アセス」）でも見られ、「あらまし」の記述から馬毛島基地（仮称）建設事業に係る航空機騒音の調査、予測、評価手法は辺野古アセスと同様のものとなると憶測されるが、それならばその手順をあらかじめ明示しない「方法書」は欠陥方法書、「基地ありき」だからと言わなければならない。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p>
178	<p>説明会では、防衛省の担当者が、機種ごとに過去の騒音のデータを持っているといていたので、そのデータを公表した上で、どのように騒音を予測するのかという具体的な方法と、想定している航空機の数や機種、訓練の時間帯や頻度、継続時間などを明らかにしていただきたい。「具体的な運用については今後決定する」とされているが、想定よりも規模が大きくなったり、頻度が高くなったりする場合には影響評価をやり直す必要もある。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p>
179	<p>沖縄の米軍基地でもたびたび日米で定めた経路を破って飛行しており、馬毛島でも同じことが起こることは容易に想像できる。沖縄や他の地域において、日米で定めている飛行経路を米軍は遵守しているか、逸脱した経路を飛行しているのであれば、その回数や頻度、環境に与えている影響に関するデータを示してほしい。</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の飛行経路は米軍と調整したものであり、基本的にこのルートを飛行します。FCLPは、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練ですので、あえてお示した以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p> <p>なお、それに際しては、航空機の飛行態様によって飛行コースがばらつくことがあることから、飛行コースとして標準的な1本のコースを設けるだけではなく、コースのばらつきの程度を加味して予測を行っています。</p>
180	<p>現在、硫黄島で行われているFCLPの時のデータ公開を望む。1機だけの騒音ではないはず。何機か空で待機していると思う。そのすべての機の音に加え、FCLP機の音が同時にする訳であり、その騒音計測データを知りたい。</p>	<p>硫黄島における米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の航空機の騒音データは保有していません。</p> <p>また、騒音状況等は、環境によって変わるため、硫黄島において騒音測定等を実施し、これを用いて予測及び評価を行うことは適切ではないと考えています。</p>

181	<p>沖縄をはじめ、全国の前例を見ても、低空飛行の時間的・空間的量が不明なため、米軍機の予測は困難であり、アセスの予測と実際の騒音がかけ離れたものになる可能性があり、アセスでは測れない騒音被害が出てくると予想される。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p> <p>なお、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の飛行経路は米軍と調整したものであり、基本的にこのルートを飛行します。FCLPは、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練ですので、あえてお示した以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。</p> <p>航空機騒音の予測に際しては、航空機の飛行態様によって飛行コースがばらつくことがあることから、飛行コースとして標準的な1本のコースを設けるだけではなく、コースのばらつきの程度を加味して予測を行っています。</p>
182	<p>時間帯・気象条件による騒音変化をあきらかにしてほしい。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p>
183	<p>種々の訓練からくる騒音予測について、基地ができた際に発生し得るレベルを忠実に公表すべき。重要な点についてのあいまいやごまかしは許されない。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p>
184	<p>航空機騒音の環境基準と比較するのは当然としても、そのもとになるピーク騒音レベルについて予測・評価し、直観的に理解できるようにすべきである。また、軍用機の離発着、訓練飛行という特殊性を考慮すると、「衝撃音」いわゆるソニックブームを対象として環境影響評価の項目として選定し、予測・評価を行うべきである。これらが無いようでは方法書と言えない。再提出して意見を求めるべきである。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>ピーク騒音レベルについても、予測結果を準備書においてお示しました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p>

185	<p>予測対象時期等を「航空機の運航が定常状態であり、適切に予測できる時期」としているが、航空機から発生する騒音レベルは、離陸、着陸、巡航の中で、エンジン出力が最大になる離陸時が最も大きくなり、回転翼機においては、停止しているホバリング時ではなく、ホバリング位置へ移動する垂直離陸時が最も大きくなると考えられる。こうした最大騒音になる状態での騒音ピークレベルを予測すべきである。また、ホバリングやエンジンテストは、時間帯ごとの発生回数、騒音継続時間についても示すことが必要である。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p>
186	<p>一般的な訓練の時の騒音量と緊急離着陸訓練の時の騒音量の違いをはっきりさせること。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p>
187	<p>市民の中には、騒音があっても国による防音対策で眠れないことはないという誤解している人も少なくない。防音対策の具体的な内容を示し、正確な判断ができるような対応をとること。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p> <p>なお、防衛省では、Lden62 d B以上の区域が確認された場合において、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境となるよう防音工事を実施することとしています。</p>

道路交通騒音	
188	<p>方法書 421 ページ、騒音の調査地点の地点 4 は種子島の南端の島間港フェリー発着場であるが、ここから地点 1 に近い西之表港まで往復 2 車線の国道 58 号を通過して、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行を想定しているのか。それとも県道 588 号で南種子町立島間小学校や中種子町立岩岡小学校の脇を想定しているのか。車両と船舶の運行ルート、積出港、運搬資材名と想定重量毎に事業計画で明記すべきである。車両の運行による騒音調査地点で地点 3 と地点 4 の間の中間に 1 地点追加して、国道 58 号か県道 588 号かルートが理解できるようにすべきである。</p> <p>また、種子島東側の地点 2 は何のために設定したのか。「田之脇港に至る」とあるが、こんなところまで資材等を運搬する必要があるのか。</p>
	<p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
低周波音	
189	<p>島の西側に位置する病院、学校などの公共施設に加え、東海岸線でも低周波音の調査を行ってほしい。</p> <p>低周波音は心理的影響を及ぼすと言われており、人間だけでなく、酪農・畜産・養鶏等を生業としている動物にも影響が懸念される。代表的な畜産農家を選定しそれぞれの行政区内で調査地点として加えること。</p>
	<p>低周波音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p>
190	<p>低周波音は波長が長いいため遠くまで伝搬するが、どの範囲まで低周波音が伝搬するのか不明なため、15km 離れた東側にも影響を与える可能性がある。しかも軍用機のため、運行ルートも飛行高度も非定常であり、あらゆる場合を想定した調査が必要であり、種子島の東側、屋久島、南大隅町を追加すべきである。</p>
	<p>低周波音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p> <p>屋久島町及び南大隅町においても自主的な環境騒音の調査を実施し、調査結果を準備書第 6 章にお示ししました。</p>
191	<p>表 4.2.5(1)では、低周波騒音が顕著とされ、供用・運用段階では日米の機体が必ず飛来するであろうオスプレイが想定されており、不備である。また、オスプレイの飛行を想定すれば屋久島町と南大隅町にも複数の調査地点を設けるべきである。</p>
	<p>低周波音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p> <p>また、オスプレイの飛行も想定し、予測・評価しています。</p> <p>なお、屋久島町及び南大隅町については、馬毛島から 30km 以上離れており、影響の及ぶ範囲が広いと考えられる航空機の運航に伴う騒音による周辺環境への影響についても、既存の事例を踏まえれば、「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」に該当しないものと考えておりますが、自主的な環境騒音の調査を実施し、調査結果を準備書第 6 章にお示ししました。</p>
水質	
192	<p>3.1.2(1)-2「海域の状況」で、主要な流況が馬毛島から東方向とされていることを踏まえ、対面する種子島西岸にも水質汚染の予測調査地点を複数設けるべきである。</p>
	<p>水の濁りや水の汚れの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
193	<p>水の濁りに関し、違法開発前の状況と比較すべきことを考慮し、とりわけ港湾施設建設の影響を厳しく評価すべきである。東岸の港湾施設予定海域 4 か所については、方法書の調査地点では影響をカバーしきれない。</p>
	<p>港湾施設の工事時の水の濁りの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>



電波障害		
194	テレビ電波（デジタル放送）の受信状況の予測は、航空機の飛行による遅延波障害について、文献その他の資料及び現地調査結果から定性的な方法により行うとあるが、あまりにも抽象的である。定量的に予測すべきである。例えば、一般財団法人電波技術協会では、「航空機によるテレビ受信障害対策を研究。そして、地上アナログテレビ放送用の障害予測プログラムを地上デジタルテレビ放送用に改修して、高精度の遅延波障害予測手法を確立しました。」とあり、関西国際空港建設計画に関するテレビ電波障害調査も行っており、電波障害の定量的予測は可能である。	電波障害の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。
動物・植物・生態系		
195	馬毛島全体が基地化されることになりその結果起こる環境変化の影響は、島の住民は言うに及ばず、島の海域、陸域に生息する全ての動植物（魚介類、サンゴ類、動物類、鳥類、昆虫類、植物類、菌類、等々）に及ぶことになる。そもそも馬毛島では長期にわたって違法開発を含む開発行為が行われ、土地所有者による理不尽な立ち入り拒否によって、全く調査に入れていなかったことから、調査、予測、評価には多くの専門家聴取と情報収集と現地調査が必要と思われる。その実施とスケジュールについても細かく具体的に提示すべきである。	複数の専門家へのヒアリングを行いました。 また、準備書において、各生物の調査日等もお示ししました。
196	マゲシカを始め希少生物の生態は1年程度の調査で分かるものではなく、数年かけた調査が必要である。爆音や地響、狭い限られた空間へ追いやられることによる影響はどのように調査するのか。調査する業者名とその専門性を問う。西之表市の説明会で馬毛島の生物に詳しい専門家を教えてほしいとの依頼があったが、「馬毛島の生物相」（馬毛島の自然を守る会発行）の編集者である「北海道大学大学院文学研究地域科学研究室・立澤史郎助教」を紹介する。シカの生態への影響評価を行うのであれば、氏を調査メンバーに加え相談しマゲシカへの影響を評価すべきである。	準備書の作成に際しては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定する必要があることから、馬毛島における動植物の生息状況等の地域特性に関する知見を有し、環境分野に精通している専門家を選定しました。
197	馬毛島には絶滅危惧種、天然記念物など貴重な動植物が多数生息していることから、基地を建設し訓練をした場合、動植物に与える影響を正しく評価すること。	動物、植物及び生態系については、通年の現地調査を実施し、その結果を準備書第6章にお示ししました。
198	馬毛島の固有種であり社会的・文化的にも重要なマゲシカ、オカヤドカリ、ミナミメダカ、ドジョウ、ウミガメ、ヤクヤモリ、ツバサカノコ、繁殖地として利用しているエリグロアジサシやミサゴなど多くの野鳥、固有種ナガバアリノトウグサやソテツの自生群落をはじめ431種の野生植物、北限のサンゴ礁、数多くの魚種などの生息が確認されており、これら希少生物等の絶滅といった影響が懸念される。環境省により生物多様性の観点から重要度の高い海域として選定されていることも踏まえ、これらの生息の有無や産卵場の位置等を確認できるよう、過去の知見も踏まえて調査時期及び調査日数を適切に設定し、具体的な予測・評価の方法を示した上で、様々な状況下で通年での大規模な調査及び評価・保全措置の検討を行い、真実を知らせてほしい。	動物、植物及び生態系については、通年の現地調査を実施し、その結果を準備書第6章にお示ししました。
199	陸地においては先の防衛省の環境調査報告によれば、工事等で動植物が壊滅状態になる可能性あるとの報告があり、調査報告のとおり陸海ともに今あるものを残してほしい。	防衛省では、御指摘のような調査報告は行っておりません。

200	動植物種について、「重要な種」との表記が多くあるが、「希少種」や「絶滅危惧種」とされる種についてだけ、生息域を少しだけ残したり、いくつかの個体（群）を別の場所に保護するなどして「環境に配慮した」ということにされることを危惧する。大きな生態系をまるごと保全するという観点から、計画の中止も視野に入れたうえで、慎重に検討されることを期待する。	陸域生態系及び海域生態系への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
201	基地建設事業における、馬毛島に生息する生物への調査や保護に対する対応が不備と思われる。島の限られた食物環境に適応しながら生息してきた生物を、保護区を作り生息させる考えを示しているが、現在の事業計画では不可能に近いと思う。	動物、植物及び生態系への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
202	アセスを実施しようがしまいが、マガジカの絶滅など取り返しのつかない自然破壊は不可避である。	馬毛島のニホンジカを含む動物への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
203	夜間の基地の照明や、訓練機の点灯等の灯りによる影響にまったく触れられていない。野生の動物は陸上海中等を問わず夜間の灯りには敏感であり、その活動や生態系に及ぼす影響は計り知れないが、本方法書にはその点が全く考慮されていない。あらためて夜間の灯火や明るさ（暗さ）に関する項目を設定すべきである。	生物及び生態系への影響については、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
204	重要な生物種の生活史を把握するための調査法の検討が不十分である。	生活史については、既存資料により調査を行い、その結果を準備書第6章にお示しました。
205	海洋生物や鳥類の生態系への影響について、調査範囲が狭いのではないかと。	生物及び生態系への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
206	影響を受ける可能性がある海洋生物のなかに、近海で確認されているマッコウクジラやイルカなどの海洋哺乳類が含まれていない。また陸上生物のなかにニホンジネズミが含まれていない。それらも対象にするべきである。	海洋哺乳類については、環境現況調査で確認されておりません。 ニホンジネズミについては、方法書段階においては現地調査で確認されておりませんでした。その後、環境現況調査の中で確認されたことから準備書第6章にお示しました。
207	自然環境と野生生物に関する調査目的、調査方法、結果の解析法の記述も簡単に過ぎ、ほとんど記述されていないと同様である。影響予測と評価のしかたについても、過去のアセス書からコピー・アンド・ペーストしてきたようなあいまいな記述が並んでいるだけである。そのため、滑走路等の工事、軍用飛行場の存在、ジェット戦闘機等の訓練など供用の事業特性に係わる環境影響が、馬毛島の地域特性である自然環境や野生生物にどのようなインパクトをおよぼすのか、その点を明らかにするための調査方法、データ解析法が不明なままである。環境影響を予測し評価するために必要な論理性・科学性が欠落している。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
208	馬毛島の地域特性・環境特性として、琉球列島の北端に位置することがあげられる。しかし、方法書では動物地理学上の特徴や生物多様性保全上の重要性についてはまったく触れられていない。概況調査では、カッコウの仲間のオオジュウイチが記録されているが、同種は近年になって琉球列島、五島列島などで希に記録されるようになった。南方の分布域から北上し始めている可能性があり、同種に限らず馬毛島の動植物相の位置づけや生物多様性の評価を加えるべきである。	動物、植物及び生態系への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。

209	陸と海の季節ごとの生物多様性の調査を願う。	4季に渡り、陸域及び海域の生物の調査を行い、その結果を準備書第6章にお示しました。
210	影響予測に関しては、これも従来のアセス書のコピペであり「類似の事例や既存の知見等を考慮し、重要な陸域動物の分布と事業計画を重ね合わせた結果及び区域外の分布などを基に影響の程度を予測」するとされている。しかし、この記述ではこれまでのアセス同様、事業実施区域の境界線の外側には環境影響がおよばない、区域外に類似の環境があり生息可能であるなどという無責任な予測になるのは明らかである。環境が改変されれば境界線の外側まで、時間とともに影響が広がるのは当然であり、影響が境界線で止まることはあり得ない。ましてや馬毛島の面積の90パーセント近くが改変され自然環境が失われるという計画では、過去の予測、評価のしかたを踏襲してもほとんど意味はないだろう。常識で考えれば、この環境アセスの手法では、基地建設後、島の環境保全、代償措置、野生生物保護はほとんど不可能であろう。なお、マゲシカは江戸時代に馬毛島から外に人為的に移動した記録があり、種子島や阿久根大島にも生息するが、これをもって島外にも近接地に地域個体群があり存続が可能などと評価することは許されない。	動物については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
211	FCLPによる爆音や振動が、陸域生物及び海域生物の生息に対し与える影響について調査されるべきである。	航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。
212	島周辺を移動する動物、あるいは渡りをする動物などは少なくとも年単位での観測が必要だろう。生物の生態予測には十分な時間をかける必要がある。	鳥類等への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
213	陸域動物の調査及び予測の手法で“注：飛行場の施設の供用に係る環境影響評価の調査及び予測の手法については、今後決定される訓練の内容を踏まえて検討します。”とあるのは、どの様な意味を持つのか。今後決まる訓練内容によっては、この方法書では想定できない事態が生じるのではないか。例えば、影響を与える場所として馬毛島の陸海域において実施される可能性のある訓練（エアクション艇操縦、水陸両用訓練など）は、馬毛島の海岸の自然破壊、ウミガメの上陸・産卵、オカヤドカリなど重要な動植物の圧損・忌避を生み出すため禁止すべきであるにも拘わらず、今後決定される訓練の内容を踏まえて検討しますというのは未来永劫環境影響評価をしないということと同義語である。この注書きは削除すべきである。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
214	馬毛島の多様な生態系のシンボルとも言うべきマゲシカに馬毛島基地（仮称）の建設と存在・供用がもたらす環境影響、特に個体群維持への影響の調査、予測、評価、環境保全措置検討の具体的な方法を示す必要がある。言い換えれば、マゲシカ個体群が存続しうるか否かを判定できる方法は、このアセスでは用意されていない。辺野古のジュゴンの例から、すでに半数ほどになったと言われるマゲシカが、完全に死に絶えてしまう恐れがある。	馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。

215	<p>この20年間、馬毛島では大幅な環境変化がなされており、方法書の概況調査と方法書に基づき今後実施する調査によって把握されるものが事業実施前のマゲシカの姿と捉えるのは早計ではないか。本建設事業がマゲシカに及ぼす影響を調査、予測、評価し、環境影響の回避策を示すにあたっては、現状の個体数を正確に把握するとともに、マゲシカ個体群の維持が30年前にはどのような形で可能となっていたのかを把握し、可能ならしめていた諸条件を本基地の建設・存在・供用に際してどうすれば満たすことが可能となるのかという視点が不可欠である。2003年（平成15年）刊行・立澤史郎編集・馬毛島の自然を守る会発行の「馬毛島の生物相」を参照することを薦める。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
216	<p>マゲシカなど希少動物の生息環境に大きな影響が及ぶ。単に生息を保障するだけの姑息的な対応ではなく、島全体を生息の場として保全・修復していくことが必要である。馬毛島の対象事業実施区域外の場所は、冬には季節風があたりドングリなどメスや子供の高栄養のエサがない場所で、マゲシカの死亡率が最も高く保護の条件として最悪の場所である。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
217	<p>馬毛島の生物相記録があるが、希少貴重マゲシカ生存区域は現在どうなっているのか。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
218	<p>マゲシカは現在、利用場所に濃淡はあるにしても、馬毛島全域を生息可能な範囲として生活しているとみられる。しかし、軍事基地建設により現在の生息域の約90パーセントが生息不適または不可能な場所エリアとなった場合を想定し、残される10パーセントのエリアに、どれだけのマゲシカが生息できるキャリング・キャパシティ（環境収容力）があるのかの調査は必須である。その際、食物、水、塩分、カバー（森による庇護）など、生活に不可欠な資源も調べられなければならない。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
219	<p>FCLP訓練における騒音がマゲシカ（シカ）に与えるストレスは想像を絶するものがあるため、調査すべきであり、その影響をどう考えるか。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
220	<p>本方法書において、シカは生態系の典型性の注目種とされており、専門家による技術的助言においても複数の方が言及している。方法書の手法の記載が不明確であるが、少なくとも以下の項目について調査・分析を行い、建設事業の影響の評価とシカ個体群の安定的存続を保証する措置（必要な場合は事業実施区域の縮小、建設規模の変更、森林の造成等の代償措置を含む）を検討すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)シカ個体群の規模と構成、個体群動向の把握</li> <li>2)生息環境とシカによる利用状況の把握</li> <li>3)調査結果の分析に基づく、影響の具体的な予測と評価、シカ個体群保全に必要な措置等の検討</li> </ol> <p>影響の予測と評価、必要な措置の検討を進めるにあたっては、環境の残し方や基地敷地をどの程度シカのために開放するかなどに関する複数のシナリオに基づき、シカ個体群の存続可能性を検討すべきである。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>

221	<p>「個体群の規模の把握」について、以下の調査を実施すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の方法により、現時点における馬毛島全島の個体数を推定する。個体数の推定は、用いる手法の違いとそれぞれの手法における推定の不確実性を考慮し、幅を持った値で表示する。</li> <li>・個体数推定は少なくとも、a)ドライブカウント（追い出し法）と定点観察の組み合わせ、b)糞粒法、の2方法によって実施する。ドライブカウントは冬季に行う。糞粒法は糞による環境利用調査の資料を用い、糞の分解率等の係数は、九州南部のニホンジカ密度調査で用いられている数値で代用する。定点観測については、既往研究で継続実施されてきた「岳之腰」（71.1m）からの目視カウントが有効である。</li> <li>・さらに、ヘリコプターによるカウント、および個体数推定に使える規模による自動撮影カメラ調査（REST法）を合わせて実施することが望ましい。</li> </ul>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
222	<p>「個体群の構成等の把握」について、以下の調査を実施すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドライブカウント、定点観察、踏査時に目撃した個体を記録し、性・年齢クラス別の個体数、およびその比率を把握する。年齢クラスは「0歳（満1歳に満たないもの）」、「1歳」、「成獣（2歳以上）」に区分して記録する。識別できないものは「不明」として記載する。分析に当たっては、特に「成獣メスの個体数と比率」、「成獣メスに対する0歳（雌雄の判別は基本的に困難）および1歳の比率」に注目する。また、調査時には生体だけでなく発見した死体の性・年齢クラスも記録する・結果は調査ごとにまとめる。</li> </ul>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
223	<p>「環境とその利用状況の把握」について、以下の調査を実施すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シカの分布範囲と環境利用状況を把握するために季節ごとに踏査を行う。</li> <li>・これとは別に、均一な空間単位で環境利用状況を評価するため、馬毛島の面積とシカの生息状況を考慮し、以下のような区画単位での調査・分析を行う。全島を250m×250mの区画（メッシュ）に区分し、各区画に60個以上の1m×1mの調査枠を設置してその中のシカ糞粒数を記録する。区画内の植生や位置を考慮して長さ60mのラインを6本以上設定し、各ラインにおいて5mおきに調査枠を設置する。調査結果は植生等の環境条件と合わせて地図上に表示するとともに、250m区画単位で糞粒密度を算出し、植生などの環境条件と合わせてシカの密度分布状況と重要生息場所をメッシュ分析する。またこの資料は「個体群の規模の把握」における、全島の生息密度と個体数の推定にも用いる。調査は冬季に行う。</li> <li>・シカの生息には餌資源である林床植生が重要である。植生の調査においてシカの口が届く範囲（高さ1.8m）までの植生の被度と高さ（できれば種類も）を記録し、シカの生息環境としての評価を行う。</li> <li>・季節的な土地利用状況および環境利用の変化を把握するため、GPSテレメトリー調査を行う。馬毛島のシカは定着性が強いと言われているので、異なる集団の成メス6頭程度、成オス4頭程度にGPSテレメを装着し、少なくとも1年間にわたるデータを収集し、季節ごとの行動圏サイズ、利用地域と利用環境を分析する。</li> </ul>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>

224	<p>馬毛島に生息するシカは、以前より自力で種子島へ移動してこれる個体が確認されている。工事や訓練の運用開始により、馬毛島に生息するシカが隣接する種子島へ移動してくることは大いに予想でき、現在でも、種子島内において増え続けている有害鳥獣であるシカが馬毛島からの移動でさらに増えてしまうと、農業へ与える損害は甚大となる。これは畜産分野における飼料作物への食害による損害だけでなく、種子島農業の基幹作物であるさとうきびや甘しょ、その他園芸作物への甚大な被害も想定される。</p> <p>そのようなことから、今回の生態系に関する調査についてはシカの移動の可能性を否定せずに、万が一種子島へ移動してきた場合、その規模および移動することによる影響も考慮した調査とすることを要望する。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
225	<p>マゲシカは馬毛島に生息しているから貴重であるのであって、対策としてマゲシカを種子島など他の島へ移すことは、マゲシカがマゲシカでなくなることであり、マゲシカを残すことにはならない。</p>	<p>馬毛島のニホンジカについて、島外への放野を行う計画はありません。</p>
226	<p>マゲシカの保護策としてすべきことは、島の一部に保護区を作るのではなく、森林を回復することである。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
227	<p>今回の計画によるマゲシカへの影響は非常に深刻と思う。防衛省はどのようにして、「マゲシカの保護」と「開発事業及び基地運営」を両立させていくつもりなのか。地域を区切るのか、島外へ移動させるつもりなのか。それとも、保護する義務はないと考えているのか。地域を区切れば、その地域内の植生は壊滅状態になることが必至であるし、そうなればマゲシカの個体数も先細りなのは明白である。さらに、島外へ移動するとすれば、マゲシカの固有性が失われていくであろう。両立は非常に難しいと考えるが、絶滅も止むなしと考えるのか。防衛省の見解はどうか、示していただきたい。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p> <p>また、馬毛島のニホンジカの島外への放野を行う計画はありません。</p>
228	<p>マゲシカは奈良時代から馬毛島への生息が知られた重要な地域個体群であり、将来にわたって保存される必要がある。島の88%に及ぶ開発によりシカの生息が許される区域は3か所に分断され、面積もわずか102haとなる。この状態ではシカ個体群の安定的存続は困難となる可能性が高い。馬毛島のシカ個体群の存続を確実にするためには、事業実施区域内にシカが生息できる十分な規模の環境（森林と草地の組合せ）を確保し、事業実施区域外との自由な個体交流を保証することが必要となる。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
229	<p>工事期間中、施設完成時及び運用開始後もシカ個体群をはじめとした生物等（植生等の環境を含む）のモニタリングを継続し、保全上の問題が生じた場合あるいは生じる可能性がある場合には、必要な措置をとるべきである。特にシカの個体数、性・年齢などの個体群の構成および行動圏の変化を継続的にモニタリングすることが重要である。また、生息可能地域が狭く限定された場合にはシカが高密度化し、林床植生を破壊してシカ自身の生息環境を劣化させるので、この点に関するモニタリングも必須である。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
230	<p>馬毛島に生息する野生鹿（マゲシカ）への保護措置は、「馬毛島の生物相」（馬毛島の自然を守る会発行）の編集者である北海道大学立澤史郎氏によって従来より行われてきたマゲシカの研究成果を踏まえて検討すべきである。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>

231	<p>コウモリ類以外の哺乳類では、「目撃法、フィールドサイン法、トラップ法、自動撮影法を春、夏、秋冬の4季に実施する」と記載されている。モグラ目(=トガリネズミ型目；特にジネズミ)およびネズミ目(=齧歯目)に関しては、馬毛島での既存調査が少ないことから、生息の有無を確実に把握することが必要である。また、ニホンジネズミの初記録の報告(本川雅治・立澤史郎, 2008日本生物地理学会会報63:43-46)の引用およびリストへの掲載がなく、追記すべきである。</p>	<p>生物への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
232	<p>本環境影響評価事業等において、馬毛島の哺乳類とその生息環境の保全にかかわる事項に関し、日本哺乳類学会は学会の理念に基づき可能な協力を行う用意がある。</p>	<p>学会所属の有識者からも技術的助言をいただいております。</p>
233	<p>馬毛島については、近年鳥類の生息調査はほとんど行われていないと考えるので、今回の調査に期待する。ついては、方法書記載の現地調査の成果を速やかに公開(貴重種等は考慮)するとともに、保護地区の設定、施設等設置場所の検討等を行い、成果を鳥類保護及び共存策に活用してほしい。</p>	<p>鳥類への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
234	<p>小規模とはいえ干潟、樹林、草原等の多様な地形があることから、鳥類については、サシバ等猛禽類やツバメ、ヒヨドリ、レンジャク類をはじめとする渡りのコースの中継点となりえるため、調査時期を検討するとともに、施設建設、施設運用後の鳥類の保護、特にバードストライクの予防について、関係地域等における知見をもとに、十分な検討をお願いしたい。</p>	<p>鳥類への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
235	<p>この空域を移動するサシバ等の渡り鳥への影響が考慮されていない。</p>	<p>鳥類への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
236	<p>鳥類調査について、年4回の調査が予定されている。しかし、鳥類の繁殖期は3月から8月に渡り、種毎に時期がずれている。特に離島という特殊な条件下では、重要な鳥類の繁殖が確認される可能性がある。月に最低2回の調査が必要と考えられる。また、渡り鳥調査の重要性は離島という場所は、南西諸島から琉球列島への渡りルート上にあり、特に重要である。渡り鳥の性質上、島で休息しエネルギーの補給を行い、移動する事になる。その重要な、場所である可能性が高い馬毛島で渡り鳥調査は皆無に等しい。春や秋の渡りの期間にそれぞれ10回程度の調査が必要を考える。また、エリグロアジサシ環境省の絶滅危惧II類(VU)の繁殖地は北部の海岸線にある。センサスルートは島北部に関して延長して、海岸線を含む地域をカバーする事が望まれる。</p> <p>併せて、定点調査地点を島北部に関して海岸線まで北側に移動させエリグロアジサシの繁殖状況の調査と馬毛島基地(仮称)の影響確認を行うべきである。</p>	<p>鳥類への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
237	<p>鳥類調査について、方法書では調査時期は春夏秋冬で渡りの時期を考慮すると書かれている。しかし、鳥類の生活史と暦の四季は必ずしも一致しない。少なくとも繁殖期、渡り期(2回)、越冬期の区分で調査するべきである。そのためには1年程度の予備調査で時期区分を行う、あるいは調査頻度を多くして各区分を外さないようにすることが必要である。動物分類群により、また調査目的により、適切な調査時期が異なる場合があるので留意されたい。</p>	<p>鳥類への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
238	<p>最高峰である岳之越を削除平定する旨、あらましに記載があったが、希少渡り鳥の往来阻害の観点からしてはならない。渡り鳥達は岳之越が生ずる上昇気流を使って渡を再開させる。今環境アセスメントはその調査が不十分であるため改善を要望する。</p>	<p>鳥類への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>

239	馬毛島が渡り鳥の中継地、休息地になっている可能性があり、滞在時間が短いことを考慮して、見逃すことのないよう調査時期、調査頻度を設定すべき。	鳥類への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
240	馬毛島の森林はすでに伐採が進み面積は少なくなっているが、留鳥、夏鳥の繁殖場所であると考えられるので詳細な繁殖状況調査は不可欠である。また越冬場所としての島の評価も必要である。	鳥類への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
241	鳥類の渡りの季節（3～4月、9～10月）には、ほぼ同時にアサギマダラ等蝶類の渡りが行われるので留意が必要。	昆虫類への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
242	アジサン類の小規模なコロニーなど、今後の調査で出現するかもしれない重要種に対応できるように、調査時期、調査頻度を設定すべき。	鳥類への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
243	コウモリ類の調査法については、「目撃法、バットディテクター法による確認を行い、期間は春、夏、秋の3季の昼間を基本とし、必要に応じ夜間も設定する」と記載されている。調査期間等については、コウモリ類の活動時間帯を考慮し、「期間は春、夏、秋の3季の夜間に設定する」と修正すべきである。また、調査法については、「目撃法、フルスペクトラム方式のバットディテクター法による確認」に加え、種同定を確実にするために「カスミ網やハーブトラップを用いた捕獲調査」も行うべきである。馬毛島でのコウモリ類の生息情報は未報告であるが、コウモリ類の生息が確認された場合には、影響を評価するために、「ねぐらを特定するための調査」も行う必要がある。	コウモリ類への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。
244	魚類及び底生生物の現地調査について、生息状況を適切に把握するため、減水区間に調査地点を追加するとともに、渇水期調査を追加して実施すること。 供用後における予測時期は、減水区間の河川流量が最も少なくなる時期及び最も少なくなった場合での魚類、底生生物及び河川生態系への影響（産卵場所への影響、水質や河床構成材料の変化を含む）について予測・評価を行うこと。	河川の水生生物への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
245	サンゴ礁は馬毛島の西岸・南岸で発達しており、東岸では見られないとあり、東岸に港湾施設などを集中させているが、生物多様性や地形などの面から保全すべき区域は多いと考える。この点からの調査なども必要である。	生態系への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
246	海藻やサンゴ類の調査地点C6とC7の間に不自然な未調査の空白部分がある。対象事業実施区域内であるから、C6とC7の中間地点も調査すべきである。	調査地点については、準備書第5章にお示ししました。
247	方法書においては、航空機の運航による騒音により周辺の海域生物の生息環境に影響を及ぼすことが考えられるとして、環境影響評価項目に航空機の運航による海域動物（魚類）への影響を選定している。しかし、現地調査の手法では、調査地点が馬毛島沿岸（9地点）に限られており、周辺海域の魚類を対象とした調査手法となっていない。航空機の運航による騒音の周辺海域の魚類への影響を適切に予測・評価するためには、調査範囲の拡大が重要である。	海域動物への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。



248	海洋動植物の希少種に関する調査も不十分であり、動物等は移植できないことは、辺野古新基地建設に伴う移植サンゴの死滅が証明している。ゆえに方法書に反対する。	海域動植物への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
249	島から流出する水や泥などは海生動植物に与える影響が甚大であると想定されるので、より丁寧に評価すべき。	海域動植物への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
250	ウミガメはIUCN及び環境省のレッドリストに登録される絶滅の危機に瀕している生物であり、国内外の様々な規制が設けられ、より積極的な保護が求められている。近海域沿岸の砂浜は特にアカウミガメの重要な産卵地であり、無人島馬毛島での生態調査は学術的に極めて重要なもの。調査は現状で数年間実施する必要がある。また、方法書には騒音に特に留意する旨の記載があるが、夜間の光に特に注意を要するのはウミガメ調査に当たっての常識。科学的知見に基づいた生態調査を実施し関連法との整合性を図りたい。	ウミガメ類への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
251	馬毛島西海岸では、アオウミガメの産卵・孵化が確認されており、南日本を重要産卵場所とする本種の保全上、馬毛島の存在は重要である。このことから、砂浜等を使うであろう、飛行場施設以外の施設の運用で可能性のある訓練（エアアクション艇操縦訓練や水陸両用訓練等）は、確実な調査をしてから検討しなければならない。	ウミガメ類への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
252	海域動物に関する調査及び予測の手法について、鹿児島県は日本一のウミガメ上陸・産卵頭数をほこり、鹿児島県ウミガメ保護条例を制定している。特に種子島においては、平成28年実績では屋久島町での上陸確認件数を超過して日本一であったが、近年減少傾向にある。したがって、ウミガメ調査については、騒音及び照明等環境の変化が大きく影響を及ぼす懸念があることから、馬毛島だけに限定せず、種子島のすべての砂浜海岸及び屋久島を調査対象に加えること。	ウミガメ類への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
253	方法書464ページの海域動物の調査期間で“ウミガメ類の上陸時期を考慮し、実施します。”とあるが、技術的助言の内容で“当該海域のウミガメ類の産卵期は4～9月で5～7月に特に集中している。このため5～7月は上陸調査を行うべきである。”と具体的助言を受けているのだから、その内容を踏まえた調査方法を記載すべきである。	ウミガメ類の上陸調査は5月から8月にかけて行いました。
254	馬毛島全域は、「鹿児島県の重要干潟」に指定されている。本来ならラムサール条約に登録されてもおかしくない。基地が造成されると、この重要干潟は全損失となる。これによる生態系サービスの損失はいかほどになるのか、準備書では根拠とともに試算結果を示すべきである。	生態系への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
255	防衛省の手で、馬毛島周辺の漁場がなぜ代々にわたり豊かな漁場として受け継がれてきたのか、その理由を丁寧に調査し、基地整備の工事や基地が漁場に与える影響を明らかにしていただきたい。	海域動物への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
256	漁業資源調査も必要であり、漁場の分布と生態系調査は島周辺のみでは十分とは言えない。周辺住民の協力を得て調査評価が必要と思う。	既存資料に基づく水揚高等の情報を準備書第3章にお示ししました。

257	<p>基地整備の工事や、基地が供用された際に馬毛島周辺で獲れる魚の種類ごとにどのような影響が出るかしっかり調べる。カツオだけ、イセエビだけといった具合に魚種を絞って調査しても、馬毛島の周りの海の生態系全体に与える影響はよくわからない。基地整備の工事や基地が漁に与える影響は、魚の種類や漁師によって違ってくるため、馬毛島周辺で獲れる魚については、種類ごとにそれぞれしっかりと調査する必要がある。</p>	<p>既存資料に基づく水揚高等の情報を準備書第3章にお示しました。また、個別の種類のみではなく、海域生態系についての予測及び評価も行いました。</p>
258	<p>雑排水の海域への排水により漁業に影響を与えると考えられるが、そうした場合どのように対処するのかあらかじめ示してもらいたい。</p>	<p>排水方法及び汚水の処理方法については、準備書第2章にお示しました。</p>
259	<p>港湾建設によりサンゴやトコブシなどの生物生息に甚だしい損害をあたえることが容易に推測できるのでどのように保護していくのか示してもらいたい。</p>	<p>海域生物への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
260	<p>方法書141ページによると、調査対象地域は重要な植物の宝庫である。馬毛島も概況調査により、北西部の海岸風衝低木群落帯において、マルバニッケイ及びオキナワハイネズの群落が僅かに確認されており、重要な植物が発見される可能性が大きい。こうした状況を加味した調査方法が必要である。</p>	<p>植物への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
261	<p>森林伐採とそれにかかわる生態系への影響をはっきりさせること。</p>	<p>陸域生態系への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
262	<p>環境アセスでは生態系調査として、便宜的に上位性、典型性、特殊性の視点でそれぞれ代表的な種を選んで調査し予測、評価することになっている。この方法書では、上位性としてミサゴ、ノスリ等猛禽類、典型性としてマガシカのほかにホオジロを選定し、特殊性は該当なしとしている。ミサゴについては行動範囲、繁殖状況、食性の調査、ノスリ等猛禽類については越冬期の生息状況、食性調査、ホオジロについては生息状況調査とごく簡単に記述しているだけである。これはそれぞれの種の生息状況調査とほとんど同じ内容であり、その結果を持ち寄っても「陸上生態系」調査の成果となるわけではないし、生態系が理解できるわけでもない。各項目の具体的な調査方法、例えば食性調査ならどんな手法を使うのか、繁殖の確認はどうやるのかなど、方法書では詳しい調査方法を示すべきである。ホオジロについては、鳥類の現地調査と同時に行うとしているが、これでは典型性として選定した意味がない。特殊性すなわち特殊な環境は存在しないので対象種を選ばないとしているが、短期間の概況調査で結論づけられるものではないだろう。</p>	<p>陸域生態系への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>

景観		
263	種子島の人々は、朝な夕なに馬毛島を見て生きてきた。特に馬毛島に沈む美しい夕日は、多くの人たちの心を癒してきた。基地建設計画により、馬毛島の最高峰「岳之腰」が崩されると全く形が変わってしまい、私たちにとっての馬毛島ではなくなってしまう。種子島島民にとっては心の中にある重要な景観資源であり、環境影響評価にあたっては、計画によって馬毛島の景観がどのように変化し、そのことが種子島の人たちの気持ちや芸術物生成の観点からどういう影響を与えるかということの評価してほしい。	景観への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
264	マクロな景観へのアプローチが欠如している。馬毛島は人々が集まって暮らした生活の舞台であり、そこにはいくつもの集落が存在した。この島に折り重なっている人々の生活景の調査方法及び評価に関する記載が見られず、集落調査なくしては、種子島と馬毛島の関係性の上に、海と深く関りながら、馬毛島固有の生活スタイル・生活文化を風景の中に築いて行った人々の歴史、種子島の重要な歴史の証左の一つを失うことになり兼ねない。	馬毛島の土地利用に係る主な変遷を準備書第3章に追加しました。 景観への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。
265	馬毛島には本土防衛の最前線の戦争遺跡の一つとして重要な戦争遺跡「トーチカ」が残っていることが知られている。この「トーチカ」に関する調査方法・評価の記載がみられない。その小高い丘の上に立つ立地の意味、この「トーチカ」から望める風景についても早急なる調査が望まれる。	基本的に、施設整備の範囲内に所在する建造物については、現在の場所から撤去することとしていますが、その具体的な取扱いについては、今後、関係自治体等とも御相談してまいります。 また、景観への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。
266	景観に関する調査及び予測の手法について、現地調査地点を4か所選定しているが、そもそも種子島の西側に暮らす住民は日常生活で馬毛島を展望している。したがって、景観に関する調査地は、花里浜、伊勢神社、西之表港・日葡公園、若狭公園展望台、西之表市街地、旭丘、美浜、大崎海岸、長浜海岸などを加えること。	現地踏査を行った上で、板敷鼻（大崎地区）、伊勢神社、美浜、夕暉が丘（西之表市街地）、天女ヶ倉、住吉地区及び長浜海岸を現地調査地点に追加しました。
267	景観の調査地点を5地点に絞っている根拠が不明である。馬毛島で暮らしたことのある人々を含む種子島の住民へのヒアリングを行い、調査地点を選定すべき。	方法書に対する住民等の意見や県知事意見等を踏まえ、現地調査地点を決定しました。
268	景観の調査期間等について具体的な記載がない。「環境影響を予測及び評価する為に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯」の具体的な記載がみられない。	景観に係る調査期間等については、準備書第6章にお示しました。
269	予測手法が不透明である。「変更区域と景観資源の状況の重ね合わせによる予測」、「フォトモンタージュ法等による予測」と記載があるが、フォトモンタージュの他にどのような調査方法を想定しているのか予測手法が不透明である。	方法書の段階では、フォトモンタージュ法のほか、完成予想図又はコンピュータグラフィックスを想定していましたが、現地調査結果を踏まえ、視覚的な表現方法として、フォトモンタージュ法を採用しました。
270	フォトモンタージュする景観要素が不透明である。施設等固定されるもののみではなく、運航する航空機や船舶等、動的な要素も加えて検討頂きたい。	馬毛島の近海をフェリーが通過することから、フェリーからの景観についても評価を行い、準備書第6章にお示しました。
271	完成予想図のみではなく、工事中の仮設工作物等に対しても重ね合わせて調査、予測・評価頂きたい。	飛行場及びその施設について、景観の変化が最も大きくなる時を予測時期としました。
272	樹木の伐採や新たな構築物による風景の色の変化、音、振動、事故への不安など、心理的景観に及ぼす影響も時間軸を伴って予測頂きたい。	景観への影響、騒音及び振動について、それぞれその調査結果を準備書第6章にお示しました。
273	馬毛島のシルエットは種子島の住民にとっては古くから生活と結びついたかけがえのない歴史的景観である。その歴史的景観の価値が損なわれないことを実証する、または損なわれない対策を打つのに十分な景観調査・評価を望む。	景観への影響については、その調査結果を準備書第6章にお示しました。

274	<p>フォトモンタージュを行う上で、どの時点の景観資源と重ね合わせ、どのように評価・予測するのが不透明である。ここ20年で馬毛島の景観は既に大きく変貌しており、現時点での景観資源の状況をベストな状況として変更区域と重ね合わせるのではなく、さらに時代を遡り、人と自然と営みが調和している状態での馬毛島の景観と重ね合わせの上、評価・予測を行って頂きたい。</p>	<p>環境影響評価では、本事業の実施による影響を評価するものであることから、現在の景観写真をもとにフォトモンタージュを作成し評価しました。</p>
<b>人と自然とのふれあいの活動の場</b>		
275	<p>人と自然の触れ合いの活動の場について、調査地点が少なすぎ、調査方法や予測方法が不明確である。</p> <p>西之表市は日本で初めての「ヨガの聖地」に認定されているが、その認定地点が調査地点に含まれていない。ヨガの聖地は静かな環境も認定基準の一つであり、人と自然の触れ合いの活動の場の項目においては、ヨガの聖地にふさわしい静けさを確保できるかという基準で調査評価されるべきである。</p> <p>サーフィンのメッカとしても有名であり、海水浴場に限り多くの愛好者がサーフィンを楽しんでおり、それらの場所も選定されなければならない。</p> <p>また種子島の住民には磯遊び、磯釣りを楽しむ習慣があり、それは種子島全域の海岸で通年行われており、当然全域を調査地点として設定すべきである。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
276	<p>馬毛島の潮間帯を人と自然の触れ合いの場として調査すること。</p> <p>馬毛島は、潮間帯の生物、特に貝類の多様性が高いことから生物多様性の観点から重要度の高い海域に指定されている。</p> <p>そのため、毎年春先から夏場にかけて大潮の日をはじめとして潮位の低い日には、種子島の島民が馬毛島に渡り貝の採取が行われていることから、馬毛島の潮間帯を調査対象に加えるべきである。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
277	<p>種子島の西側の海岸に出られる場所（下石寺下、上石寺下、壺泊、城ヶ浜、美浜、花里、大崎海岸など）は、全て昔から釣りや憩いの場所として活用されており、調査地点として追加すべき。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
278	<p>調査地点が4か所に限定されているが、FCLPだけでなく年間150日間程度のジェット戦闘機以下様々な軍事訓練が予定されており、また大規模工事が長期間継続することからも、調査地点に天女ヶ倉展望所、喜志鹿崎灯台、あっぱーらんどを加えること。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
279	<p>人と自然との触れ合い活動の場に馬毛島の地点が含まれていないことに大きな疑念を抱く。馬毛島は人々が暮らし、子供達を育み、自然の営みと呼応しながら生活が紡がれて来た島である。即ち、馬毛島全体が、人と自然との触れ合いの活動の場であったと言える。「人と自然との触れ合い活動の場」で挙げられている調査地点が、観光やレジャーに重きを置かれて選定されていることに疑問を抱くと同時に、調査対象としている環境要素の項目の定義を見直す必要があると考えられる。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
280	<p>調査地点が点的に選択されているが、さらに広がりを持って調査及び予測・評価される必要がある。挙げられている調査地点は全て沿岸地域で点的に選択されているが、触れ合い活動が、陸域から海中まで続く広い範囲における生態系を含むダイナミズムの上に成立していることを念頭に置き、景観構造及びその機能的側面について解析を行い、活動そのものに与える影響について予測・評価することが望まれる。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>

廃棄物等		
281	排土、産廃などの処理方法をはっきりとさせ、環境の負荷をかけないこと。	廃棄物の処理方法については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
温室効果ガス		
282	温暖化効果ガスの調査と予測は「航空機の運航及び飛行場の施設の供用が定常状態であり適切に予測できる時期」としているが、「定常状態」の説明がされていない。米軍機のタッチアンドゴーが定常状態なのか。	予測対象時期については、1年間の訓練計画を定常状態とし、1年間の排出量の予測を行いました。
283	温室効果ガス等の「調査の手法」で、「当該飛行場は一般的な飛行が行われ、飛行場の施設は一般的な供用が行われるため、標準的な手法を選定します」とするのは、FCLPをはじめとする本件基地計画で想定される運用実態と著しく乖離している。タッチアンドゴーのような激しい訓練を連続的かつ長時間実施する際の温室効果ガス排出が、「一般的な飛行」の枠内に収まるはずがない。本方法書の撤回と全面的改訂を求めるものである。	予測対象時期については、1年間の訓練計画を定常状態とし、1年間の排出量の予測を行いました。
4.3 評価の手法の選定		
284	この方法書では、すべての環境要素について「環境影響の評価に際しては、環境要素に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価します。」とされているが、 <u>下線を施した部分</u> に見られるように、あらかじめ逃げを打つ「結論ありきのアワセメント」となる可能性が高い。	主務省令において、防衛省が行う飛行場及びその施設の設置等の事業における環境保全措置等に関する指針等として、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避・低減する観点から検討すべきものと定められており、本事業においても、かかる観点から環境影響評価を行っております。
285	環境影響には地域性が多分にあるので、全国一律の絶対評価ではなく、その地域ごとの事情・特殊性を考慮した相対評価であるべきであり、今回の評価でもその点を十分考慮すべきである。	地域特性も踏まえて、予測及び評価を行いました。
286	「実行可能な範囲でできる限り回避され」とあるが、できる限りとは誰の判断のことなのか。配慮が適正になされているかどうかについて「どのように」評価するのか、手法を示すべき。基準となるものと比較し、評価が悪くても事業の中止はないということか。環境への影響を評価し、住民に重大な被害が生じる結果になっても、その被害ができる限り回避され、必要な配慮がなされていれば、環境アセスとしては問題ないとされるのか。事業の中止や見直しまでされないのでは、環境アセスをする意味がないのではないか。住民の立場にたった説明と対応をお願いする。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
287	評価の手法の概要について、実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているか評価するとある。この自然はおそらく非常に貴重なもので、長い時間をかけて成り立ってきた自然は、一度壊したら元には戻らず、代替性がないと思われる。そのような自然を壊さなくてはならないのなら、計画そのものを見直すことが長い目で見て国益であり、世界全体の利益となると考える。実行可能な範囲を狭めることなく、計画そのものを見直しを含めて、自然を守る方向で検討してほしい。本当に守るべきはどちらだったのか、子孫が悔やむことにならないよう、この時代の人々を恨むことにならないよう、賢明な検討をお願いする。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。

288	<p>馬毛島全域にわたって基地を造れば、馬毛島の自然環境はほぼ完全に失われ、馬毛島周囲の生態系にも深刻な影響を与えることは明らかだが、どのような環境への配慮があり得るのか。事業者は環境というものをどう考えているのか、事業者がいったいどのような考え方で環境保全に取り組むつもりなのか、この方法書を読んでも、全く分からない。</p> <p>“評価の手法について”は、ほぼ全項目にわたって、「予測結果」と「環境保全措置の検討結果等」を踏まえ「環境要素に及ぶおそれがある影響」が「実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価します。」としか書かれていない。実行可能な対応策が見いだせない場合はどんなに大きな影響が生じても免責されるとも受け取れ、住民の不安に寄り添った環境影響評価とは言えない。結論ありきではなく、公正、誠実な環境影響評価を実施していただきたい。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
289	<p>評価について。工事の実施や、施設の存在、施設の運用による環境への影響を評価するということが、馬毛島に基地を造ることによって、馬毛島や種子島が攻撃を受けたり戦場になった場合、あるいは、別の場所で戦争が起こった場合に兵站拠点や機動展開拠点として馬毛島の基地がフル稼働した場合の影響についての評価がない。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
290	<p>粉じん等（降下ばいじん量）の参考値の出典だけが、他の2基準（環境庁告示）のようなことが記載していない。出典を明記すべきである。</p>	<p>方法書に記載した粉じん等（降下ばいじん量）の参考値の出典は「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」（公布日：平成2年7月3日、環大自84号）です。</p>
291	<p>降下ばいじん量に係る参考値（10 t /km<sup>2</sup>/月）は、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」の第7条のスパイクタイヤの使用の禁止を適用する第5条の地域指定要件であり、環境基準のように一般環境で適用するような性格のものではなく一種の規制基準的なものであるため、不適切である。</p>	<p>降下ばいじんの参考となる値は、建設機械の稼働により発生する降下ばいじんについて、国等で整合を図るべき基準及び目標が定められていないことから、評価を行う目安として設定しました。</p>
292	<p>航空機運航に係る騒音評価は、年間平均とした場合、評価値に与える影響は小さいものとなることが予想されるが、FCLPにより連続10日間、夜間に大きな騒音を暴露した場合の健康や睡眠への影響は無視できないことから、この期間については別途評価を行う必要があるものとする。このため、自衛隊の運用と米軍運用（FCLP）を合わせて年間でLdenを算出し、環境基準の適合状況を判断するだけでなく、FCLP期間のみで算出したLdenでも評価を行うべきである。</p>	<p>騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定し、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則」及び「航空機騒音に係る環境基準について」に基づく予測手法により予測を行いました。</p> <p>Ldenの算出に当たっては、予想される航空機の運用を踏まえて、365日間のうち1日の飛行回数の最も少ない日から数えて329日目（90%）の飛行回数を標準として設定して、その他、機種毎の騒音基礎データ及び飛行経路等のデータとあわせて、騒音予測を行いました</p>

293	<p>FCLPの際は滑走路の周辺を航空機が繰り返し旋回することになる。馬毛島と種子島の間には遮蔽物は存在しないことから、種子島では航空機が飛行する間継続して騒音を暴露する可能性があり、その飛行音は無視できないものとする。Ldenの算出にあたり、離着陸もしくは最接近時の単発騒音のみを対象とするのではなく、飛行中に発生するすべての飛行音を準定常音としてとらえ、暗騒音レベルから10dB以上大きいものを算定対象とすべきである。(航空機騒音測定・評価マニュアルにおける準定常音参照)</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。本手法は航空機騒音測定・評価マニュアルに基づき行っています。</p>
294	<p>評価の手法(騒音)で“評価基準として「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)及び「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第154号)を併記しているが、「工事中の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」「供用後の航空機の運航による騒音レベル」の予測ごとにどの基準をあてはめるかを明記すべきである。道路騒音については「騒音に係る環境基準について」を適用すると思われるが、特例としての幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(昼間70dB以下、夜間65dB以下)は、広島高裁判決(2010年5月20日)の最高裁決定に用いられた受認限度「昼間屋外値がLAeq65dB」を5dB上回ること、欧州WHOが日本の基準より20dB低い夜間の交通騒音基準を提唱していることを考慮したうえで、適正な評価基準に変更すべきである。</p>	<p>評価の基準については、評価対象ごとに準備書第6章にお示ししました。</p>
295	<p>航空機騒音の評価の手法には、“騒音に係る環境基準について”(平成10年環境庁告示第64号)及び「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第154号)と予測結果を比較することにより、環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価します。”とあるが、航空機騒音の環境基準の類型指定はされてないことから、この類型指定をするための作業を明記すべきである。また、1日の平均的な航空機騒音だけでなく、そのもとになる「ピーク騒音レベル」、「衝撃音」いわゆるソニックブームについて予測し、直観的に理解できるようにし、評価に当たっての目標値は、現況の騒音状況、土地利用状況を勘案して、騒音規制法の建設工事の規制基準値を参考に設定すべきである。さらには、ホバリングやエンジンテストは、時間帯ごとの発生回数、騒音継続時間についても示し、その予測値を、通常の「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)の①一般の環境基準で評価すべきである。</p>	<p>航空機騒音の環境基準の類型指定については、環境影響評価とは別に検討されるものと認識しています。</p> <p>その上で、航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p>
296	<p>あらまし9ページに時間帯補正等価騒音レベル(Lden)について、「24時間分の騒音を時間平均して」とあるが、騒音のない時間帯も合わせて「平均騒音」を表示されていることの意味が分からない。</p>	<p>時間帯補正等価騒音レベル(Lden)の算出方法は、「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第154号)に規定されています。</p>
297	<p>発生する騒音は想像をはるかに超えるもので、人体・精神への影響が未知である。どのようにして評価をするつもりなのか。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p>
298	<p>航空機騒音の評価について「予測結果と航空機騒音に係る環境基準を比較し、航空機騒音を評価します。」とあるが、航空機騒音の環境基準がどのような基準になっているかによって、評価は異なってくるのではないかと。従って、この環境基準が種子島の住民にとって受け入れ可能な妥当なものかどうかである。今後の対応として、わかりやすい説明と環境基準の騒音とはこの程度となります、という現場体感できる機会をつくってほしい。</p>	<p>評価の目安として、「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第154号)におけるI類型57デシベルのより静穏を求められる基準値に相当する値と予測結果を比較し評価しました。また、施設整備後の戦闘機の飛行状況や音の状況について、住民の皆様にご体感いただくため、令和3年5月にデモフライトを実施しました。</p>

299	航空機騒音について、計算により平均値で評価するとあるが、人や動物の健康は、音量の平均的な大きさばかりでなく、瞬間値の急激な変化にも重大な影響を受けるから、実測に基づき、瞬間値で評価すべき。	参考として、ピーク騒音レベルについても、準備書資料編にお示しました。
300	航空機騒音に係る環境基準の評価指標について、都会の騒音の中で暮らす人々と、自然の音しかない島で暮らす人々とは騒音に関する感覚が異なる。従って、同じ環境基準の評価指標では現実感が異なり、島で暮らす人々は、生活環境の著しい悪化を感じるようになる。このため、航空機騒音を評価するには単純に航空機騒音の環境基準や防音助成基準にこだわるのではなく、現状の静寂な騒音状況、土地利用状況を十分加味した評価が必要である。	種子島及び馬毛島には航空機騒音に係る類型指定はされていませんが、評価の目安として、「航空機騒音に係る環境基準」と比較しました。
301	方法書502ページの評価の手法（低周波音）で“種々の影響に関する調査研究に基づく睡眠影響、心理的影響、物的影響に関する科学的知見による目安値と予測結果を比較することにより、環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについて評価します。”とあるが、その出典を明記すべきである。「低周波音問題対応の手引書」（平成16年6月、環境省）による「心身に係る苦情に関する評価」は、(1)G特性で92dB以上であれば、20Hz以下の超低周波音による苦情の可能性が考えられる。(2)低周波音の1/3オクターブバンド音圧レベルを参照値と比較し、参照値以上であれば低周波音による苦情の可能性が考えられる。(3)上記(1)、(2)のどちらにも当てはまらなければ、低周波音問題の可能性は低い。その場合には、100Hz以上のp8-11音や地盤振動などについても調査を行い総合的に検討する。とされており、(1)、(2)、(3)まとめて評価することになっている。通常環境影響評価では(1)の「G特性で92dB以上であれば…苦情の可能性が考えられる。」だけで評価しているが不十分である。	準備書において、出典をお示しました。
302	振動について「道路交通振動の要請限度」と予測結果を比較して評価するとあるが、要請限度は、振動規制法第16条で「限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」という重大事態であり、このような値を満足するから問題ないと評価するような値ではない。少なくとも、科学的知見に基づく「人が振動を感じ始める値（振動感覚閾値55デシベル）」以下の値とすべきである。	評価においては、「道路交通振動の要請限度」と予測結果を比較しました。なお、参考として、「人が振動を感じ始める値（振動感覚閾値55 デシベル）」も記載しました。
303	電波障害について、“予測結果及び環境保全措置の検討結果等を踏まえ、環境要素に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価します。”とあるが、環境保全措置として、住宅の防音工事助成制度を参考資料として紹介するとともに、その制度をどのように改良するかを示すべきである。	電波障害の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。 なお、環境保全措置として、種子島に可能な限り影響を与えないような、滑走路の位置と米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の飛行経路としています。
304	表4.3.1(2)下端欄外の注記が、「飛行場の施設の供用に係る、陸域動物、陸域植物及び陸域生態系の環境影響評価の評価の手法については、今後決定される訓練の内容を踏まえて検討します」とするのは、本件基地が供用・運用段階において及ぼす環境影響は、本方法書ではまったく評価できないことを自ら明言するものであり、それに対して意見を述べる価値もない。重ねて、本方法書の撤回を求める。	想定される訓練内容をもとに、予測及び評価を行い、その結果を準備書第6章にお示しました。



305	<p>現在市で自然と触れ合う青少年の活動が実施されている。</p> <p>過去、およそ500人の住民が生活していた島であることも忘れてはならない。</p> <p>元住民の心情を評価に反映させるべき。</p>	<p>環境影響評価項目として「人と自然との触れ合い活動の場」を設けた上で、西之表市が行っている「馬毛島体験活動」を含む現在の馬毛島の利用状況及び利用環境を踏まえ、事業実施に伴う活動・利用への影響等を予測及び評価し、その結果を準備書第6章にお示ししました。</p>
306	<p>温室効果ガス等の評価では、環境の保全に関する施策との整合性が図られているかについても評価すべきである。温室効果ガス等の評価基準は、方法書391ページに記載されている「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」の2030年度目標値とすべきであり、この排出量が、県の地球温暖化対策実行計画にどのような影響を与えるのかを定量的に示すべきである。</p>	<p>「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」の2030年度CO2排出量目標値は11,500千トンです。本事業の工事期間中の総排出量は約345千トンで目標値の約3%、運用時は約52.4千トン/年で目標値の約0.5%と予測されました。</p>
4.4 専門家等による技術的助言		
307	<p>方法書において熊本防衛支局が助言を受けた専門家が匿名となっており、これでは、透明性だけではなく、専門性や科学性が担保されているとはいえない。一般的には、匿名制度は専門家の自由な意見の表明や交換を保証するものとされてきたが、結果として、専門家の科学的見解や判断と政治的判断の関係性を分かり難くするなどその負の側面も大きい。そのような状況は、助言を与える専門家にとっても望ましいものではない。匿名にしながらも、専門性や科学性に基づいた自由な意見の表明や交換を専門家が行えるような仕組みを作る必要がある。</p>	<p>主務省令において、「専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理しなければならない」とされている一方、「当該専門家等の所属機関の種別についても個人が特定されない範囲において明らかにするよう努めるものとする」とされており、助言を受けた専門家の氏名については匿名としております。</p>
308	<p>本方法書に技術的助言を与えたとされ、表4.4.1(1)及び(2)に記載された専門家の実名を公表すべきである。学術の徒として、助言の見返りに公金を受け取ったと推定されること、本件計画自体に莫大な公金が注がれることに照らし、実名の公表に何の不都合があるのか。</p>	<p>主務省令において、「当該専門家等の所属機関の種別についても個人が特定されない範囲において明らかにするよう努めるものとする」とされており、助言を受けた専門家の氏名については匿名としております。</p>
309	<p>巻末の専門家の技術的助言は、このアセスメントに協力している一部の専門家の見解が述べられているだけで、この方法書を「十分だ」と錯覚させるもので、ここに記載することに疑問を覚える。</p>	<p>主務省令において、「専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理しなければならない」とされており、専門家等の助言内容を記載しました。</p>

5. その他		
5.1 環境影響評価の手法、進め方等に関するもの		
310	今回のアセスの実施主体は防衛省であり、事業者自らがアセスを行うことは「初めに結論ありき」のアセスになり、客観性・信憑性・公平性・公正性に疑義がある。省庁横断での検討、国会審議を経たうえで、公正な第三者評価を、自然・環境保護団体等の独立した中立性を備えた第三者機関が実施するか、第三者機関を交えて実施すべき。実施する主体・機関等も検討しなおすべき。	環境影響評価法に基づき、事業者が行っています。
311	「環境アセスメント」の実施に当たっては、市民の意見や県の審査はもとより、「原子力規制委員会」同様、中立公正な環境保全審査員による事前と事後の審査が必要であり、その後の運用内容の変更、追加に当たっても、同委員会に速やかに通知し、改めてその是非について審査を受けるべきと思う。また、「環境監視等委員会」の当計画における役割とその公開性及び事務局と監査委員のメンバー構成を問う。	環境影響評価の実施に当たっては、第三者の専門家等の助言を受けております。 なお、主務省令において、「当該専門家等の所属機関の種別についても個人が特定されない範囲において明らかにするよう努めるものとする」とされており、個人の特定につながる専門家の氏名等については公表しないこととしております。
312	調査事項について正確な結果をすべて公表し、利害関係のない第三者、住民をはじめとする国民、漁民や環境学・生態学の研究者の意見の聴取と反映を行う必要がある。反映されなければやる意味はあるのか。	環境影響評価の実施に当たっては、専門家等の助言を受けているほか、県知事からの意見等を踏まえ、環境影響調査、予測及び評価を実施し、準備書においてお示ししました。今後、住民の方々や県知事の意見を受ける等の手続を行います。
313	基地建設事業者主導の事業実施を前提としたアセスメントは、地元住民の意思を無視した形だけの物であり、かつ手順も間違えているので、不公正不公平な筋違いのアセスメントになるのは避けられない。これは国民のために政治をやると言っている政府や省庁のやり方ではない。	環境影響評価法に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
314	環境アセスメントの本来の目的は、その結果に対する住民の合意と了解が得られなかった場合は、事業者はその合意と了解が得られるまで劣化防止策をとるか、その事業を中止するかを決めるのが本来の環境影響評価の精神である。ところが、馬毛島基地建設の環境アセスメントは、アセスメントが未了にも関わらず、工事を進めようとしており、辺野古の事例でも示されているように、巷間で言われる「アワセメント」になりかねない。そうしないため、アセスメントを手抜きなくしっかりできる事業者を選定し、調査の結果を公正公平に評価できる第三者委員会で評価して、地元自治体の首長（市長・知事）の合意と了解を得たうえで建設計画を進めるようにすべきである。	環境影響評価法に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。 馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、環境に最大限配慮し、関係法令に従い、環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。
315	方法書に提出された「国民等の意見」に事業者がどのように対応したのかについて、いつ公開されるのか。環境影響評価法によれば、準備書で公開されることになっているが、調査、予測、評価が一回り終了した後であり、リオ宣言第10原則（環境問題は、それぞれのレベルで、すべての市民が参加することにより、最も適切に対応できる）に照らせば、日本のアセス制度の設計の誤りである。「国民等」が提出した意見をどのように判断し対応するのか、事業者の熊本防衛支局は、調査、予測、評価の作業に着手する前にぜひ明らかにし、透明性のある事業展開を図ることを希望する。	環境影響評価法に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。

316	環境影響評価に係る調査の結果は、得られたデータ、分析手法、分析結果、評価・結論を科学的・具体的・論理的に記載した分かりやすい報告書にまとめ、第三者がそれを容易に入手し、その内容を検討できる形で公開すべきである。	環境影響評価法に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。 今後、準備書手続以降についても、環境影響評価法の規定に基づき、公告及び縦覧を行います。
317	同様な訓練を現在行っている国内他地域の調査結果を重要な参考資料として地元住民に示すべき。	環境影響評価法に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
318	全国に現存する軍事施設にはない規模の軍事演習施設となる恐れがあるだけに、防衛省は地元への説明や疑問点に対する回答が依然として不十分である現時点で、環境影響評価の手続を強行しようとするのは、引いては国民の不利益となる。慎重にかつ丁寧に今後の進め方を検討し、地元の理解・合意を得たうえで国民にも広く周知するとともに、住民が本当に安心し、納得できるような内容の環境影響調査、評価することを求める。	環境影響評価法に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。 馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、環境に最大限配慮し、関係法令に従い、環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです。防衛省としては、引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。
319	準備書作成段階における影響評価の過程において、地元自治体と協議する機会を設けるなど、自然及び生活環境への影響の回避又は低減に向けて地域と連携して取り組むこと。	環境影響評価法に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
320	環境アセスメントの目的・実施結果を地元市民、島民、全国の一般国民に分かりやすく説明すべき。何のために、何を誰のためにやって、その結果がどうなるのかを端的に明確に示してもらいたい。縦覧と言う方法は形式的で国民に幅広く周知させるには適切ではない。	環境影響評価法に基づき、方法書段階でもホームページへの公開や住民説明会を開催しました。準備書段階でもホームページへの公開や住民説明会を実施いたします。
321	馬毛島基地建設事業がどのような経緯を経て、環境アセスの方法書の段階まで進んできたかの説明が欠落しており、環境影響評価法第4条第1項の「第2種事業を実施しようとする者は…その氏名及び住所並びに第2種事業の種類及び規模、第2種事業が実施されるべき区域その他第2種事業の概要を…当該各号に定める者（許認可権者）に書面により届け出なければならない。」、第2項「…第2種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事に届出に係る書面の写しを送付し、30日以上期間を指定してこの法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。」の手続きは行われたのかについても疑念が残る。少なくとも、今回の方法書には、そうした手続きを遂行し、鹿児島県知事からの意見、理由を求めた結果がどうだったか、配慮書を省略し、方法書から手続きを開始する旨の了解が得られたのか記載すべきである。	本事業は、新設される主滑走路の長さ（2,450m）から、環境影響評価法施行令において定められる第2種事業の要件に該当します。

322	<p>説明会において、環境アセスを実施するコンサルタントを明らかにした。同社は沖縄・辺野古新基地建設に関わって「事業の実施が沖縄県に生息するジュゴンの各個体の生息範囲や行動生態、餌料環境に対する影響はほとんどないと予測しました。」と報告している。しかし、1個体は死亡し、辺野古からジュゴンはなくなった。馬毛島においても「影響ない」との結論ありきが危惧される。馬毛島が第二の「辺野古」とも指摘されているなかで、馬毛島の基地建設のための環境影響評価、そのための方法書を直ちに白紙撤回する事を求める。</p>	<p>環境影響評価法に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。今後、準備書について述べられる意見等も踏まえ、適切に環境影響評価を行ってまいります。</p>
323	<p>国が進めるSDGs（持続可能な開発目標）の立場からも、事業アセスメントではなく戦略アセスメントを実行することを求める。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、環境に最大限配慮し、関係法令に従い、環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
324	<p>今回の環境アセスメントは、現行の環境影響評価法に基づき実施されようとしているが、同法に記述されている対象事業には、一般の飛行場や港湾の建設はあるが、軍事基地の建設は明記されていない。馬毛島基地は陸海空軍共用の本格的複合軍事基地の建設であり、火薬庫も併設されている。これは通常の民間飛行場や港湾とは全く異なるので、一般生活者を想定した現行の環境影響評価目的の環境影響評価法は、その想定対象事業の影響範囲と程度を大幅に超える軍事基地の環境影響評価にはそぐわず、そのまま適用すべきではない。よって、馬毛島基地建設の環境影響評価には別途軍事基地を対象とし、かつ、生活者への影響を十分考慮した適切で公平な環境影響評価法を新たに制定すべきであり、その法律を基地建設や環境影響評価に先んじて制定しておくことが必要であると考えている。</p>	<p>環境影響評価法は、防衛省が行う飛行場及びその施設の設置に係る事業についても適用されるものと承知しております。防衛省としては、馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、環境に最大限配慮し、関係法令に従い、環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです。</p>
325	<p>軍事基地は世界情勢によって運用や用途等が大きく変更することを前提としなければならない。 ゆえに当初計画の環境アセスを実施しても、将来的には意味をなさないのである。 軍事基地の環境アセスは不可能であり、環境アセスができない「馬毛島基地」建設は許されないと考える。</p>	<p>環境影響評価法は、防衛省が行う飛行場及びその施設の設置に係る事業についても適用されるものと承知しております。防衛省としては、馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、環境に最大限配慮し、関係法令に従い、環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです。</p>
326	<p>同方法書の中で、馬毛島基地は「わが国島嶼部に対する攻撃への対処のための活動場所」として位置付けられており、これは逆にいえば、軍事基地として攻撃の対象になりうる可能性や危険性を示唆している。しかしその可能性や危険性の検証の必要性が言及されていない。これは既存の環境アセスの範囲を超えるものであるが、そのような可能性や危険性についての予測・評価を行うか、予測評価が必要であることを同方法書のなかでも記載するべきである。</p>	<p>馬毛島に自衛隊施設が整備されることで、南西地域の防衛態勢が強化されることとなり、この地域を含め我が国全体の安全の確保につながるものと考えています。</p>
327	<p>本件方法書の提出は時期尚早である。 馬毛島は、一部に未買収の民有地だけでなく、小中学校跡地の市有地が残っている。未だ十数パーセントが未買収であり、所有登記しておらず、全島が国有地化している訳ではない。しかも、葉山港から小中学校跡地を通り、岳之腰に続く道路は、西之表市の市道である。本件方法書は、いわば他人の土地について、その所有権を無視して、勝手に事業計画を作り上げて環境影響評価手続きという実質的な事業着手を宣言するものであり、違法な所有権侵害行為とも評価され得るものである。</p>	<p>環境影響評価は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめ環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価等を行うものであり、対象事業実施区域内に事業者が取得していない土地が一部含まれていることは、かかる環境影響評価を行うに際し、影響しないものと承知しております。</p>

328	<p>環境影響評価法第1条に明記する「事業者」としての地位を確定できていない。環境アセスに入る前に以下の問題を解決すべきであり、問題を放置してアセスを進めることは認められない。</p> <p>①島内には西之表市所有地である旧馬毛島小中学校跡地が存在し当該土地は西之表市の緊急時の広域避難地として行政財産に指定しており、今後の利活用計画は「児童生徒等を対象とした学外体験研修施設」や「自然環境や動植物の観測・研究施設」等への転用計画を検討している現状にある。防衛省は所有者である西之表市の同意も無く、市の利活用計画とも真っ向から異なる当該土地を実施計画に組み込み、計画を進めるために環境アセスを実施することはできない。</p> <p>②馬毛島には道路法に定める馬毛島市道1~3号線が敷設され、市は今後とも市道として維持継続させ一般公衆の自由な通行を保証すべく管理していくとの方針を示している。前所有者が行った違法な行為に対してこれを放置し、この違法行為を容認し、建設事業を進めることは明確な道路法違反となる。特に旧学校跡地から岳之腰に至る1号線延長箇所は、計画された横風用滑走路を横断する位置にあり、この問題を解決しない限り事業実施は不可能である。なお、道路法は底地の所有者が道路管理者から他の私人等第三者に移転されても、その底地の所有者の如何にかかわらず、道路法に規定する公道としての法律上の位置は変わらず、同法の適用は継続すると理解している。</p>	<p>環境影響評価は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめ環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価等を行うものであり、対象事業実施区域内に事業者が取得していない土地が一部含まれていることは、かかる環境影響評価を行うに際し、影響しないものと承知しております。防衛省としては、今後も土地の取得に努める考えですが、取得した土地において所要を満たす施設を整備するための詳細な検討を行うことで、事業を進めていく考えです。</p> <p>また、西之表市が市道と主張する土地を含めた馬毛島の土地の大半を所有していたタストーン・エアポート社から、市道は現存しないとの認識が示されており、防衛省としても、同様に理解しています。</p>
329	<p>島の中心部に位置する小中学校跡地を所有している西之表市は、平成29年12月に「馬毛島活用に係る報告書」を公表し、その中で「馬毛島活用について」と題する一項目を設け、「検討結果：馬毛島自然保護区及び自然・文化総合学術調査施設の設置」など、基地計画とは正反対の活用方針を打ち出している。</p> <p>そして報告書をまとめた西之表市の八板市長は、基地反対をスローガンに掲げて、基地推進派の候補に勝利した。</p> <p>しかるに、本件方法書は、市有地を管理する西之表市や市民の過半数に及ぶ基地に反対する世論を、問答無用に無視する、防衛省の横暴であり、地方自治や民主主義と全く相容れないものと言わざるを得ない。</p> <p>よって、方法書の撤回と、振り出しに戻って馬毛島の活用を西之表市民と共に再検討するべきである。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、環境に最大限配慮し、関係法令に従い、環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p> <p>その上で、防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。</p>
330	<p>辺野古の事例を見ても、アセス後の検証が不十分であり、日本の環境アセスの制度があまりに後進的である。本方法書も、適切な項目や十分な情報が示されておらず、国際的な環境影響評価における方法書の基準には達していない。</p> <p>オース条約の様に①情報へのアクセス権②意思決定への市民参加③司法へのアクセス権 最低限この3つを保証出来なければ、住民の意思が全く反映されないおそれがある。世界のアセス制度の標準であるオース条約を適用すべきである。</p>	<p>環境影響評価法に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、環境に最大限配慮し、関係法令に従い、環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>

331	<p>動植物、水産資源、文化財等あらゆる面で、調査が不足しており、未知の資源が埋もれている可能性がある。したがって、開発の手を入れないことが大切な資源を破壊せず、今後の調査研究、観光資源などとして活用されることを保障することになる。環境影響評価の過程でも、問題があれば、潔く計画を中止すべき。貴重な国民の税金を無駄遣いしないためにもその決断は早いほうが良い。</p>	<p>環境影響評価法に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、環境に最大限配慮し、関係法令に従い、環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです。引き続き、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めてまいります。</p>
(1)生活環境		
332	<p>馬毛島への米軍空母艦載機陸上離発着訓練（FCLP）の移転のための基地建設は、周辺地域に暮らす人々に甚大な騒音、航空機排ガス、工事に伴う水質悪化の被害と、落下物の危険・事故とアメリカ兵の暴力行為などの恐れをもたらし、暮らしの平和・安全を脅かすのみならず、酪農・畜産・漁業の生業にも重大な影響をもたらす。基地建設計画には断固反対であり、撤回すべきである。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
333	<p>馬毛島にFCLP基地が造られれば、深夜3時までの訓練が行われるとされている。また、同基地では、自衛隊のオスプレイや大型輸送用ヘリコプターCH47を使った「殴り込み訓練」、輸送機C130による不整地着陸訓練、ステルス戦闘機F35による連続離着陸訓練や模擬艦艇発着艦訓練が「実施する可能性がある主な訓練」とされている。種子島（1市2町）全体が人の住めない島になってしまい、子や孫までずっと被害が及び、住民の生活は脅かされることになる。自衛隊の訓練基地として恒常的に使われるのであれば、一年中騒音に悩まされることになる。</p> <p>また、重要な産業の観光業が成り立たなくなり、周辺海域の漁場が失われ、観光業も漁民も市民・町民も生活の糧を失う。近くの屋久島・硫黄島などにも同様の影響が考えられる。</p> <p>以上の理由で、環境アセスの中止を求める立場からこの方法書に反対する。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
334	<p>訓練中の事故による海の汚染などによる環境の顕著な悪化が容易に想像できる。</p>	<p>事故時の影響については、環境影響評価の対象ではありませんが、訓練の実施に当たっては、事故等を起こさないよう必要な措置を施すとともに、そのようなことが起こらないようにするためにも、安全には万全を期してまいります。</p>
335	<p>馬毛島にFCLP基地が造られれば、種子島全体の人々が重大な騒音被害を受け、嘉手納爆音訴訟でも明らかな様に、司法に訴えても損害賠償は認めるものの、飛行差し止めは却下され、住民の被害はずっと続く。住民に被害を押し付ける軍事基地は造ってはならない。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、環境に最大限配慮し、関係法令に従い、環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです。</p>

336	<p>コロナ禍の中、自粛生活を送る住民への騒音は慎むべき。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。</p>
337	<p>当団体は、米海軍厚木航空施設に隣接する地域の住民団体であるが、FCLPによる騒音について実生活を通じ、永い間、被害を受けてきている。現在も尚、米軍機の騒音訴訟が行われており、ヒトへの騒音被害は、全国の裁判の判決でも明らかであり、こうした事実も記載すべきである。よって、当該建設事業の計画を直ちに撤回することを求める。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>
338	<p>馬毛島への基地建設の目的の一つは、岩国基地に駐留する空母艦載機のFCLP基地化であるが、私たちは「爆音のたらい回し」を許さない。「岩国で許されないことは日本のどこでも許されない」という立場から基地建設のための環境アセスメントも認められない。</p>	<p>我が国に展開している空母打撃群（ロナルド・レーガン）のプレゼンスをこの地域に維持することは、インド太平洋地域の平和と安定にとって極めて重要です。ロナルド・レーガンは横須賀を母港とし、空母艦載機は岩国を拠点としていることから、この空母打撃群がこの地域において恒常的に活動を行うためには、我が国で米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施する必要があります。</p> <p>硫黄島は、岩国飛行場から遠く、安全性に大きな懸念がある等、今後継続してFCLP施設として使用することは困難です。このため、硫黄島に替わるFCLP実施施設が必要です。</p> <p>馬毛島に自衛隊施設が整備されることで、南西地域の防衛態勢が強化されることとなり、この地域を含め我が国全体の安全の確保につながるものと考えています。</p>
339	<p>沖縄の軍事基地の実例を追加して基地から10km離れた地域がどのような被害を受けているかを理解できるようにすべきである。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>
340	<p>軍機による周辺の騒音は、訓練の回数を重ねるごとに轟音、爆音になっていく。訓練というのはどんどん激化していくものだから。そのため、現時点で評価をしても実際には、市民や周辺の生きとし生けるものみなに膨大な被害を与えると言うことを念頭に入れられていない方法書は取り下げるべきである。</p>	<p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定する等して予測を行いました。</p>

341	<p>FCLPの実施が想定される春季の風向は、南南東からの着陸に適する割合が47%とある。空母への着陸は失敗に備えて着陸直後にエンジンを全開にするが、その訓練を、離陸時の騒音が大きくなるエンジン排気側を種子島に向けて繰り返し行う可能性が高く、騒音被害の発生が懸念される。加えて、米軍が使用を予定しているF-18は特に騒音が大きいエンジンを搭載しており、馬毛島・種子島周辺のみならず、訓練場所への移動経路周辺においても新たに騒音被害を発生させる懸念がある。よって、米軍によるFCLPを目的に含む基地建設工事は進めるべきではない。</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の実施時を含め、航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>
342	<p>種子島は、サーフィンのメッカでもあり、静かで自然豊かな環境を求め、移住者の多い島としても有名ではあるが、爆音被害をまき散らす軍事基地が作られれば、移住者は激減するとともに、帰郷する人も少なくなる。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示しました。</p>
343	<p>これまでに、自衛隊機の飛行ルートや、厚木・岩国基地での米軍機の飛行ルートを提示し、あたかも種子島本島には影響がないかのように説明しているが、それではなぜ防衛省の説明会に西之表市・中種子町・南種子町のみならず、屋久島町・南大隅町を招聘したのか。2008年に説明した「飛行空域半径45km」が実際の飛行空域ではないか、屋久島への騒音被害が懸念される。</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の飛行経路については、米軍と調整したものであり、基本的にこのルートを飛行します。 FCLPは、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練ですので、あえてお示した以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。</p>



(2) 自然環境		
344	島全体が軍事要塞化され、環境が完全に破壊される。工事と激しい爆音、訓練によって、奈良時代から馬毛島に生息し、現在は数百頭が生息しているとされる島の固有種で、環境省レッドリストでも「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されているマゲシカの生存は難しく、貴重な動植物や自然環境への影響は必至である。生活の足跡、先人の歴史の足跡、古墳時代以前の歴史を秘めた遺跡、昔遠足に行った思い出の島、故郷が完全に破壊される。種子島島民が朝夕に眺め、心癒されてきた馬毛島の象徴でもある標高71メートルの岳之腰も削り取られる。最も豊かな漁場とされる場所を埋め立て、係留施設などを設置するため、海の環境も破壊され、漁民の生活の糧も奪われる。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
345	動植物の生態系や大気や水質にも悪影響が及ぶことも想定されるため、馬毛島の基地建設工事は進めるべきではない。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
346	馬毛島にはマゲシカが生息しており、ウミガメが産卵に上陸し、トビウオが群れ泳ぐなど自然豊かな島である。さらに密接している種子島には約8000頭の牛がいて騒音に敏感である。この馬毛島に基地を建設することは自然破壊そのものである。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
347	軍事基地建設・配備に反対し中止を求める。基地を造ること自体が、その地域の自然と生活の環境を汚染し破壊につながると考える。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
348	自然環境である海・河川・土壌・空気はつながっている。影響は一地域に限定されるものではない。地球上の生物の多様性とその持続性が危機的状況の中にある今、なぜ、軍事基地なのか、とても大きな疑問を持ち反対する。	馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、環境に最大限配慮し、関係法令に従い、環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです。
349	この評価は貴重な自然が破壊されることをあまりに過小評価している。マゲシカは絶滅したら戻らない。戦闘機の騒音で魚たちの生態系も大きく変わってしまう。そして、人間に与える影響も大きい。静かだった海に騒音が響くということは人間の命をも縮めてしまう。このような計画は中止されることこそが環境を守ることだと思う。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
350	生物多様性条約を批准している日本国においては、多様な生物相の保全は特に重要である。離島で無人島という地理的、人為的条件において生物種の保全は重要かつ緊急な事態である。国際平和において、軍事力による平和は、時代遅れになっている。環境保全の重要性が人類共通の目標であり、基地化に伴い馬毛島の自然環境が大きく損失することは許されない事態である。 アセスメントにおいても、環境影響を科学的に評価し、代替案との評価も行い、自然環境へのダメージが大きい本事業を中止する事の評価書が出る事を望む。	陸域生態系及び海域生態系への影響については、環境影響評価手続において、本事業の実施が与える影響を適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。 馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、環境に最大限配慮し、関係法令に従い、環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです。
351	米軍や自衛隊機の騒音はもとより、夜間照明、振動によって環境は大きく劣化する。土地の改変は自然の生態系を分断・破壊する。大気を含め、すべてのいきものに対する恥ずべき馬毛島基地（仮称）建設事業は直ちにやめるべきである。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。

352	鹿兒島県は、森林法に違反する伐採工事をした疑いがあるなどとして馬毛島の現地調査をしている。環境省はマゲシカの個体数がほぼ半減しているため改訂版レッドリストで「絶滅のおそれのある地域個体群」に選定した。既に本来あった緑の自然がこわされ、憩いの場を奪いつつあることは明白である。訓練施設等の建設に伴うこれ以上の馬毛島の環境破壊行為は、周辺海域をも含め致命的な自然環境破壊であり、そのことによって引き起こされる野生動植物をはじめとする自然生態系や漁業への悪影響は計り知れず、取り戻せない結果を招くことは必至である。マゲシカの絶滅も言うには及ばず、今更調査を実施するということは時すでに手遅れであり形式的で意味のないパフォーマンスであると言わざるを得ないと考える。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
353	馬毛島における動植物の概況について、アセス説明会はとて納得のいくものではなく、FCLP訓練ありきで自然環境が壊れるのが当たり前の感覚でいることが手に取るようにわかる説明でしかなかった。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、動植物の概況を含め、準備書においてお示しました。
354	馬毛島は南西諸島に少なくなりつつある貴重な自然地域である。生態系・生物多様性を守るために、基地化すべきではない。	馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。 その上で、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
355	きれいな海に囲まれ、自然豊かな島をこれ以上痛めつけることはやめるべき。国防のためと言うなら首相官邸の周りに基地を作り、環境破壊を引き受けましょう。	馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。 その上で、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
356	静かな自然豊かな環境を求めて住み着いた。ささやかな日常を奪う権利があるのか。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
357	騒音が主たる懸念として取り沙汰されているが、馬毛島を日常風景の一部として望みながら長年暮らしてきた島びとにとって、基地建設によって今よりさらに取り返しがつかないほど、その景観や自然環境が大きく損なわれてしまうということは真に耐え難く深く憂慮されることである。島びとのアイデンティティーに関わっていることであるともいえる。	景観や自然環境への影響について、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。

358	<p>種子島・屋久島をはじめ、南西諸島は自然に恵まれた大変すばらしい島々である。ほぼ手付かずの自然が残され、希少な動植物、海洋動物等かけがえのないものばかりである。こんなに豊かな自然を持つ南の島の一つである種子島のわずか10キロあまりの馬毛島になぜ自衛隊基地や、アメリカ軍のタッチアンドゴーの訓練場を設けなければならないのか。綺麗な海、素晴らしい自然が無くなってしまふ。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>その上で、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、環境に最大限配慮し、関係法令に従い、環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです。</p>
359	<p>2003年出版の「馬毛島のふしぎな夜」で立澤史郎氏は、気候や地形が変化に富んでいることが生物相や景観を多様に行っていることや津波石など島独自の景観が数多くあること等を述べている。その上で、植物の種類は野生種だけで431種報告され、北限種・南限種等を絶滅させないよう注意が必要であること、マゲシカや渡り鳥、カメの産卵、海や川の魚、サンゴ礁をなど守るべき貴重な島であることを述べている。開発業者によって乱開発された今もなお、守るべき自然であり、自然の力によって乱開発以前の姿に戻ること想定しての調査を行うべきである。県議会では遺跡の保全と遺跡調査がまだ部分的であることも指摘されている。多様性を守る事、歴史をないがしろにしないことに立脚した方法書とは言えない。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
360	<p>美しい海と島（自然がいっぱい）を国は軍事基地にしようとしている。それでよいのだろうか。一度破壊してしまったものは2度と戻すことができず、今地球に異変が起きているのもそのようなことである。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>その上で、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、環境に最大限配慮し、関係法令に従い、環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです。</p>
361	<p>馬毛島はニホンジカの亜種であるマゲジカが生息し、周辺の海は漁場であるなど、その自然を保護することは日本の責務である。</p>	<p>陸域生態系及び海域生態系への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
362	<p>自然豊かな「宝の島・馬毛島」。西之表市の人達にとっては”神の島・馬毛島”。毎回、馬毛島に祈り馬毛島に感謝をする西之表市の人達。戦争につながる軍事基地など絶対反対である。マゲシカは馬毛島にいる状態で守らないと保護にならない。アオウミガメもアカウミガメも産卵上陸ができなくなる。「宝の島・馬毛島」を守ってほしい。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>

363	<p>軍事によりかけがえのない自然環境が損なわれることに心が痛んでならない。何のための環境影響評価なのか。最初から結論ありきの形式を整えるだけの事業ではないのか。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、環境に最大限配慮し、関係法令に従い、環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです。</p>
364	<p>馬毛島の貴重な自然、マゲジカ、海の宝物、飛び魚、みずいか、貝類、鹿の住む森はどうなるのか。憲法違反の軍事基地より、馬毛島の自然をそのまま守ることが大事なのではないのか。直ちに工事はやめるべきである。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
365	<p>馬毛島にはマゲシカやなどの希少生物が生息しており周辺海域も豊富な漁場とされている。基地建設はこのような豊かな自然を破壊することは明らか。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
366	<p>馬毛島の外周道路建設によって自然は全て壊される。マゲジカの絶滅や漁業資源が失われる。</p>	<p>管理用道路については、飛行場等設置の有無にかかわらず、これまでに防衛省が取得した馬毛島の土地を、良好な状態で維持・保存し、適正な方法で管理するために整備するものです。そのため、馬毛島における自衛隊施設整備とは別の事業であることから、環境影響評価の対象としておりませんが、環境影響評価手続とは別に、管理用道路の整備が馬毛島の自然環境等に与える影響について検討することとしています。今後、その結果を踏まえ、環境に配慮しながら、工事を進めてまいります。</p>
367	<p>一つの島を全部基地化しようとする計画の様であるが、現在島に生きる動植物はどうなるのか。普通に考えれば、植物は土の中に埋められ、島から脱出出来る動物、昆虫を除けば絶滅するのではないか。今のSDGsに反するのではないか。自然破壊以外の何物でもない計画は一刻も早く中止すべきである。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
368	<p>馬毛島の生物は、その地理的条件のため馬毛島の環境にその生存を依存しており、本件基地の整備及び同基地が供用されること等から生ずる被害から逃れることはできないから、馬毛島の基地整備等により、同島内における一定の種類の動物については絶滅が危惧される。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
369	<p>美しい自然を持つ日本の国土は私たち今を生きるものが未来の子孫に向けて残す価値と責務を持っていると信じている。子どもから「馬毛島基地建設に反対」と言われ、孫たちにも説明ができず責任が取れない。馬毛島とそれを囲む豊かな海、自然、そして周りの島々の自然を壊し基地を作るなどもってのほかである。未来の日本を担う子どもたちが、種子島に生まれて良かったと、胸を張って島から巣立ってほしいと願う。後世のためにも、豊かな自然と平和な馬毛島を残してほしい。自然への冒涇を認めることはできない。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
370	<p>馬毛島における動植物の概況より、哺乳類1種、爬虫類3種などとなっている。この種が希少であるかないかに関係なく、人間の活動が馬毛島で行われること自体が環境への負荷をかけることは間違いない。今、地球上では1年に4万種もの生物が絶滅していると言われている。世界は自然を守る流れであるのに、自然を壊す計画には怒りを憶える。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>

371	馬毛島では、琉球弧の自然保護を活用した地域の活用方針なども打ち出している。基地建設による環境破壊を伴う開発ではなく、地域本来の自然資源を生かし、日本も国連での運用に大きな役割を果たし、国内でも進められている生物多様性国家戦略や、国連持続可能な開発目標（SDGs）の理念にも沿った、地域資源の活用の仕方を、民主主義的意思決定のもとで、地域・国が一体となって模索し、実現すべきだと考える。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
372	軍事目的以外の観点からの調査も必要であると考え。地域の貴重な自然遺産として、無残に破壊されてしまった自然や景観を手を尽くして修復するという活動も、地域で暮らしを営んでいる私たちが未来に引きついでいくべき重要な使命であると考え。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。 馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、環境に最大限配慮し、関係法令に従い、環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです。
373	馬毛島の自然を守る観点から、固有種マゲシカをはじめ、貴重な国の天然記念物に指定されているオカヤドカリの生息地となっている環境を国として守ることが第一である。マゲシカ（固有種）、オカヤドカリ（国の天然記念物）を保護することは生物多様性条約に基づく義務である。	馬毛島のニホンジカ及びオカヤドカリへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
374	基地建設、外周道路建設、港湾施設の建設、ごう音等により、馬毛島に生息する希少生物であるマゲシカをはじめ、オカヤドカリ、ウミガメ、トビウオ、貝類、サンゴ、植物など陸域・海域の生物への影響や絶滅が懸念され、固有の生態系を破壊しかねないものであり、復旧回復は不可能になると考えられる。種子島住民はこうした豊かな自然・馬毛島を生活の場としており、基地建設は進めるべきではない。	陸域生態系及び海域生態系への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
375	馬毛島にはサンゴも確認されている。勝手な言い分で「重要な種」ではないサンゴと書いてあるが、サンゴも生きている。	「重要な種」とは、他の生物と同様に、国のレッドリスト掲載種等に該当するものの意味で用いております。
376	環境問題が世界的な課題になり、持続可能な開発目標が世界の共通目標になりつつある。他の生物の犠牲ありきの安全保障など必要ない。世界では持続可能な社会実現のため様々な分野の人々が立ち上がっている。しかし、「馬毛島基地」建設はこうした努力に敢えて逆らうものであり、主権者国民のみならず国際社会からも軽蔑と嫌悪の対象となるであろう。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
377	基地建設により、外来種の持ち込みが懸念される。	馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、環境に最大限配慮し、関係法令に従い、環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです。 外来種が確認された場合にも、適切な対応を講ずることとしています。
378	周辺の林を残し生息場所として検討するとの防衛省案は、爆音がとどろくFCLPなどの訓練基地周辺ではマゲシカは生き残ることは不可能である。	馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。

379	<p>環境省は、馬毛島のマゲシカを「馬毛島のニホンジカ」として、「絶滅のおそれのある地域個体群（LP）」に選定している。マゲシカをどこか他の地域に移送すれば解決するというものではない。結局、「馬毛島のシカ」でいられることが重要であり、その環境ごと生態を守らねばならない。シカの個体群を維持するには、乱開発前の状態に戻さざるを得ないとする。現在、既に「絶滅のおそれ」がある状況ならば、これ以上の開発はあり得ない。新たな滑走路や施設を建設し、今以上に生息可能な居住域を狭め、島内の自由な往来を止めたならば、より一層、絶滅の危機が高騰するのは不可避になる。これは、環境アセスを行うまでもなく、この基地建設で益々その危険を高める事はこれも評価以前に十分予測できる。逆に、「基地化をしても大丈夫。」という結果を提示するのであれば、「絶滅のおそれがある。」と真逆の立場を示す現在の環境省側に、虚偽があるということになるのではないか。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
380	<p>固有種のマゲシカは環境省のレッドリスト掲載種であるが、米軍のとめない轟音を伴うFCLPによってマゲシカをはじめとする貴重な生物が壊滅的な打撃を受けることは必定であり、奇妙な手法の環境アセスによって、評価が行われて軍事基地建設が正当化されることは許されない。辺野古では、建設作業により貴重なサンゴが日々死んで行き、ジュゴンも姿を見せなくなっている。軍事基地建設により馬毛島の自然が破壊されるのは目に見えている。辺野古の二の舞を踏むのはやめるべき。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
381	<p>マゲシカの研究者によると、オスは北部草原と南部草原に分かれて生息し、メスは中央部の植林地などに生息しているという。施設配置案を観たとき、どこにこれまでのような生息の場があるというのか。また、マゲシカと種子島本島に生息するシカとは遺伝的に同種であるが、マゲシカは小型であるという。馬毛島で長らく生息することでそのような体型になったと思われる。マゲシカは馬毛島において生息しなければならない。今回の基地建設はマゲシカの絶滅を前提としていると言わざるを得ない。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
382	<p>馬毛島は違法な開発事業によって島の半分の森林が喪失し基地建設が現実化している状態になっている。したがって基地計画以前にマゲシカの保全の措置が必要な現状にある。</p> <p>そうした現状にも関わらず、基地稼働後には、米軍によるFCLPが予定されている。戦闘機によるタッチアンドゴーは、日常生活では体験したことのない想像を超える爆音、低周波と振動が繰り返して生じるにも関わらず、方法書では、その事象に殆ど全く触れておらず、重大な欠陥を抱えている。</p>	<p>馬毛島のニホンジカについては、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
383	<p>「施設全体配置図」の事業実施区域の赤線部分にフェンスを張るかどうかは方法書に示されていない。しかし、フェンスがなくても事業実施区域内には格納庫や舗装などでマゲシカが住めなくなるのは明らかである。配置図を見る限り、マゲシカが住めるのは、事業実施区域外の島の南西部、北西部のわずかな面積である。その面積で、数百頭のマゲシカが個体群を維持できるのか、食料を供給できるのかについて、どのような調査、予測、評価をするか、本件方法書には触れられていない。</p> <p>本件方法書をマゲシカの個体群維持の観点から調査、予測、評価するかを記述して再提出できないならば、本件事業の白紙撤回を求める。</p>	<p>馬毛島のニホンジカについては、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>

384	<p>馬毛島には、貴重なニホンジカの固有種「マゲシカ」が存在していると聞いている。そして、このマゲシカの生息研究で、「自律的密度調整機構」というものを観測して研究できる世界で2カ所しかない場所だということも聞いている。今、世界全体で生物多様性の保全について議論されている中で、今回の基地建設は、哺乳類に関する重要な研究ができる世界でも貴重な場所を破壊することになるので、建設すべきでないと考えている。</p>	<p>馬毛島のニホンジカについては、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
385	<p>FCLPをはじめ飛行機の騒音はマゲシカへの影響は大きいのではないかと。シカは音に対して非常に敏感である。戦闘機等が訓練コースを外れて運用されれば、鹿児島県内、特に種子島、屋久島、大隅半島そして薩摩半島などでも家畜等への影響があるはずである。</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の実施時を含め、航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p>
386	<p>固有種のマゲシカが絶滅してしまった場合、誰が責任をとるのか。あらましを読む限り、マゲシカが絶滅してしまう可能性が非常に高く、環境に問題はないとは言えない状況である。環境アセスの結果も問題なしとは言えないはず。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
387	<p>マゲシカは地域一帯の歴史・文化と共生してきた。故に文化財でもある。人骨が見つかるなど歴史的にも文化的にも重要な島である。</p>	<p>馬毛島のニホンジカへの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。 また、埋蔵文化財が発見された場合は、文化財保護法等に基づき、適切に対応します。</p>
388	<p>エアクション艇操縦や水陸両用訓練など周辺海域を含めた訓練は、馬毛島の海岸の自然破壊、ウミガメの産卵上陸、オカヤドカリなど動植物の圧損・忌避を生み出すため禁止すべきである。</p>	<p>想定される訓練内容に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
389	<p>アカウミガメは「絶滅危惧II類（EN）」、アオウミガメも「絶滅危惧II類（VU）」に選定されており、「絶滅の危険が増大している種」という扱いであり、鹿児島県の保護条例によって庇護されている。馬毛島は、産卵上陸地であり、産卵上陸時のウミガメは、光に対して極度に鋭敏になり、光源がある場合は上陸を控えるか、上陸後であっても産卵をせずに海へ帰ることが知られている。FCLPをはじめとする夜間訓練の際には照明が使用され、それはウミガメの産卵上陸の支障になる。しかも、ウミガメの産卵上陸時期は4～9月であるところに、FCLPは5月もしくは8月に行われることが多いと、防衛省資料にも明記されている。これでは、守るべきウミガメを守ることができない。環境アセスを行うまでもなく、結論は出ているのではないかと。</p>	<p>ウミガメ類への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
390	<p>馬毛島は無人数島だが今でも元島民らが漁をする豊かな漁場であり「宝の島」といわれている。米軍離着陸はごう音で、漁業するのは、無理である。 馬毛島周辺海域はトビウオ漁をはじめトコブシ、キビナゴ、アサヒガニ、アオリイカ、イセエビ他の好漁場であり、これらの魚介類が良好な状態で保全されるのか疑問であり、漁業者の生業に重大な影響が出るのではないかと。 既に強行されている海上ボーリング調査で既に影響が出ており、基地・港湾施設建設により、漁場を破壊することになり、漁獲量の変化、漁業従事者の収入面、職業人としての尊厳への影響が考慮されていない。漁業を護る事こそが防衛である。軍事基地を造ることは生活の場を失うということと等しくなる。</p>	<p>海域生物への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。なお、港湾施設整備に当たっては、漁業への影響に配慮して海上工事を行います。港湾施設整備に伴い、漁業経営上被る損失については、適切に補償を行う考えです。</p>

391	方法書293ページによると、馬毛島と種子島の間の海域に多くの漁礁が設置されており、こうした漁礁へ寄り付く魚類が忌避行動を起こすような軍事基地の建設計画は撤回すべきである。	水中音や海域生物への影響について、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
392	馬毛島の豊かな漁場は、種子島に住む漁師たちによって代々受け継がれてきたかけがえのない海で、何世代にもわたり馬毛島の豊かな漁場にその生活を支えられてきた。しかし、防衛省は、漁師たちが何百年もかけて守り育ててきた漁場から漁師を締め出し、馬毛島とその周りの宝の海を軍事施設に造り替えアメリカ軍に提供しようとしている。防衛省を始めとする政府関係者は、地域に脈々と受け継がれてきた郷土の文化、歴史を消し去り、地域を外国軍に売りわたす行為の愚かしさに気付くべきである。馬毛島の基地建設など絶対に認めることはできない。	馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。防衛省としては、西之表市、中種子町、南種子町と同じ方向を向いて、住民の期待の声に応えるとともに、不安を解消するため、種子島の1市2町、鹿児島県と、より一層緊密に連携し、しっかりと対応していく考えです。
393	馬毛島における施設全体配置図によれば、島の3分の1以上が施設とある。これは、雨水が直接海に流れ出る事を意味する。生態系が破壊される可能性があり、多くの水産資源が失われる事になる。水産資源を失わない、施設のあり方を検討できないか。	仮設沈砂池等を設け、雨水が直接海に流れ出ることを極力防ぐこととしています。
394	馬毛島の周辺には北限のサンゴ礁があり、多種多様な魚介類が生息し、種子島の漁業者にとっては貴重な漁場になっている。しかし、既に島が削られて滑走路がつくられたことにより自然は大きく破壊され、水産資源は激減し、漁業にも著しく悪影響を及ぼしている。	海域生物への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
395	南西諸島周辺は、空は渡り鳥の中継地点となり、海はクジラなどの回遊コースで、黒潮の流れに沿って様々な生き物が移動している。基地建設はこれらの生き物に対して脅威となる。	生物への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
396	嘉手納基地で起こった、PFOS、PFASなどの物質を使っている米軍である。米軍が使用するために造る基地に安全の保障は全くないのは日本政府も分かっている。環境汚染、住民への影響が大きい基地はいらない。	防衛省・自衛隊は、令和2年2月に策定した「防衛省におけるPFOS処理実行計画」に基づき、PFOS含有消火剤等の交換及び処分を進めています。また、交換に際しては、PFOAに関する規制の対象とならない製品であることを製造メーカーに確認した上で進めています。航空自衛隊馬毛島基地（仮称）において使用する消火剤についても、関係法令や各種計画を踏まえ、適切に管理していくこととしています。
397	施設全体配置図並びに概況調査における植生図によれば、現在かろうじて残っている馬毛島北西部の常緑広葉樹二次林は、影響評価を待つまでもなく、滑走路等の建設工事により、そのほとんどが失われることは素人の目にも明らかである。馬毛島に愛着を抱く種子島島民にとり耐え難く、地域に残された自然遺産に対する大変恐ろしい暴挙であると考えられる。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
398	現在、地球環境が急激に悪化しているのは二酸化炭素がその原因である。世界で最も大量に二酸化炭素を排出しているのが軍事兵器であると言われている。その中で馬毛島に新たにFCLPの基地を作ろうとしていることは、将来の地球環境にとって致命的なことになりかねない、明らかに環境破壊に伴う基地など絶対に造るべきではない。	温室効果ガスの影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。



399	地域で暮らす人々の生計・生活の場である地域の風土・産業（利用・活用の場）の源である自然の営みを守るのが環境アセスの基本である。海は陸地より温暖化の影響を受ける。地域社会・生活・経済を守る事は、日本全体の健全な成長に繋がると思う。国連が勧める「責任投資」の原則、環境保護を強く求める。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
400	人間の糧だけでなく生物の糧を考える必要がある。	生態系への影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
401	馬毛島に住む鹿が種子島に渡ってくることを心配しているのではない。命そのものが大切にされていない。動植物、生あるものすべてが尊ばれて当然である。無人島であっても、かつて生きた歴史がある。軍事訓練の前に、今生きている（生きていた）人間・動物・植物全ての生命を守ってほしい。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。
402	馬毛島での自然観察が子供たちの教育の一環として続けられていると聞く。そういうことも出来なくなる。	馬毛島の施設への自由な立ち入りはできませんが、馬毛島における訓練等の運用の実態も踏まえつつ、地元の皆様との交流を深めるため取組を検討していくことは可能であると考えています。
403	「人と自然との豊かな触れ合い」を維持しようとする姿勢があれば、米軍基地建設（馬毛島基地（仮）建設）はできないはずである。なぜならば、基地建設は全ての自然を壊し、文化・歴史的に貴重な国の財産を無視して進めないといけない事業である。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。
404	馬毛島は違法開発に晒されてきた。事業者は違法開発された土地を引き継いだ以上、まずなすべきことは、馬毛島の自然をもとの姿に戻す努力をすることだと考える。違法開発されたままの状態から環境アセスの手続を開始することは、違法開発に便乗することで共犯者になるのと同じである。	事業者による開発行為等に対する森林法違反の有無は、処分権者である県又は市が、事実確認の上で認定するものです。その上で、防衛省において把握している限りでは、これまで、森林法に違反していることを理由として何らかの処分が行われたとは承知していません。

(3) 前記以外のもの		
405	馬毛島でのFCLP訓練のための基地建設に反対する。環境に大きな影響があると推測されると誰もが判断し、事業を行う防衛省もそのことを認識しながら行うアセスには同意できない。生活環境全般の悪化、地域不安、自然破壊につながるアセスメントの実施に反対である。	本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
406	アセスの調査をする前から基地を置かれている沖縄の環境問題に例をとれば一目瞭然と答えは出ており、環境的に悪いに決まっている。そんな、馬鹿げた調査に巨額な費用をかけて実施する防衛省。しかも、その巨額な費用は我々国民の税金である。勝手に我々のお金を無駄に使わないで頂きたい。	馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。 本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。 馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、環境に最大限配慮し、関係法令に従い、環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです。
407	馬毛島基地建設に伴う「環境アセスメント」実施は、米軍要請に応えるためである。しかしこの要請は、日米安全保障条約に基づく日米安保地位協定下では、現地の馬毛島を含む種子島及びその周辺地域住民の生活環境、自然環境を大きく劣化させ、これまでの平穏で静かな島ではなくなることが、大多数の住民が反対している最大の理由である。	馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。 本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
408	馬毛島の基地建設に絶対反対である。様々な点で悪い影響を与え、自然豊かな島に戦争する為に自然を壊す事は地球環境を壊す事である。自然や環境が一度変えられれば、何十年、何百年経っても元に戻すことはできない。馬鹿げた、政策は直ぐにやめてほしい。また、私たち国民の税金を使って基地建設、許さない。平和は武器ではつくりえない。良く考えてほしい。地元の反対を押しつぶして、島を丸ごと軍事基地にする暴挙はやめるべき。	馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。 本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。
409	「失うものが大きい」として馬毛島の軍事基地化反対を掲げた八板氏が市長に当選したことで、地元の民意は示されている。市長による海上ボーリング調査や環境アセスなどの中止、市議会による計画撤回の要請を無視した本アセス手続きは民主主義に反している。地元の民意を尊重し、ただちにアセス手続きを中止すべきである。	馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。 本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。 馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、環境に最大限配慮し、関係法令に従い、環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです。

410	<p>市長は再三にわたり実施しないよう伝えてきたのに対し、防衛省は強行した。民意を無視し、「丁寧に説明する」とは程遠い態度に憤りを憶える。防衛省は市民の声を聴くべき。米軍の言うことばかり聞かないで、市民の訴えを真剣に聞いてほしい。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。</p>
411	<p>一度立ち止まって、住民と十分に話し合い合意を得る努力を積み重ねるべき。目的に記載されている内容に確信があれば、それを訴え説得すべきである。</p>	<p>防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。</p>
412	<p>国内外含め、多くの場所で反対されているこの計画を馬毛島で行おうということがどういうことなのか詳しい説明がないため、詳細を理解していない市民、不安に思う市民が大勢いる。市民が反対している限り、強行的に進めることは許されない。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。</p>
413	<p>土地の取得について、地元から「基地としての土地取得はしないでほしい」といわれながら、また、国会の議論も経ないままに予算流用という形で、国民の目の届かない形で秘密裏に取引が実行されていた。</p>	<p>土地取得は、財政法等の規定に従い、適切に行っています。</p>
414	<p>国民の貴重な税金を投じて行う事業は、計画の中止も視野に入れるべき。防衛は国の専権事項だから、住民の意思にかかわらず、強引に、国の言うことを聞けというのは主権の侵害であり、時代錯誤と言わざるを得ない。国のためと言えば、種子島住民の生活は守らなくてもよいのか。いかに国策といえど、国民・市民をないがしろにした権力的で一方的、非民主的手法であると言わざるを得ない。民意を無視して国は建設を進めるべきではない。地元住民の民意を踏みにじる暴挙といえる。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。</p>
415	<p>『独立国という環境をつくってほしい』。国は「南西地域における自衛隊の訓練施設、緊急時の活動場所の整備は、防衛上重要な課題である。」「併せて施設を米軍による離発着訓練のための施設として活用する」としている。</p> <p>「安全保障」といえば、国内の諸課題に最優先させ、なんでも許容されるという考え方や実態の有り様（よう）は非常にいびつで、真に国民生活の課題を置き去りにした政策ではないか。官僚の方をはじめ関係者の皆様。私の願いは、「まともな独立国の日本に住んでみたいのです。」よろしくお願いします。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>
416	<p>日米防衛相会談において、米軍空母艦載機陸上着陸訓練について馬毛島への移転計画を進め日米で緊密に協力していくことで一致したと報道されている。地元説明会では未だ決定事項ではないとしてきたが、すでに決定しているかのように報道されており大いに不満である。</p>	<p>厳しさを増す安全保障環境を踏まえれば、馬毛島における自衛隊施設を早期に整備し、運用を開始することが必要です。環境影響評価手続を経た後、円滑かつ速やかに馬毛島内での施設整備に着手できるよう準備を進めてまいります。</p>

417	<p>国民の生活や生命に関わる事項を日々、行政に権限を与え業務として負託しているのは、国に対して国民が信頼をしているからこそである。いわば「国民の政府に対する信頼」というのは、この国の運営にとって「公共財」であり、国民の意見を軽視した業務執行は、その公共財を脅かし、この国の破壊に繋がる行為である。ぜひ、弛まぬ努力によって「国に仕える」という誉れある仕事に就かれた皆様には、丁寧なお仕事をしていただくようお願いする。</p>	<p>防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。</p>
418	<p>種子島は、山地と言っても台地程度の森林におおわれていた島であり、古来から各地での大災害や干ばつ、台風、飢饉などで農業・生活の場を失った多くの人々を開拓者、移民として受け入れて、発展してきた島であり、「自衛隊・軍需・・・で経済浮揚？地域浮揚？・・・」などとは、全く言語道断、私たちにとって最大限の侮辱である。</p> <p>全く「防衛や軍事訓練には文民統制？や民主的議論は通用しない？超越している？」とでも考えているような、政府や防衛省などの神経に呆れる。報道も、鹿児島県の放送局や報道機関、新聞社に殆ど限定されている印象で・・・全く心外である。</p> <p>種子島出身の土建業者の多くと利害を共有しており、「国防・・・」の名のもとに、環境破壊を屁とも思わない時代錯誤の国会議員や県会議員、あるいは「貴防衛支局が表彰状を贈っている」中種子町などの首長の存在は大問題である。</p>	<p>防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。</p>
419	<p>私たち国民の大事な税金を、国際平和のためでなく軍事的緊張を煽るアメリカの覇権主義のための施設の建設に使わないでほしい。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>
420	<p>安全保障上の本当の脅威は、貧困と格差の放置であり、世界中の市民が求めているのは軍事ではなく、限りある資源と資金を貧困と格差解消のために使うことである。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>
421	<p>これまでの騒音被害の損害賠償は認められてきた。騒音被害が生じることが明らかな基地を作ること自体、将来に亘って住民に被害を押し付けるのみならず、現在の仕組みの中では、損害賠償として国庫の負担を強いられるものとなる。税金の無駄遣いに繋がる基地建設はやめてほしい。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p>
422	<p>西之表市は現在、馬毛島の貴重な自然を守り、市民のための平和的・恒久的利活用を計画している。地方自治体と国は上下の関係ではなく、それぞれが独立した権限を有しており、これまでの馬毛島の基地等候補地としての歴史を鑑み、地元自治体が進める活用計画を尊重すべきである。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>防衛省としては、西之表市、中種子町、南種子町と同じ方向を向いて、住民の期待の声に応えるとともに、不安を解消するため、種子島の1市2町、鹿児島県と、より一層緊密に連携し、しっかりと対応していく考えです。</p>

423	防衛省大臣はじめ当局者は、地元丁寧に誠意ある説明を続けると答えているが、地元の意思は無視されている。密談で国の行く末を左右する重要政策が場当たりの決められているということが、現代のこの国で許されるのか。地域住民不在の不毛な政治と言わざるを得ないのではないか。	防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。
424	政府、防衛大臣は丁寧に説明すると全国民に対し伝えているが、公開質問状の返事もなく西之表市民に対して説明ができていない。住民説明会、海上ボーリング説明会、環境影響評価の説明会、いずれの説明も住民は納得していない。市民の理解を得ようとしないうままの防衛省の姿勢は、とうてい納得できない。一度の説明会だけで地元の理解を得られたと考えているのか。「理解が得られた」とするならば大きな勘違いである。調査船の座礁についても原因や漁場への影響も報告もなく、「地元の理解と同意が重要」との言葉に相反する。嘉手納、普天間、岩国、横田基地での騒音訴訟が証明しているように国は、国民を守らない。	防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。
425	県民、市民が一番懸念していることは、米軍機のFCLP訓練の騒音である。次に、漁業や畜産業への損害保証、次に交付金の算定方法や明確な金額の提示などであるが、防衛省は、何一つ的確に質問に答えていない。納得しなくても基地建設を進めるという考えが透けて見える。	防衛省としては、西之表市、中種子町、南種子町と同じ方向を向いて、住民の期待の声に応えるとともに、不安を解消するため、種子島の1市2町、鹿児島県と、より一層緊密に連携し、しっかりと対応していく考えです。
426	これまで、市民から出ている質問について、個々の質問・意見に答えるものではなく、いくつかの質問をくくってまとめた質問・意見に答える形は、脚色や恣意がはいる可能性があり、自分の質問・意見への答えがよく分からなくなる弊害が生じ、公平性を欠くことに繋がるので、そのようなやり方は避けてもらいたい。防衛省の対応は、住民参加、情報公開と言う環境アセスメントの趣旨からも大きく外れることであり、そのようなことのないように、改善を求めたい。	環境影響評価法に基づき、本準備書において、一つ一つの御意見に対応する形で見解を記載しています。
427	馬毛島問題の膠着状態は、政府と国民（市民）との間のコミュニケーション不足、それによる相互不信の増大にあると思慮する。防衛省と国には、地元市民・島民の疑問・質問へしっかり答えてもらい、市民・島民の不信感とストレスを払拭することが求められる。その上で、国民目線で市民・島民の訴えによく耳を傾けて事業を進めることである。それにより相互の信頼感を高めることが、馬毛島問題に関する相互の要件を調整一致させるプロセスとなり、適切で正しい解決策を得るやり方であると確信する。県議員や県知事の意味や意見も重要で、調整役としての役割も極めて大きい。利権や金権に左右される政治や行政を何時までもやっているのは、国の成長発展は望めない。	防衛省としては、西之表市、中種子町、南種子町と同じ方向を向いて、住民の期待の声に応えるとともに、不安を解消するため、種子島の1市2町、鹿児島県と、より一層緊密に連携し、しっかりと対応していく考えです。
428	屋久島の説明会において日米地位協定が現行のままである限り防衛省も総理大臣も戦闘機の騒音や米兵の犯罪行為、環境汚染などについて生じることはないと言明することはできないことがわかった。それにも拘わらず、基本的に種子島の上空は飛ばない、基本的に米兵は馬毛島から出ることはないという説明で責任逃れに終始するばかりだった。また、何が何でも計画を遂行しようという姿勢が見て取れ不快感と不信感は募るばかりだった。環境アセスを基地化計画を推し進めるための名目だけの通過儀礼にしてはいけない。あなた方に対する不信感の源の一つはここにあることを肝に銘じていただきたい。責任の持てないことを言うてはならない。	馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、環境に最大限配慮し、関係法令に従い、環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです。

429	市民の知らないうちに国で決め、申し入れをすれば知らぬ存ぜぬで逃げてしまう。これで良いのか。	防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。
430	昨年行われた住民説明会、最近行われた環境アセスメントの説明会では、「今後決定する」「今後の検討により変更が生じる」との不透明な部分が多く、住民の理解を進めるには程遠いものがあると思う。その一方、馬毛島の外周道路の建設に向けて業者を決めたりと基地建設に向けて動いてるとしか思えない防衛省の行動には、不信感を覚える住民が多い。この不信感の中で基地の建設が開始され、基地が完成し、基地の運用が始まったとしても、住民とのトラブルは絶えないと思う。その様な中、赴任することになる隊員にも、気の毒である。	防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。
431	基地設計のためのボーリング調査についても、地元市長が「同意できない」と意見を述べたが、住民への報告もないうちに、防衛省は、ボーリング調査を実行に移した。さらに、環境アセスを実行に移した。強引な手法は住民にとっては受け入れ難いものであり、信頼関係は崩れ、ますます溝が深くなったと言わざるを得ない。国は地元の同意が得られた後に事業に着手すべき。地元の同意が得られない場合は、事業を進めるべきではない。	海上ボーリング調査は、関係法令に沿って、適切に実施しました。 また、馬毛島における自衛隊施設の整備は、環境影響評価法を順守し、環境に適正に配慮して進めていくこととしています。したがって、防衛省としては、馬毛島内における施設整備は、環境影響評価書の公告後に着手することとしています。 防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。
432	馬毛島に基地を建設する目的は説明されているが、それによって生じる「環境影響」以外の不都合について（攻撃対象となる可能性や経済的な負担等）は一切触れられていない。 このような形で地元住民をはじめとする国民が、馬毛島基地（仮称）建設について十分な情報を得ていない状況のまま今回の環境影響評価が行われることは、民主主義国家としてあってはならないことであり、基地建設計画の進め方に抗議する。	防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。
433	馬毛島に米軍FCLPと自衛隊基地を建設することは、防衛省として「いつ、どの法的根拠で」正式決定したのか。国会には、「いつ、どの場で」報告・説明し、国会の同意を得たのか。さらに、「建設費用の積算」はどうなっているのか。費用積算も明らかにしないまま、環境影響評価を行うなどということは許されるのか。防衛省が土地を買収したいきさつは国会にきちんと報告され、承認を受けているのか。買収費用が160億円にも跳ね上がった理由は一体どういう経過と根拠からなのか。こうした疑問に誠実、真摯に答えることが必要である。多数の疑問点があふれ出て、国民に対して説明できないようなごまかしがあるような気がする。こうした基地建設は検討を白紙に戻すべきである。	防衛省としては、馬毛島への自衛隊施設整備については、国会での議論において、しっかり対応させていただいています。 また、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。

434	違法開発の調査もせずに密室で交渉が行われているということは、理解・許容できない。馬毛島にとって基地建設によって失われるものはあまりに大きすぎる。決してお金には代えられないと考える。西之表市への払い下げも検討していただきたいと考える。	土地取得は、財政法等の規定に従い、適切に行っています。 また、前所有者による開発行為等に対する森林法違反の有無は、処分権者である鹿児島県又は西之表市が、事実確認の上で認定するものです。その上で、防衛省において把握している限りでは、これまで森林法に違反していることを理由として何らかの処分が行われたとは承知していません。
435	防衛省の不動産鑑定評価額（45億円）の3倍強（160億円）の買収。森林法違反の伐根や造成を実施し、原状回復の議論が交わされている矢先に国有地化し対象外とするなどあるまじき行為。米軍のための基地建設はあってはならず、地位協定により米軍はルールを守る確証はない。地元漁業関係者に高額に日当で監視（船）させている。辺野古と同様である。これ以上、地元住民の分断を招く行為は即刻中止してもらいたい。	馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。 我が国を取り巻く安全保障環境が急速に厳しさを増す中で、自衛隊の活動・訓練拠点となるとともに、日米同盟の抑止力・対処力の維持・強化にも資する施設を、南西地域に早期に整備することが必要です。 このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。
436	土地取得をめぐって不正の疑惑があり、これを明らかにしたまま基地建設計画を進めることは、国民の認めがたいことである。	土地取得は、財政法等の規定に従い、適切に行っています。
437	基地建設のためのアセスメントであり、このアセスでは住民の意思が全く反映されないのではないかと。このようなアセスメントの実施には、断固反対である。	環境影響評価方法書に対する県知事や住民の皆様等からの御意見を踏まえて、環境影響評価手続を進めております。
438	馬毛島の基地化は、日本列島、琉球弧を前線基地化する一端を担う憲法違反の暴挙。基地建設そのものが馬毛島の生態系を破壊し、また馬毛島周辺で生業を立てている住民の生活権・生存権を奪うもの。基地建設ありきの環境アセスメントは意味がなく、お墨付きを与えるだけ。直ちに中止し、基地建設そのものを白紙に戻されたい。	馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、環境に最大限配慮し、関係法令に従い、環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです。
439	今回の調査を行う事業者はどこか。防衛省との利害関係、天下り等は無いのか。また、その事業者はどのような基準、経緯で選定され、承認されたのか。その事業者の過去の具体的受託実績を問う。	環境影響評価の委託先は準備書にお示ししました。 また、委託先は適切な入札手続を経て、選定しました。
440	環境アセスメントを実施する事業体制はどうなっているのか。事業者名、各事業者（発注者と受注者）間の契約関係の明細を提示してほしい。特に、アセスメントの結果を客観的に公正公平に評価し判定ができる事業者、即ち防衛省寄りではない第三者の中立的事業者が選定されているのか確認したい。辺野古の二の舞を繰り返してはならない。	環境影響評価の委託先は準備書にお示ししました。 また、委託先は適切な入札手続を経て、選定しました。
441	既設ないし建設中の自衛隊ないし米軍使用の国内軍用基地で、これまで環境影響評価法に基づくアセスメントを実施した基地は何件あるのか。これまで実施されたすべての基地名と件数を知りたい。また、現行環境影響評価法は、平成26年に最終改定が行われているが、その改訂理由とその内容及びその後行われた基地対象のアセスメント基地名と件数も知りたい。これらの情報は、アセスメント結果の住民側としての適切な評価・判断に必要なためである。	普天間代替施設建設事業において、環境影響評価法に基づく環境影響評価を行っております。その他の事例はありません。 環境影響評価法の改正については、環境省にお尋ね願います。
442	実質的な在日米軍基地建設であり、日米地位協定のもとでは在日米軍による事件・事故が起きた場合、国内法では裁くことができず、未だに全国で在日米軍の問題が山積みである。以上の理由で環境影響評価の中止を求める立場から環境影響評価方法書に反対する。	航空自衛隊馬毛島基地（仮称）に常駐する部隊は自衛隊です。現在の計画において、米軍は、空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施する際、一時的にこの基地を使用するのみであり、FCLP以外の米軍の訓練について、日米共同訓練も含め、具体的な計画はありません。

443	<p>基地ができて、騒音に苦しむだけでなく、沖縄の様に風紀が乱れたり犯罪が起きることも恐怖の原因である。若い人たちは将来は住めないと言っているそうである。島々に人が住めなくなっても関係ないと思っているのか。ふるさとをなくすことは辛いものであり、根無し草になる。精神的な孤独を生み出すだろう。</p>	<p>防衛省としては、西之表市、中種子町、南種子町と同じ方向を向いて、住民の期待の声に応えるとともに、不安を解消するため、種子島の1市2町、鹿児島県と、より一層緊密に連携し、しっかりと対応していく考えです。</p>
444	<p>米兵は戦争に備えて躊躇わずに人を殺す訓練を受けるため、駐留地においても日常的に凶悪犯罪を犯すような精神状態に追い込まれている。1952年から2006年まで、在日米軍が起こした事件・事故は204,785件（1972年返還前の沖縄の分を除く）で、日本人1,081名の命が奪われている。1日10件以上の事件・事故を起こし、毎年20人が殺されていることになる。しかもその殆どは日本の法律で裁くことができず、在日米軍による強盗、強姦、傷害致死など、凶悪犯罪は悉く不起訴になっている。</p>	<p>航空自衛隊馬毛島基地（仮称）に常駐する部隊は自衛隊です。現在の計画において、米軍は、空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施する際、一時的にこの基地を使用するのみであり、FCLP以外の米軍の訓練について、日米共同訓練も含め、具体的な計画はありません。</p>
445	<p>米軍は最低安全高度を守らず、危険な飛行をしており、住民を脅かす存在である。暮らしを破壊する米軍基地をつくることはやめるべきである。</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の飛行経路は米軍と調整したものであり、基本的にこのルートを飛行します。FCLPは、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練ですので、あえてお示した以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。</p> <p>その上で、米軍に対しては、引き続き安全確保を求めるとともに、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めてまいります。</p>
446	<p>今でも種子島上空を米軍機が低空飛行しているとニュースで聞いた。1年間で137回であるか。昨日もジェット機が飛んで市民はおびえたと言った。馬毛島に米軍が来ないうちでもこのような状態である。米軍基地が設置されたらどうなるのか。説明されたルートを飛んでいない例はほかでもたくさん聞く。米軍は守ってはくれない。住民の恐怖を考慮してほしい。眠れず、おびえて、勉強も集中できずの状態が続くと病気になる。南西諸島は長寿の島であるが、恐怖の島に変わるがよいのか。</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の飛行経路は米軍と調整したものであり、基本的にこのルートを飛行します。FCLPは、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練ですので、あえてお示した以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。</p> <p>その上で、米軍に対しては、引き続き安全確保を求めるとともに、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めてまいります。</p>
447	<p>騒音については、岩国基地周辺の住民らが騒音被害の損害賠償や飛行差し止めを国に求めた訴訟の控訴審では、米軍機を「国は制限できない」と裁判ではっきりと国は回答している。言い換えれば、馬毛島での米軍機のFCLP訓練の飛行空域・飛行ルート・訓練飛行時間・米軍属の行動までも制限できないため、想定通りの飛行が担保されず、調査の前提も成り立たない。このことから、県民、市民の安心・安全なくらしを脅かす基地建設に反対する。税金の無駄遣いをやめてすべての調査を中止し、基地建設をあきらめてほしい。鹿児島県内に、これ以上の自衛隊基地はいらない。</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の飛行経路は米軍と調整したものであり、基本的にこのルートを飛行します。FCLPは、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練ですので、あえてお示した以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。</p> <p>なお、航空機騒音の予測に際しては、航空機の飛行態様によって飛行コースがばらつくことがあることから、飛行コースとして標準的な1本のコースを設けるだけではなく、コースのばらつきの程度を加味して予測を行っています。</p> <p>その上で、米軍に対しては、引き続き安全確保を求めるとともに、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めてまいります。</p>



448	<p>岩国から馬毛島の滑走路にたどり着くためには九州の上空を飛び回らなければならないが、そのコースも明確ではなく、米軍はやりたい放題でやってくるのではない。その時、日本が米軍に日本国民の立場でもの申すことはしない・できないので、この空域のアセスは出せないものと思われる。主体的に約束できないアセスはやっても意味のないものとする。</p>	<p>岩国基地から馬毛島までの飛行は、基本的には海上を飛行するものと考えています。</p>
449	<p>供用後は自衛隊の運用だけでなく、恒久的に米軍がFCLP（米空母艦載機着陸訓練）の訓練場として使用することである。この方法書では、FCLP実施時の米軍機の飛行経路は種子島上空に達しないとしている。しかし、辺野古新基地アセスの際に明らかになったように、米軍機はアセス書に示された海上の場周経路のみを飛ぶことはなく、米軍の見解として緊急事態や訓練の形態によって集落上空を飛行することがあるとされている。実際、沖縄の既存の米軍基地では、協定違反の深夜早朝の離着陸、低空飛行が常態化している。日本政府に規制の権限がなく、やる気もないので、米軍に係わる環境アセスには環境保全対策の保証がない。種子島、屋久島に米軍用機による影響がおよばないという保証はないのである。</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の飛行経路は米軍と調整したものであり、基本的にこのルートを飛行します。FCLPは、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練ですので、あえてお示した以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。</p> <p>その上で、米軍に対しては、引き続き安全確保を求めるとともに、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めてまいります。</p>
450	<p>自衛隊も米軍も住民との約束は守らない。いったん基地を造らせたなら取り返しがつかない。米軍は自分の国で訓練すべきだ、自衛隊は憲法を守り軍備縮小に向かうべきだ、の立場から、馬毛島の軍事基地化に向けた環境影響評価はやめてほしい。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>我が国を取り巻く安全保障環境が急速に厳しさを増す中で、自衛隊の活動・訓練拠点となるとともに、日米同盟の抑止力・対処力の維持・強化にも資する施設を、南西地域に早期に整備することが必要です。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p>
451	<p>空母艦載機の発着訓練（タッチアンドゴー）は、午前11時ごろから翌日午前3時ごろまで実施されると明記されているが、実際には米軍の運用上の都合やニーズにより時間外飛行もあるのではないかと。飛行制限時間は例外なく設定しないのか。</p> <p>普天間基地へMV-22輸送機は「原則」として22時から翌日6時までの飛行を制限するとしていたが、22時以降の飛行訓練が連日連夜続いている。「原則」は例外を前提としたものだ。日本も「安全保障上の理由」をもって違反飛行を擁護している。</p> <p>これは自衛隊機にも該当する問題だ。米軍同様に自衛隊機の飛行制限時間は設定していないのか。どのぐらいの頻度、規模で行われるのかも不明だ。</p> <p>地上部隊の運用問題も懸念される。</p> <p>米軍や自衛隊の航空部隊のみならず他の軍種でもやりたい放題となるのは明らかだ。</p> <p>使用条件が形式ならばアセスは意味をなさない。ゆえに方法書に反対する。</p>	<p>航空機騒音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p> <p>航空機騒音の予測については、過去の実測値に基づく機種毎の騒音基礎データ及び予測時点において想定される航空機の運用を踏まえた飛行経路、飛行回数等を設定して予測を行いました。</p>

452	<p>FCLP訓練において、日米問わず飛行経路については疑問が残る。かなりの速度が出ている中で、飛行経路のように小回りが利くのかはなはだ疑問である。種子島の上空を飛ぶ可能性もある。</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の飛行経路は米軍と調整したものであり、基本的にこのルートを飛行します。FCLPは、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練ですので、あえてお示した以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。</p> <p>なお、航空機騒音の予測に際しては、航空機の飛行態様によって飛行コースがばらつくことがあることから、飛行コースとして標準的な1本のコースを設けるだけではなく、コースのばらつきの程度を加味して予測を行っています。</p>
453	<p>種子島で行われている日米共同訓練が、将来馬毛島で行われるようになれば、自衛隊機の訓練にも日米地位協定が適用されるようになり、自衛隊機の傍若無人の飛行をやったとしても、住民は咎めることができないことになる危惧もある。</p>	<p>航空自衛隊馬毛島基地（仮称）に常駐する部隊は自衛隊であって、現在の計画において、米軍は米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施する際、一時的にこの基地を使用するのみであり、FCLP以外の米軍の訓練について、日米共同訓練も含め、現時点で具体的な計画はありません。</p>
454	<p>日本の主権を失い、ますますアメリカの属国となる。地位協定の見直しを進言する自治体も多くなっており、地位協定を改定して、国民を保護でき日本の法令を遵守することをアメリカに確約させるのが先である。日本が自主性を持ってほしい。日本列島をアメリカの防波堤に考えているのではないか。</p>	<p>日米同盟は日本外交・安全保障の基軸であり、インド太平洋地域の平和と繁栄の礎でもあります。地域の安全保障環境が厳しさを増す中、抑止力・対処力の強化を含め、日米同盟を一層強化するため、幅広い分野において日米間で緊密に連携し、取組を推進しております。</p> <p>その上で、日米地位協定について様々な御意見があることは承知していますが、日米地位協定は、大きな法的枠組みであり、政府としては、事案に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきています。</p>
455	<p>事業の目的には、「・・・米空母のプレゼンスの維持に不可欠な空母艦載機離着陸訓練・・・」としているが、米軍の要求を受け入れて、市民の意思を踏みにじらなければならないほど、我が国はアメリカの属国なのか。現に事故もなく米軍は訓練しており、岩国飛行場から遠いから、馬毛島をよこせなどと、米軍にわがままを言わせないでほしい。FCLP訓練は近隣に人が住む島のない硫黄島で行うのが妥当である。硫黄島での訓練を恒久化させればよいだけである。我が国の安全のためだと言え、種子島の国民の安全安心な生活は守られなくなってもよいということにはならない。馬毛島を米軍に与えることは断念し、種子島の国民たちの安全・安心をこそ、防衛省は守ってほしい。</p>	<p>硫黄島は、岩国飛行場から遠く、安全性に大きな懸念がある等、今後継続して米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）施設として使用することは困難です。このため、硫黄島に替わるFCLP実施施設が必要です。</p> <p>馬毛島に自衛隊施設が整備されることで、南西地域の防衛態勢が強化されることとなり、この地域を含め我が国全体の安全の確保につながるものと考えています。</p>
456	<p>日米地域協定は、アメリカが日本を占領下に置く屈辱的な内容である。あまりにも日本国民を踏み台にして米国優先の国の姿勢に憤りを感じざるを得ない。馬毛島に基地を建設することは、日本の国土をアメリカにただで差し出す行為である。米国軍のためわが国の土地を提供することに強く反対する。日本の真の独立を実現するために、基地建設を断固中止すべき。熊本防衛支局はその立場からの行動を切望する。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>我が国を取り巻く安全保障環境が急速に厳しさを増す中で、自衛隊の活動・訓練拠点となるとともに、日米同盟の抑止力・対処力の維持・強化にも資する施設を、南西地域に早期に整備することが必要です。</p> <p>このため、馬毛島における自衛隊施設の整備を着実に進めていく考えです。</p>

457	<p>そもそも違法な開発をしたものを、当初の評価額の3.5倍もの国民の血税を投入して買い取り、米軍に提供する基地を建設するなど言語道断と断ぜざるを得ない。従って環境影響評価自体も許されない。</p>	<p>土地取得は、財政法等の規定に従い、適切に行っています。</p>
458	<p>新聞報道によれば、防衛相は大分県知事と会談し在沖縄米海兵隊による日出生台演習場での実弾射撃訓練をめぐり、午後8時以降の砲撃自粛や訓練日数の明確化を求めた大分県の要望を米側が受け入れなかったと伝えている。九州防衛局は、地元自治体と砲撃の終了時間を午後8時までとする確認書を交わしながら、米軍は5日間にわたり時間外に砲撃訓練を実施した上、訓練日数も超えていたと言う。日米合同委員会で米側が日本の申し出を拒否したことは、馬毛島でも予測や約束は守れないことは明らかである。</p>	<p>例えば、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の飛行経路は米軍と調整したものであり、基本的にこのルートを飛行します。FCLPは、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練ですので、あえてお示した以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。</p> <p>その上で、米軍に対しては、引き続き安全確保を求めるとともに、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めてまいります。</p>
459	<p>地位協定では米軍は環境を破壊しても原状回復義務を負うことがない。米軍が環境破壊をすることがないように、基地による環境影響をしっかりと調べ、住民の暮らしを守ってほしい。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
460	<p>一番の疑問は、自衛隊基地が米軍との共同使用となる点である。沖縄の基地被害などを聞いた際に、日本に米軍基地は要らないと痛感する。日米安保条約のもとで世界的にも不平等と言われる日米地位協定の改定が全国知事会から要望されても日本政府が米国政府に何ら改定を申し入れを行わない。首都圏でも横田基地が日本の航空行政を大きく妨げ、民間航空機の航路を妨げている実態には、これが独立した国の空なのか、何故という疑問が湧くばかりである。</p>	<p>日米同盟は日本外交・安全保障の基軸であり、インド太平洋地域の平和と繁栄の礎でもあります。地域の安全保障環境が厳しさを増す中、抑止力・対処力の強化を含め、日米同盟を一層強化するため、幅広い分野において日米間で緊密に連携し、取組を推進しております。</p> <p>その上で、日米地位協定について様々な御意見があることは承知していますが、日米地位協定は、大きな法的枠組みであり、政府としては、事案に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきています。</p>
461	<p>沖縄や岩国などのように住民をどれほど犠牲にしても日米同盟を優先しようとするのか。国民、住民の生命、生活、人間らしく生きられる状態を保障するように基本的な方針を改めるべき。日米安全保障条約に基づく地位協定を日米対等の協定に改めなければ、住民の理解は得られない。馬毛島基地（仮称）建設計画は、スタート時点から地元には何の相談もなく、地元置き去りに日米のトップだけで決められて来た経緯がある。土地買収も地権者の森林法違反の不法行為を免罪し、地権者に債務返済の便益を与え、しかも買収価格も常識では考えられない異常な高額で、予算も国会の審議も経ずに流用で済ますなど、買収した経緯も問題だらけである。地元市長も基地建設に同意できないと明言しており、国は「地元寄り」と言っているのだから、強引な姿勢を改め、疑問への誠実な回答、十分な情報の公開を行うとともに、この事業計画を直ちにいったん中止すべき。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>防衛省としては、西之表市、中種子町、南種子町と同じ方向を向いて、住民の期待の声に応えるとともに、不安を解消するため、種子島の1市2町、鹿児島県と、より一層緊密に連携し、しっかりと対応していく考えです。</p>
462	<p>日本各地の米軍基地周辺の住民は生命の危機と恐怖にさらされている。アメリカ本土では禁止されている夜間訓練や民家・学校・病院上空での訓練が行われている。日本は主権国家といえるのか。</p>	<p>航空自衛隊馬毛島基地（仮称）に常駐する部隊は自衛隊であって、現在の計画において、米軍は空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施する際、一時的にこの基地を使用するのみであり、FCLP以外の米軍の訓練について、日米共同訓練も含め、現時点で具体的な計画はありません。</p>

463	<p>貴省の存在自体が現行憲法に違反する。我が子島に対する態度は戦前そのもの。方法書提出前の陸上工事、海のボーリング調査も環境破壊を無視した地元首長の同意も得ぬままの強行は断じて看過できない。先ず馬毛島の存在を全く無視している。爆音によって不妊症になる事例を知らながら正に、法にアワセるだけの調査はするな。第二に米軍人は約束事は守らぬから、子島を離れない保証はない。沖縄と同じ様に事件、事故が発生するのは火を見るより明らか。三点目として年に2-4回とされた訓練は、このアセス法と同じ世界に類を見ない島民を愚弄するも甚だしい計画。加えて高度180mを守る確認などどこにもない。さらにこの爆音どころか低周波による衝撃波は窓ガラスをも全壊させる被害。とても耐えられるものではない。これらの我慢を我ら島民に強いる根拠は単なる中国脅威論。なぜ平和外交を優先しないのか、答えは否である。言わずと知れた日米地位協定。米国がこの属国より地位が上だから物が言えないし独立心の欠片もない貴省に未来を語る資格は皆無。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>その上で、米軍に対しては、引き続き安全確保を求めるとともに、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めてまいります。</p> <p>日米地位協定について様々な御意見があることは承知していますが、日米地位協定は、大きな法的枠組みであり、政府としては、事案に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきています</p>
464	<p>日米間のコミュニケーション不足で、島民ないし国民の声が米国に十分伝えられていない、現地の実情も十分知らしめていない、等の懸念がぬぐい切れず、米国が馬毛島の実態と現地住民の訴えを十分理解した上で、馬毛島基地建設を了解しているのか、米国に本当にそこまで要求しているのかとの疑問もある。米中間の軍事的緊張を解消するために、日米の外交努力がどこまでなされ、それに日本がどれほど貢献するつもりかその覚悟も疑問である。馬毛島基地問題を解決するための米軍への交渉・説得の可能性は十分あるはずだというのが現地島民有識者の代表的意見である。</p>	<p>政府としては、馬毛島において自衛隊施設を整備することとしており、この事業は、平成23（2011）年の日米「2+2」において初めて公表され、約10年にわたり取り組んできているものです。なお、日米の外交・防衛当局間では、日常的に、様々なレベルで、安全保障環境、安全保障戦略、防衛構想等について議論し、認識をすり合わせてきています。</p>
465	<p>私はかつて、日米安保条約反対闘争に参加し、終生その意志を貫いている。都合の良い時だけ安保に加担するなど甘い考えは捨てるべき。</p> <p>太平洋戦争経験者として、二度と戦争加担に反対する。辺野古基地であれ、馬毛島基地建設であれ、すべての基地建設に反対する。そして安保条約も早急に破棄すべき。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>
466	<p>私たちは先祖代々からこの島で生き、これからもこの島で暮らしていかなければならない。国は国民を守ることが義務のはず。しかし、馬毛島への訓練基地建設は米国の要求に100%答え、私たちの税金を米国のために湯水の様に使う事業である。国民はコロナで苦しみ、それでも納税している。その税金が米軍機を買うために使われ、米軍の思いやり予算に使われる。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>
467	<p>日本の安全保障政策の米軍依存従属は、早期に解消して今後の世界平和の維持に貢献すべき真の独立国としての日本の立ち位置を確認しながら、これからの日本の安全保障問題と馬毛島基地問題に対処すべきであると考えている。防衛省と国の日本の将来を見据えた見識ある賢い判断と決断を期待する。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>

468	<p>防衛省は訓練施設、飛行場、港湾施設が一体となった自衛隊基地は今まで例がなく、「この施設を一つ整備することは、複数の防衛施設を整備することに匹敵する」としている。「有事（戦時）」の際には兵站拠点となる大基地であり、平和と安全が脅かされ、有事の際の住民への被害は計り知れない。南西諸島における自衛隊基地増強・軍事強化は、米中軍事対決に日本を巻き込むとともに、日本とアジアの軍事的緊張を高め、戦争に巻き込む危険を高めるものである。そのために環境を破壊することは容認できない。日本国憲法9条に基づく外交的努力で北東アジアの平和友好協力体制を実現すべきである。戦争になれば基地は攻撃の標的となり、安全保障上の脅威となる。</p> <p>戦争の準備となる基地建設や訓練施設建設を前提とした環境影響評価の実施に反対である。</p>	<p>我が国の平和を守るためには、外交努力は重要です。また、防衛努力も必要であり、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、しっかりした防衛力を構築することが、外交を後押しすることにもつながると考えます。</p>
469	<p>島嶼防衛のためと言うが仮に敵が攻めてくるならば地上戦となり、犠牲となるのは島民である。</p>	<p>馬毛島に自衛隊施設が整備されることで、南西地域の防衛態勢が強化されることとなり、この地域を含め我が国全体の安全の確保につながるものと考えています。</p>
470	<p>現在及び将来の米軍及び自衛隊の訓練と運用を調査、予測、評価するにあたっては、2021年3月16日、日米安全保障協議委員会での「共同発表」の評価が不可欠である。「共同発表」の「将来的な課題へ対応するための、実践的な2国間及び多国間の演習及び訓練が必要であると改めて表明した」とあるのは、台湾有事に関わるインド太平洋全域にわたる武力紛争にも対応できるような、実践的（実戦的）な演習・訓練である。</p> <p>河野克俊・前統合閣僚長がいうとおり、台湾有事で米軍が出動すれば、日本は「重要影響事態」として、後方支援にあたる。そこで米軍が中国と交戦すれば自衛隊は「米軍武器等防護」で武器を使用する。それが拡大すれば、「存立危機事態」として、集団的自衛権を行使し、戦争状態におかれる。</p> <p>いま、馬毛島に米軍・自衛隊の基地を建設することは、かような危機極まる事態に、自らのめり込んでいくことに他ならない。戦争及び戦争のための演習・訓練は、環境破壊の最たるものである。絶対に認めることはできない。選挙で示された民意に従い、環境影響評価手続きは中止すべきである。</p>	<p>馬毛島に自衛隊施設が整備されることで、南西地域の防衛態勢が強化されることとなり、この地域を含め我が国全体の安全の確保につながるものと考えています。</p>
471	<p>自衛隊は組織力が優れており、国土を防衛する任務としては、軍事だけではなく、国土保全や災害の防止と救助、資源や食糧の確保などあらゆる分野にまたがって存在する。軍事が優先し過ぎていないか。国土保全や感染症拡大防止のためには、環境を破壊することは相反する。このことを十分に考慮に入れて検討頂きたい。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
472	<p>国家間の対立や国際的紛争を強大な武力によって解決しようとすることは、多大な犠牲を引き起こしてきた過去の痛ましい事実を照らすと最善の方法とは考えられない。基地による抑止力効果があるとする意見も承知しているが、双方の軍拡競争をさらに引き起こすと考えるのが自然だと考える。その意味で南西諸島に軍事基地を整備することは、かえって近隣諸国との緊張関係を増幅する可能性が高くなるかもしれない。その延長線上に仮に軍事的衝突が起これば馬毛島のみならず、おそらく鹿児島県全域が取り返しのつかない被害を被ることになりかねない。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>馬毛島に自衛隊施設が整備されることで、南西地域の防衛態勢が強化されることとなり、この地域を含め我が国全体の安全の確保につながるものと考えています。</p>

473	<p>国は南西諸島に自衛隊基地を造り日米共同使用を進めようとしているが、米中戦争が勃発すれば、南西諸島は戦場になる。第二次世界大戦で沖縄が戦場となり県民が犠牲になり、今なお遺骨さえ収集されていないこと、戦没者の数も不明なこと、軍隊は住民を守らなかったことを知っている。また、本土最南端で多くの特攻基地等を有する鹿児島県もまた爆撃や、米軍のオリンピック作戦が実行されれば原爆投下の対象地であったことを知っている。また、女性たちが戦時下で性暴力の犠牲になったこと、現在の沖縄でも少女や女性たちへの性暴力をはじめ深刻な人権問題、環境破壊が生じている。よって、自衛隊基地建設自体に反対する。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>馬毛島に自衛隊施設が整備されることで、南西地域の防衛態勢が強化されることとなり、この地域を含め我が国全体の安全の確保につながるものと考えています。</p>
474	<p>今般の馬毛島を含む琉球弧の軍事基地化は、これまでの戦争の原因に共通する、産業界や株主階級があくことのない市場開発、利潤追求の要求に即した施策のような気がする。日米を問わず軍需産業は武器の生産にとどまらず広範な産業に及ぶことから、景気対策として要求されることもあるかもしれない。しかし、軍需は紛争や戦争を前提とする。それも建前は国の防衛、安全保障という大義を立てて。しかしそれは国家の安全保障であって、国民のそれではない。今や国民の安全は安保法制、秘密保護法、共謀罪法をはじめ、司法の行政への従属によって戦後かつてないほどにおびやかされている。いったんことが起これば住民は犠牲になる。かつて沖縄の人々が捨て石とされたように。それも今度は日本国の捨て石ではなく、米国の捨て石として。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>馬毛島に自衛隊施設が整備されることで、南西地域の防衛態勢が強化されることとなり、この地域を含め我が国全体の安全の確保につながるものと考えています。</p>
475	<p>いったん基地を建設して提供すれば、米軍は現在の軍事戦略からみても、FCLPのみならず、日常的に前線基地としていかようにも使用するであろうことは誰にでも分かることである。岩国市民の岩国でのFCLP反対の世論を逆手にとって、軍事基地など全くなかった自然豊かな平和な地域に米軍のための基地を新設し、戦争に巻き込むことなど絶対許されない。</p>	<p>航空自衛隊馬毛島基地（仮称）に常駐する部隊は自衛隊であって、現在の計画において、米軍は米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施する際、一時的にこの基地を使用するのみであり、FCLP以外の米軍の訓練について、日米共同訓練も含め、現時点で具体的な計画はありません。</p>
476	<p>外国の軍隊に基地を提供することは、本国の軍隊さえも認めていない平和を希求する国民として断じて許せないことである。まして、海外で戦争することを否定していないアメリカ軍の使用など論外である。アメリカの戦争政策に加担することになり、戦争に巻き込まれるという最大の環境悪化である。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>
477	<p>馬毛島の米軍FCLP基地化は、日米地位協定のために日本の航空法の禁止地域や最低安全高度の規制を無視し、安保法制5年にして「琉球弧」の軍拡につながるもので、沖縄を見るように一度基地化が進めばとめどなく拡大していくことは明白である。日米地位協定を盾にした馬毛島をはじめとした他の島々の軍事基地化、殺人に加担する馬毛島の自衛隊米軍FCLP基地化を速やかに撤回すべき。</p>	<p>航空自衛隊馬毛島基地（仮称）に常駐する部隊は自衛隊であって、現在の計画において、米軍は米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施する際、一時的にこの基地を使用するのみであり、FCLP以外の米軍の訓練について、日米共同訓練も含め、現時点で具体的な計画はありません。</p>
478	<p>災害現場へ駆けつけ被災者を救出する自衛隊員、領空侵犯を警戒する自衛隊員、領空侵犯発生のたびにスクランブルする自衛隊員、領海侵犯を警戒するために日夜奮闘している自衛隊員を誇りに思い尊敬し、感謝している。しかし、米軍のために戦争ができる訓練をする自衛隊員は、尊敬に値しない。</p>	<p>自衛隊員は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、国民の負託にこたえることを期しています。</p>

479	<p>馬毛島の施設例を見る限り、航空基地としてすべての施設を備えている。訓練基地に不必要な火薬庫まで作られる。訓練基地は単なる訓練基地ではなく想定した機能を持つ基地化となるのではないかと懸念される。</p>	<p>馬毛島において、自衛隊の南西防衛、大規模災害時の活動拠点となる自衛隊施設を整備することとしています。また、この施設は、米空母がアジア太平洋地域で恒常的に活動する上で不可欠な空母艦載機着陸訓練（FCLP）の恒久的な施設としても使用されます</p> <p>なお、火薬庫は、基地の運用や警備に必要な火薬類を貯蔵するため設置する予定です。</p>
480	<p>米軍基地は戦争のための訓練だけでなく、出撃にも利用されている。沖縄や岩国の米軍基地からはベトナム戦争やイラク戦争に出撃し、多くの民間人を伴う犠牲者をだした。日本はベトナムやイラクから一度も攻撃を受けていないにもかかわらず、罪のない人たちが枯葉剤や劣化ウラン弾で犠牲になるのを後方支援していたことになる。米軍基地を容認することは戦争に加担しているのと同じことである。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>
481	<p>使用する機種からも米軍による「馬毛島基地」使用はFCLPに限らない。</p> <p>合同訓練などにより米国以外の軍隊の使用はあるのかも回答を求める。</p> <p>日米共同訓練を実施するには地上部隊、水陸両用作戦部隊、空挺部隊なども行動を共にすると見られる。近隣諸国との武力衝突などの事態に発展した場合は、訓練場としてではなく、攻撃拠点にもなりうると思われるが、これを想定しているのか否かの回答を求める。</p> <p>「FCLP」は「移転」ではなく、新訓練場建設の口実だ。普天間基地の「移設」を理由にした新基地建設、日米軍事一体化の拡大と同じだ。</p> <p>「馬毛島基地」の動機に透明性が乏しく、ゆえに方法書に反対する。</p>	<p>馬毛島において、自衛隊の南西防衛、大規模災害時の活動拠点となる自衛隊施設を整備することとしています。また、この施設は、米空母がアジア太平洋地域で恒常的に活動する上で不可欠な空母艦載機着陸訓練（FCLP）の恒久的な施設としても使用されます。</p>
482	<p>単なる物理的な軍事力、威嚇的「防衛力増強」に走る今回の馬毛島基地や南西諸島の軍事拠点整備は、近隣国家に軍事優先のみを発信するのみであり、21世紀の民主的國家、そのリーダーシップをとりうる立場の日本にふさわしくない。</p> <p>防衛省は、20世紀後半から21世紀にかけて、発展、進化してきた国際的な世界の智恵、知性、方法論やアイデアやヒントといったものを、全く「知らない」まま、半世紀前のやり方で「防衛体制」を整備しようとしている。これでは世界の民主的な考え方を進化させてきた大多数の国々や市民の賛同は得られない。「独りよがりの」防衛体制整備に過ぎないことを自覚すべきである。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>
483	<p>アセスに大反対。アセスの方法等に立ち入るの必要なし。今諸外国が協力一致して為すべきことは地球の環境問題、気候変動への取り組みであることは言うまでもない。戦争こそが最大の環境破壊であり、既に南西諸島では基地建設により自然環境は回復できないまでに破壊されつくしている。現在の政府・官僚・自衛隊に期待できるものは何もない。よってアセスを即刻中止せよ。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
484	<p>過去において日本は中国や朝鮮半島にいる日本人を守る等建前で侵略戦争を行った。平穏に暮らしている人々の社会に軍隊を送り、2千万人ともいえる中国の人々の尊い命を奪ってきた。これは絶対に忘れてはいけない過去であり、二度度繰り返してはいけない蛮行である。</p>	<p>我が国は、第二次世界大戦後、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう決意し、平和國家の建設を目指して努力を重ねてきました。恒久の平和は、日本國民の念願であります。</p>

485	<p>米空母は極めて深刻な環境破壊および人権侵害を招く原子力空母であり、過去ベトナム侵略戦争、イラク戦争で無数の戦争を繰り返して、アジア太平洋の安定を破壊する要因となっている。また2017年のいわゆる北朝鮮危機に際しては、米空母3打撃群が朝鮮半島沖に集結し、戦争の危険が極めて高まった。そもそも空母は敵基地攻撃のためにあり、防衛に使用するものではない。その訓練施設のために環境を破壊することは容認できない。</p>	<p>我が国に展開している空母打撃群（ロナルド・レーガン）のプレゼンスをこの地域に維持することは、我が国のみならずインド太平洋地域の平和と安定にとって極めて重要です。ロナルド・レーガンは横須賀を母港とし、空母艦載機は岩国を拠点としていることから、この空母打撃群がこの地域において恒常的に活動を行うためには、我が国で米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施する必要があります。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>
486	<p>自衛隊の訓練は憲法違反の「敵基地攻撃」「海空陸一体の敵地上陸作戦」を想定したものであり、軍事力をもって抑止することは、日本が過去の侵略戦争の反省を踏まえて「二度と海外で戦争をしない、軍事力は持たない」と誓った日本国憲法9条に反する。これらの訓練によって、かけがえのない自然環境と住民生活を破壊することは許されない。</p>	<p>我が国は、第二次世界大戦後、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう決意し、平和国家の建設を目指して努力を重ねてきました。恒久の平和は、日本国民の念願であります。</p> <p>この平和主義の理想を掲げる日本国憲法は、第9条に戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認に関する規定を置いています。もとより、我が国が独立国である以上、この規定は、主権国家としての固有の自衛権を否定するものではありません。政府は、このように我が国の自衛権が否定されない以上、その行使を裏づける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められると解しています。このような考えに立ち、我が国は、憲法のもと、専守防衛を我が国の防衛の基本的な方針として実力組織としての自衛隊を保持し、その整備を推進し、運用を図ってきています。</p>
487	<p>「馬毛島基地」建設は米国主導の対中戦略に呼応するだけでなく、明白な憲法違反であることから、本環境影響評価の手続きも違憲であると考えます。自衛隊の違憲性という点でも、在日米軍の違憲性という点でも二重の憲法違反と考える。</p> <p>厚木基地、次に硫黄島、さらに馬毛島へFCLP訓練施設を増設しようとしているが、中国により接近して建設される「馬毛島基地」のFCLP訓練施設は、隣国にとって「武力による威嚇」に他ならない。「武力による威嚇」として見せつけることも建設の目的ではないのか。この点も明確にすべきである。</p> <p>ゆえに方法書に反対する。</p>	<p>自衛隊及び在日米軍については、憲法に違反するものとは考えておりません。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>



488	<p>環境保全は言うまでもない。千歩譲って環境を問うまでもなく戦争放棄をうたった憲法九条から考えて戦いのための基地は作れないはず。理屈はいらない。憲法九条こそ最強の安全保障であり武器も兵隊(自衛隊)、アメリカ兵すべてに必要ない。</p>	<p>我が国は、第二次世界大戦後、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう決意し、平和国家の建設を目指して努力を重ねてきました。恒久の平和は、日本国民の念願であります。</p> <p>この平和主義の理想を掲げる日本国憲法は、第9条に戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認に関する規定を置いています。もとより、我が国が独立国である以上、この規定は、主権国家としての固有の自衛権を否定するものではありません。政府は、このように我が国の自衛権が否定されない以上、その行使を裏づける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められると解しています。このような考えに立ち、我が国は、憲法のもと、専守防衛を我が国の防衛の基本的な方針として実力組織としての自衛隊を保持し、その整備を推進し、運用を図ってきています。</p>
489	<p>日本が南西諸島での軍事基地化を進めることが、中国や北朝鮮との対立を深めてきていることは明らかであり、平和に逆行する。しかし、今の日本経済を考えると、中国との貿易や日本企業の進出は日本経済に大きな利益をもたらしている。今こそ対立をおおるのではなく、隣国の隣人としてともに力を合わせ、様々な分野における協調を図ることが大事ではないか。中国と経済的に協力しなければ日本経済は一層衰退する。軍事費は一層増えて、国民の税負担の拡大になり、経済的にはマイナスばかりである。</p>	<p>防衛力は、これまで直面したことのない安全保障環境の現実のもとで、我が国が独立国家として存立を全うするための最も重要な力であり、主体的・自主的に強化していかなければなりません。</p>
490	<p>日本国憲法をの精神を生かした国際関係を追求すべきであるとする。そのことにより日本は世界からの国際的評価を高め、国家間の緊張関係を和らげることができると考えている。子々孫々のためにも平和国家の歩みを支持する。</p>	<p>我が国の平和を守るためには、外交努力は重要です。また、防衛努力も必要であり、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、しっかりした防衛力を構築することが、外交を後押しすることにもつながると考えます。</p>
491	<p>軍事力は最大の人権侵害であると同時に、最大の自然破壊である。世界で日本と同じく平和憲法をもつもう一つの国コスタリカのように、軍事力を一掃し、近隣諸国との友好・信頼関係を築いていくことが唯一、最大の国防であり、人権と生物多様性の貴重性や優位性を活かした平和的外交政策や防衛戦略を考えるのが平和と幸福への正しい道筋である。自然と文化が未来へ引き継がれるよう、力の競い合いではなく、対話と協調で国際社会を平和に導ける日本でありたい。</p>	<p>我が国の平和を守るためには、外交努力は重要です。また、防衛努力も必要であり、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、しっかりした防衛力を構築することが、外交を後押しすることにもつながると考えます。</p>
492	<p>軍に対する「シビリアンコントロール」という言がある。これは平和国家維持の要であり、如何に環境が変わろうとも真実不変であると思慮する。専守防衛+集団的自衛権を基軸に戦争回避を高レベルの外交努力により達成すること、そのために国として何をやるべきかを衆知結集しよく考えなければならない。国民のあきらめを前提とした政策遂行は主権在民の民主主義国家への冒険である。</p>	<p>我が国の平和を守るためには、外交努力は重要です。また、防衛努力も必要であり、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、しっかりした防衛力を構築することが、外交を後押しすることにもつながると考えます。</p>

493	<p>防衛省は二言目には「我が国を取り巻く厳しさを増す安全保障環境にかんがみ」とおっしゃるが、いったい誰が厳しくしているのか。尖閣の領有権を主張すればこうなることはわかっていたはず。領有権に関してたとえ我が国に理があったにしても、相手には相手の言い分があるのだから、話をこじらせずに協定を結びさえすれば緊張は雲散霧消するはず。例えば南極方式のようにどの国も尖閣に対しては永久に領有権を主張しないと、かつての日中漁業協定のようにひとまず領有権は棚上げにして資源の共同開発や環境保全のための協定を結ぶこともできるはず。今のよう軍事力を前面に立てて緊張を高めるよりもよほど有効な安全保障の手段となりはしないか。尖閣が極東の火薬庫となるか、平和の象徴となるかは我が国の外交手腕にかかっている。</p>	<p>我が国の平和を守るためには、外交努力は重要です。また、防衛努力も必要であり、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、しっかりした防衛力を構築することが、外交を後押しすることにもつながると考えます。</p>
494	<p>日本の安全保障環境は米国と中国という二つの大国の間にあって今後かじ取りの困難が予想される。しかし、今のよう米国べったりでいいものかどうか？ 国家としての自由、平等自主性が保たれているとはいいいがたい。平和を希求する国際社会の一員として自主独立の道を切り開く日本であってほしい。</p> <p>中国、北朝鮮の脅威をあおり仮想現実、集団幻想の果てに宝の島の馬毛島を破壊しつくすことはどうあっても許されない理不尽な所業と言わざるを得ない。計画の撤回を強く求める。</p>	<p>我が国を取り巻く厳しい安全保障環境が厳しさを増す中で、自衛隊の活動・訓練拠点となるとともに、日米同盟の抑止力・対処力の維持・強化にも資する施設を、南西地域に早期に整備することが必要です。このため、政府として、馬毛島における施設整備を着実に進めていく考えです。</p>
495	<p>平和に何事もない日々を送り続けたい。新たな緊張を作り出す軍事基地はいらない。憲法9条を活かしたくらし。経済・外交を今こそ力を合わせて。馬毛島は平坦な土地。弱者、高齢者、人々がつどえる花の島にするよう願う。やさしい人々がつどえば栄える。</p>	<p>我が国の平和を守るためには、外交努力は重要です。また、防衛努力も必要であり、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、しっかりした防衛力を構築することが、外交を後押しすることにもつながると考えます。</p>
496	<p>南西諸島に暮らす者の一人として、自衛隊基地及び米軍基地による南西諸島の軍事要塞化は反対である。いわゆる「安全保障のジレンマ」により対峙する双方の軍備がエスカレートして一触即発の危機が高まり、戦闘が開始されるならば、南西諸島では地獄絵図が繰り広げられることは必至だからである。東アジアの平和は、意法9条の精神に基づき武力によらない「東アジア不戦共同体」を作るべきだと考える。外交努力が全くみえない。</p>	<p>我が国の平和を守るためには、外交努力は重要です。また、防衛努力も必要であり、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、しっかりした防衛力を構築することが、外交を後押しすることにもつながると考えます。</p>
497	<p>外からの脅威に対する抑止力・対処力という理由に具体性が見られない。基地を設置すればするほど外に逆脅威をあおがせ、敵視力を抱かせるのではないか。ソフト外交なども合わせたオルタナティブを真剣に検討しているのか。軍基地造成よりも、沿岸や近海での警備には海上保安庁や警察力の強化の方が望ましいと考える。</p>	<p>我が国の平和を守るためには、外交努力は重要です。また、防衛努力も必要であり、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、しっかりした防衛力を構築することが、外交を後押しすることにもつながると考えます。</p>
498	<p>地元の反対の声が多い中で、馬毛島基地建設を進めて行くと、必ず将来に禍根を残すことになるので、今の段階で止めることを決断する勇気を国・防衛省は持つべきである。今や世界は平和の方向に進もうとしている。核兵器禁止条約に調印する国が55カ国になり、いよいよ核兵器は人道上許されないものとなる。平和の方向に進めば、当然軍事基地建設は必要ない。税金は軍事ではなく、人の生命を守るため、人の生命を誕生させるためにこそ使おうとの流れが世界中の人々の中に今後怒涛の様押し寄せるだろう。馬毛島の歴史・文化を世界の遺産として世界に上げよう。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>

499	<p>「最大の防衛は平和外交」が世界の共通認識になりつつある。対外外交は武力の誇示ではなく協調と協力体制、平和的な解決方法を基調とすべき。二度の世界大戦の惨禍から得られた教訓ではないのか。種子島を守り、馬毛島を守り、日本を守り、世界を平和にすることを防衛省は考えて頂きたい。アセスメント中止及び馬毛島基地化に反対する。</p>	<p>我が国の平和を守るためには、外交努力は重要です。また、防衛努力も必要であり、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、しっかりした防衛力を構築することが、外交を後押しすることにもつながると考えます。</p>
500	<p>中国に備えてか、日本は日本の南の島にたくさん自衛隊基地を作っているが、することは基地を作って備えることではなく、「平和をみんなでつくっていきましょう」と中国、ロシア、アメリカ、北朝鮮に日本が言えればいい。なんで簡単なことを直接お願いしないのか。日本は戦争を経験したのだから、率先して平和を訴えていけばいい。そのためには、こちらが武器をおろすべき。とにかく日本は戦争しないし、武器はもたないから絶対攻めたり、ミサイル撃ってきたりしないでくれと国際社会に訴えるのである。手を出す方が悪いと感じさせてほしい。</p> <p>なにかあったらと言うが、何かあったときに狙われるのは基地があるところだろう。これを決めてるみなさんは住んでないところで、責任も取らず、暮らしていくのか。</p>	<p>我が国の平和を守るためには、外交努力は重要です。また、防衛努力も必要であり、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、しっかりした防衛力を構築することが、外交を後押しすることにもつながると考えます。</p>
501	<p>日本を守る方法は他にあるはず。どうか作ってしまう前に、よく考えてとめて頂きたい。戦争につながるものはもう作らないで頂きたい。もう基地を作ったり、アメリカに頼るのは古い考えである。まずは韓国、中国にアジアが手を組み仲良くそれぞれ生きていく方法を考えようと思ったべき。菅さん、加藤さんに直訴して頂きたい。</p>	<p>我が国の平和を守るためには、外交努力は重要です。また、防衛努力も必要であり、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、しっかりした防衛力を構築することが、外交を後押しすることにもつながると考えます。</p>
502	<p>地球の温暖化が進み大変な課題を抱えてしまった私たちは、隣国や遠い世界の国々と友好関係を強くし自然環境を守り育てていかなくてはならない。武力で対立関係を強めたりわずかな資源を奪い合ったりするべきではない。気候の素晴らしい水が綺麗で動植物が豊かに育ち暮らす馬毛島に自衛隊の基地を作るのは絶対にやめてほしい。</p>	<p>本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
503	<p>自然が美しく平和な種子島、屋久島というイメージも大きく傷つけられ、世界自然遺産の島、観光地屋久島のすぐ近くに騒音と事故の危険を伴う基地をつくるべきではない。これ以上日本に軍事基地はいらない。戦うための自衛隊になってほしくない。日本は平和憲法を持つ、戦争しないと決めている国なのだから。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>その上で、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示しました。</p>
504	<p>自衛隊員も国民の一人である。このままではいずれ自衛隊員の戦死者も出よう。自衛隊は救助を専門として世界の被災地に真っ先に駆け付ける平和の部隊となることを希求する。それが日本国の最強の安全保障となるのではないのか。隊員は人殺しの訓練の代わりに人を助ける訓練をする。世界平和のために。どれほどやりがいのある仕事となるか、はかり知れない。</p>	<p>自衛隊の使命は、国民の生命と平和な暮らしを守り抜くことであり、自衛隊はこの使命を果たすため、必要な戦術・技量を維持・向上させるための訓練を行っています。</p>
505	<p>西之表市の住吉区に移住を計画している。しかし、基地建設が進めば、のどかな種子島に住めない。移住者の方々からも基地のない種子島だから移住したと聞いている。基地ができれば、住民の安心・安全が脅かされることが予想され、移住先を変更しなければならぬと言っている。西之表市の人口減少に歯止めをかけるための移住政策も、基地ができることで逆効果になることが考えられる。島を離れた若者も戻ってこなくなる。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>

506	<p>基地化されれば、原発事故のために福島から移住してきた人たちが再び安住の地が奪われる。環境アセスを即刻やめてほしい。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>
507	<p>関東から屋久島に移住してきた。屋久島の静かな空と森が好きで、これからもずっとこの島で暮らしていきたい。ここ最近の、馬毛島基地建設による屋久島への影響が心配である。</p>	<p>屋久島には騒音等の影響は及ばないものと予測しています。</p>
508	<p>コロナ禍の日本と世界が置かれている状況は一日も早い感染症の克服、気候変動を抑える取り組み、再生可能なエネルギー政策の確立など待たなしの課題があり、差し迫った課題への影響を与えないような軍事基地の建設はあり得ない。環境影響評価（アセス）はこういう結論に向かって行くべきではないか。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、環境に最大限配慮し、関係法令に従い、環境の保全が図られるように、措置を講ずる考えです。</p>
509	<p>現在、日本国中がコロナ渦にある中、国の財政もかなり厳しいものがある。環境アセスメントまでは行う必要があるかも知れないが、なぜ、今、新しい基地を建設しなければならないのか。コロナが落ち着いて、経済が安定してからでも遅くはないと思われる。現存の施設で出来る限りの訓練に努め、外交をもって平和を守るという訳にはいかないものか。</p>	<p>我が国の平和を守るためには、外交努力は重要です。また、防衛努力も必要であり、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、しっかりした防衛力を構築することが、外交を後押しすることにもつながると考えます。</p>
510	<p>コロナ禍にある今、基地建設を国税で賄うという暴挙を即刻中止して、大切な財源をコロナ対策、医療、社会保障、子どもの貧困をなくす対策、福祉など、市民の命・暮らしを守るために使って頂きたい。自然災害、地震、地球温暖化と、お金はこれから本当に必要である。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>
511	<p>生物多様性を乱し、大気汚染、森林破壊、人間と自然の関係を逸脱していたことが気候危機やコロナウイルス感染拡大を招き、大きな被害をもたらしている。基地自体も建造・運用すれば環境に負荷を掛ける。他国とも協力して命を脅かす危機を乗り越えなければ未来はない。このような時代に基地建設も環境破壊のための調査も必要ない。生存に必要な事業に予算と人員と時間を充てるべきである。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>
512	<p>たしかに種子島に大きな産業もなく、交付金は魅力的だが、交付金で嫌なものを押し付けるやり方はいいかげんやめないか。交付金があった場所は結局その後維持費などで苦しんでいる調査もあった。お金ありがたいのはその時だけで、かえって島の自立を妨げる。</p>	<p>防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねてきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。</p>
513	<p>国は離島とそこに生活する住民を軽視している。地方創生を掲げながら、一方では基地再編交付金などをちらつかせ、地元の創業、労働意欲を削ぐような言動を行っている。住民の疑問にも答えず、どうして住民の理解を得られると思っているのか。そして、判断の材料である騒音の実体験（戦闘機の試験飛行）や具体的な交付金額は、基地建設が大方完成まで示すことをしないのではないか。</p>	<p>防衛省としては、地元の御理解・御協力を得ることは重要だと認識しており、馬毛島の施設整備に係る検討状況等についての御説明を積み重ねるとともに、航空自衛隊戦闘機によるデモフライト等を行ってきました。今後とも、地元の皆様の声を受け止めながら、丁寧な説明に努めてまいります。</p>

514	二つの市と町があり、財政上の差別が行われた。アメとムチの分断策は認めがたい。	馬毛島における自衛隊施設の整備に当たっては、関係法令等を遵守して適切に検討を進めています。
515	防衛省は安全保障の概念をもっと自然の中で生活を営む住民の安心・安全まで広げて頂きたい。	馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。 馬毛島に自衛隊施設が整備されることで、南西地域の防衛態勢が強化されることとなり、この地域を含め我が国全体の安全の確保につながるものと考えています。
516	日本の国内に基地、特に米軍基地を建設することに反対する。軍隊が国民を保護する責任とは、単に国民の生命を奪わない、あるいは危険にさらさないということに尽きるものではない。恵まれた自然環境の中で、静穏で心豊かな生活を享受することを守る事こそ、自衛隊の最も重要な責務であるはずであり、自然災害時の自衛隊の活動が広く国民に支持されているのはそのためである。米軍と一体化した軍事組織ではなく、国民の生活を守る自衛隊であってほしい。	馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。 馬毛島に自衛隊施設が整備されることで、南西地域の防衛態勢が強化されることとなり、この地域を含め我が国全体の安全の確保につながるものと考えています。
517	岩国基地から馬毛島までの距離は、岩国基地から硫黄島までの距離に比べて200キロ短縮されるだけである。そのために、強引に基地を建設する意味はない。基地建設自体が環境破壊の何物でもない。そのための環境影響評価など茶番である。	硫黄島は、岩国飛行場から約1,400キロと遠く、安全性に大きな懸念がある等、今後継続して米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）施設として使用することは困難です。また、硫黄島はその火山活動の活発化により、硫黄島基地内の施設に影響を与えており、今後の維持・補修が課題になっています。このため、硫黄島に替わるFCLP実施施設を整備する必要があります。 馬毛島は、岩国飛行場から約400キロと比較的近く、移動間の安全確保につながります。防衛省としては、米側に対し、安全面に最大限の配慮を求めるとともに、地元の皆様と与える影響が最小限にとどまるよう、日米間で連携して対応してまいります。
518	今回の方法書を閲すると、基地建設の必要性が絶対的なものとされている。FCLP資格を有するパイロットの免許更新の便宜が強調されている。この程度の必要性（公共性）のもとに、FCLP訓練基地を硫黄島から馬毛島に移動し、馬毛島とその海域の豊かな自然環境を破壊し、航空機の騒音や振動によって周辺住民の仕事や日常生活に恒常的な負担をかけるのは、危急時対応に名を借りた本末転倒の話ではないのか。	米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の施設の確保は、日米同盟の抑止力・対処力を強化する上で不可欠な取組です。 米太平洋艦隊のプレゼンスは、インド太平洋地域における海洋の安全や地域の平和と安定に重要な役割を果たしており、米空母はその能力の中核となるものです。 このプレゼンスを恒常的に維持するには、拠点がある我が国において、空母艦載機の着陸訓練を安全に行うことができる施設を確保することが不可欠です。 硫黄島は、岩国飛行場から約1,400キロと遠く、安全性に大きな懸念がある等、今後継続してFCLP施設として使用することは困難です。このため、硫黄島に替わるFCLP実施施設を整備する必要があります。

519	<p>この事業が安全保障上の重要かつ喫緊の課題であるというのであれば、早急に、毅然と尖閣諸島の適切な島に防衛施設を構築する事の方がよほど喫緊の課題ではないかと考える。そこにFCLP訓練施設を建設し、実戦配備を併設することの方が経済性からも戦略的な観点からも妥当なのではないか。また、現在運用されている鹿児島空港・鹿屋航空自衛隊基地や宮崎県新田原空自基地等をFCLPに利用すればよいのではないか。その方が、関連予算を抑制できるのではないか。</p>	<p>恒久的な米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）施設については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空母艦載機の拠点である岩国飛行場からの距離</li> <li>・滑走路等の建設に必要な広さ</li> <li>・周辺環境に与える影響等の要素を考慮して検討しました。</li> </ul> <p>その検討の過程では、馬毛島以外の場所についても検討しましたが、結果として、馬毛島以外に恒久的なFCLP施設にふさわしい場所はありません。</p>
520	<p>馬毛島、その他島嶼への基地化を即刻中止せよ。基地が必要ならば沖縄の新基地訓練も即刻中止せよ。基地は全て、前首相の地元である山口県に作るのがよい。自民党の議員は全員基地を造ることに賛成のようであるから、山口県に造るのが合理的と考える。我々の税金から基地を造るわけであり、前首相を選出している県民は全員賛成するものとする。山口県に基地を進める計画とすればスムーズに進むであろう。</p>	<p>恒久的な米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）施設については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空母艦載機の拠点である岩国飛行場からの距離</li> <li>・滑走路等の建設に必要な広さ</li> <li>・周辺環境に与える影響等の要素を考慮して検討しました。</li> </ul> <p>その検討の過程では、馬毛島以外の場所についても検討しましたが、結果として、馬毛島以外に恒久的なFCLP施設にふさわしい場所はありません。</p>
521	<p>旧型のものや安全性に問題がある軍用機を使う訓練は、自衛隊員や米兵、近隣住民の命を危険にさらす。人の命を守ることが環境保全につながると考える。以上の理由により環境アセスの中止を求める立場から、この方法書に反対する。</p>	<p>訓練等を行う際は事故がないよう努めてまいります。また、米軍に対しても、引き続き安全確保を求めるとともに、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めてまいります。</p>
522	<p>喜界島から鹿児島島の航空路をよく利用する。その際、屋久島上空を飛行するが、馬毛島の離発着訓練機との事故が起きないか心配である。</p>	<p>旅客機の運航については、可能な限り制限や影響を与えないよう配慮する考えです。</p>
523	<p>米軍機が岩国から四国を経由し、九州を縦横無尽に飛び回るようになれば、伊方・川内・玄海原発、またはその送電線に墜落して原発の過酷事故につながる可能性も懸念される。1988年6月25日には岩国基地から離陸した米軍のヘリが伊方原発から僅か800mの地点に墜落した。</p>	<p>旅客機の運航については、可能な限り制限や影響を与えないよう配慮する考えです。</p> <p>また、我が国における米軍機の運用に際しては、米軍機は全く自由に飛行を行ってよいわけではなく、訓練に当たり、公共の安全に妥当な考慮を払い、安全性が最大限確保されるべきことは言うまでもありません。防衛省としては、米側に対し、安全面に最大限の配慮を求めるとともに、地元の皆様にも与える影響が最小限にとどまるよう、日米間で連携して対応してまいります。</p>

524	<p>米軍・自衛隊のFCLPなどの訓練により種子島の住民への騒音被害が増加し、滑走路建設や戦闘機の飛行により、馬毛島の生き物の生育環境を破壊する。</p> <p>FCLP訓練を岩国や築城や硫黄島でやればオーライではない。訓練をしないことを求める。岩国基地を含め、国内、韓国、アジアのすべての米軍基地の閉鎖撤去を求める。またすべての自衛隊基地の閉鎖・撤去を求める。辺野古新基地建設強行に反対する。以上の点から、馬毛島基地建設に反対する。建設計画白紙撤回を求める。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>その上で、本事業の実施が環境に及ぼす影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。</p>
525	<p>自衛隊なる集団は自分たちに都合の良いことしかやらない。日本軍がそうであった。二二六事件もそうである。自衛隊は国民の利益になることは何もやらない。しかるに、馬毛島基地建設は即刻中止すべきである。税金の無駄遣いは許されない。自殺者を多数出している自衛隊員のことも社会問題になっている。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p>
526	<p>馬毛島の基地化反対の理由を述べる。</p> <p>「中国の脅威」とは意図的に作られたものではないだろうか。</p> <p>①「領海侵犯」のウソ（1997年の日中漁業協定において尖閣諸島を含む北緯27度以南は、日中双方が自国漁船を取り締まる水域となっている。）</p> <p>②中国の「軍拡」について（「日米同盟」を中心とした中国包囲網、「アジアのNATO」と呼ばれる軍事包囲網・共同軍事訓練が中国の軍拡を促していると思う。）</p> <p>③中国「海警船」の武装（日本の海上保安庁巡視船の武器装備の高度化が相手への威嚇となっている。日本のアジア侵略の歴史を省みて、脅威は誰が与えているのかを考えるべきだろう。）</p> <p>したがって、基地も海上ボーリング調査も環境アセスもいらないと思う。必要なのは外交による軍縮だ。</p>	<p>我が国の平和を守るためには、外交努力は重要です。また、防衛努力も必要であり、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、しっかりした防衛力を構築することが、外交を後押しすることにもつながると考えます。</p>
527	<p>何十年前前から「北朝鮮や中国が日本に攻めてくる」という架空の話が流布され、あたかもそれが事実かのように言われていることにはなはだ怒りを感じざるを得ない。</p>	<p>北朝鮮の核・ミサイル開発、中国による軍事力の広範かつ急速な強化や周辺海空域等における活動の拡大・活発化等、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさと不確実性を増しており、我が国としてしっかりと領土・領海・領空を守っていかなければならない情勢にあります。</p>
528	<p>米軍艦載機離発着訓練、自衛隊機による訓練は、馬毛島周辺のみならず、山口県岩国基地を含む訓練の拡大となり、低空飛行により米軍基地周辺に居住する住民や家畜・動物に対する命の危険や爆音等の被害の増大が予想される。九州各県の同意も必要になると考えられるが、その重大な影響の検討がなされていない。また、米軍機・欠陥機オスプレイ等の事故、墜落、部品落下等の危険性も一層高まるため、馬毛島の基地建設工事は進めるべきではない。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設を整備することで、他の基地等の訓練が増加するものではありません。</p> <p>我が国における米軍機の運用に際しては、米軍機は全く自由に飛行を行ってよいわけではなく、訓練に当たり、公共の安全に妥当な考慮を払い、安全性が最大限確保されるべきことは言うまでもありません。米軍に対しては、引き続き安全確保を求めるとともに、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めてまいります。</p>
529	<p>「飛行場使用の運用」は、「訓練の内容との具体的な運用については今後決定」としている。随所に「今後の検討」の文言が垣間見える。米軍のこれまでの実際や今後どのように変貌するか分からない事業を進めるべきではない。日米地位協定のもとで、このような計画では住民の安心・安全の生活が保証されない。</p>	<p>訓練等の具体的な計画については、今後個別具体的に決められますが、現時点で想定される訓練計画に基づき、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p>
530	<p>一般の航空機ではなく、自衛隊機にしる米軍機にしる、軍用機であることから今後実際の運用については熊本防衛支局も認めているように不透明な部分が大きく、正しく環境への影響を評価することはできない。軍事基地建設計画そのものを中止するべきである。</p>	<p>訓練等の具体的な計画については、今後個別具体的に決められますが、現時点で想定される訓練計画に基づき、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。</p>

531	<p>馬毛島の米軍機基地化、訓練はやめるべき。基地建設に反対する。無人島を残すべき。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>
532	<p>高速船が行き来し、ロケットが打ち上げられ、自然が豊かな人情味あふれる種子島と馬毛島をなぜ米軍に差出し、深夜3時まで訓練させるのか、絶対に許せない。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>
533	<p>有事における種子島1市2町の国民保護計画は、「馬毛島基地」建設後も従来の計画を踏襲するのか、それとも修正する必要があると考えるのかを示されたい。</p> <p>修正する場合、これに伴う環境への影響も示されるものとするが、その点からも方法書に反対する。</p>	<p>市町村の国民保護計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）に基づき、各市町村が作成することとされており、各自治体において、適切に対応されるものと考えております。</p> <p>なお、「市町村国民保護モデル計画」（平成18年1月 消防庁国民保護室）では、市町村の国民保護計画は、国民保護措置に係る研究成果や訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行うこととされています。</p>
534	<p>「馬毛島基地」では陸海空自衛隊、米陸海空軍及び海兵隊の機種等の使用が想定されている。仮称から察すると「馬毛島基地」は航空自衛隊が管理すると読み取れるが、管理権が不明確である。</p> <p>陸海自衛隊および統幕などにも管理権が及ぶのか。管理権を分散するのか。何らかの協同管理下に置かれるのか。管理・運用責任が曖昧であり、事件事故発生時の対応にも直結する問題だ。</p> <p>これは予算の編成・執行にも影響する。米軍には全ての面で無償提供するとなれば、米国従属も甚だしい限りである。基本的な構想自体でもずさんさがかうかがわれており、方法書に反対する。</p>	<p>航空自衛隊馬毛島基地（仮称）として、航空自衛隊が管理する基地とする予定です。</p>
535	<p>米軍は「馬毛島基地」を使用するのは1回あたり、準備期間を含めて約1ヶ月で年間1-2回としているが、使用条件に関する協定書は締結されるのか。これはあくまで現在の見解であって米軍のニーズによって変更もあることを前提としているのか回答を求める。</p> <p>「馬毛島基地」が自衛隊基地ならば、米軍の使用は日米地位協定第2条4項b項に基づくものと解されるが、2-4bによる使用となるのか。それとも他に根拠があるのか。</p> <p>1971年、中曽根防衛庁長官は富士演習場の米軍使用に関連して、2-4bによる使用は年間180日以下と明言した。しかし、米軍は富士演習場で年間270日間の使用優先権を、秘密取り決め等の手法を講じて手にしている。こうしたことが「馬毛島基地」でもまかり通りかねない。</p> <p>これまでの経過事例からも、完成後にこうした問題が浮上する恐れがあることから方法書に反対する。</p>	<p>航空自衛隊馬毛島基地（仮称）は自衛隊の施設として整備します。現時点で、日米地位協定に基づく同基地の使用に関する取決めは結ばれておらず、日米地位協定上の位置付けは今後整理されることとなります。</p>



536	<p>一部または「一時的」に米軍使用により日米地位協定第3条の合意議事録にある措置またはそれに準ずる措置の適用はあり得るのか。自由裁量が容認されるならば、環境アセスメントは全く意味をなさなくなってしまうことから、方法書に反対する。</p> <p>日米地位協定第3条に関する日米地位協定合意議事録に関する措置が「馬毛島基地」にも適用されるのか、否かの見解も知りたい。</p>	<p>一般論として、米軍が自衛隊施設を使用する際は、日米地位協定第2条の規定に基づき、施設・区域の使用に関する取決めを日米合同委員会を通じて両政府間で締結することになります。</p> <p>その上で、馬毛島における自衛隊施設について申し上げますと、現時点で、日米地位協定に基づく取決めは結ばれておらず、日米地位協定上の位置付けは今後整理されることになります。</p>
537	<p>撤去可能な施設の建設を想定しているのか。</p> <p>普天間基地の「代替施設」とされていた辺野古新基地建設では当初撤去可能な施設として海上基地が想定されていた。しかし、沿岸部を埋め立てる構造となり、地盤改良工事がおこなわれようとしており、撤去は不可能だ。</p> <p>「馬毛島基地」は護岸建設や支援施設等の建設・改良等を伴っても撤去可能であることを想定した施設なのか、使用価値がなくなった場合には原状回復ができる工法・構造になっているのかを示されたい。</p> <p>後世に重大な負担を担わせることは明白であることから方法書に反対する。</p>	<p>港湾施設の具体的な構造については、準備書第2章にお示ししました。</p>
538	<p>漁民の分断を国が持ち込んでいる。そのことが国の狙いであることを考えれば、怒りすら覚える。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>
539	<p>災害にも対処する基地としても建設するとしているが災害発生場所に到達するまで時間を要し燃料も不足するので現実的ではなく、取りやめるべきである。</p>	<p>航空自衛隊馬毛島基地（仮称）は、飛行場施設、港湾施設を有しており、「整備補給等後方支援における活動を行い得る施設」として、災害発生時には一時的な集積・展開地として活用することができます。例えば、災害が大規模・長期化した場合でも、馬毛島に人員・装備を集積できれば、効果的・効率的に対応が可能になります。</p>
540	<p>地元首長の反対にもかかわらず、ボーリング調査をし、台船が流される事態が発生した。ずさんな管理といわざるを得ず、環境調査の対象外としている外周道路の建設工事についても、不信感が募る。</p>	<p>海上ボーリング調査の実施に当たって、令和2年2月に発生した作業用台船の流失の主たる原因は、急速な天候悪化により、予想より急激に波が高くなったためと考えています。気象・海象予報の把握にこれまで以上に努め、それを踏まえた適切な対策をとりました。令和4年2月海上ボーリング調査は終了しました。</p> <p>また、管理用道路については、飛行場等設置の有無にかかわらず、これまでに防衛省が取得した馬毛島の土地を、良好な状態で維持・保存し、適正な方法で管理するために整備するものです。そのため、馬毛島における自衛隊施設整備とは別の事業であることから、環境影響評価の対象としておりませんが、環境影響評価手続とは別に、管理用道路の整備が馬毛島の自然環境等に与える影響について検討することとしています。今後、その結果を踏まえ、環境に配慮しながら、工事を進めてまいります。</p>

541	<p>隊員宿舎を種子島に建設するその根拠は何か。騒音など人体への影響がないものなれば、わざわざ種子島につくる必要はない。税金の無駄遣い。</p>	<p>馬毛島において整備するのは、我が国の防衛、大規模災害時の活動拠点となる自衛隊施設であり、併せて、米空母がアジア太平洋地域で恒常的に活動する上で不可欠な空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施します。そのため、訓練期間中等に一時的に隊員や米軍要員が馬毛島に滞在することはありますが、基地に所属する自衛隊員及びその家族の生活の拠点となることは想定していません。したがって、種子島に自衛隊員及びその家族の宿舎等を整備することとしています。</p>
542	<p>方法書12ページに、“飛行場支援施設…飛行場の運用を支援するための施設として、管制塔、消防車庫、庁舎、隊舎、倉庫、厚生施設(食堂、浴場、医務室、多目的スペース等)、体育館（プールを含む）、運動場、構内道路等を設置します。”とあるが、飛行場支援施設としては、贅沢すぎる施設であり、プールなどはもつてのほかである。米軍によるFCLP（空母艦載機着陸訓練）に「思いやり予算」の名を借りて、自衛隊施設の整備に莫大な税金を使うのはやめるべきである。</p>	<p>馬毛島に建設予定のプールや運動場については、自衛隊の訓練や自衛隊員の体力練成のために建設するものです。</p>
543	<p>基地の整備よりも、半導体、エネルギー開発工場の建設を希望する。工場により労働人口が増え、島全体の活性化が見える。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p>
544	<p>「南西諸島地域を守る」というには、そこで暮らす人々の暮らしを守らなければ意味がない。今回の馬毛島基地計画により、本来の馬毛島と関わりながら暮らしていた種子島、屋久島、三島の人々の暮らしが大きく変わってしまう、そのことはどこで検証されるのか。</p> <p>過疎高齢化の問題を真っ先に経験し、今そのような課題と向き合っている「離島」に暮らす人々が、これからも子育てをして、この島で生業を営んでいく、先祖代々受け継いできた豊かな土地と、穏やかな暮らしを次世代に繋いでいくという努力をしている私たちに、なぜその課題解決に寄り添わず、他国の軍隊の訓練地確保のために、コロナ禍で苦しむ国民の大切な税金を使い、貴重な環境を壊そうとするのか、その基本的な姿勢に対しても異議を唱えたい。従って、馬毛島基地（仮称）の建設と供用を前提とした環境影響評価の実施そのものに反対する。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>防衛省としては、西之表市、中種子町、南種子町と同じ方向を向いて、住民の期待の声に応えるとともに、不安を解消するため、種子島の1市2町、鹿児島県と、より一層緊密に連携し、しっかりと対応していく考えです。</p>
545	<p>種子島のこれまで「当たり前」だった日常が、米軍によるFCLP訓練により、激変することが予想される。種子島が最も賑わう5月と8月に計画されていることから、この時期に島を訪れる人々はこの訓練に携わる人々だけになることだろう。</p> <p>「地方創生」や「離島振興」が叫ばれる中、地道に本来の土地が持つ豊かさを活用し、持続可能な島暮らしが続けられるように努力してきている島人たちの取り組みを壊し、分断を招いているこの状況が誰のためなのか、今一度防衛省に問いかける。敗戦後の日本で、敗戦直後から変わらないアメリカ追随主義でいいのかについてもしっかりと国民の課題として議論を尽くして欲しいと強く要望する。</p>	<p>馬毛島における自衛隊施設は、我が国の南西防衛の強化、また、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）を実施することになれば日米同盟の強化に大きく貢献する重要なものです。</p> <p>この施設整備は、日米同盟の抑止力・対処力を強化するための喫緊の課題であり、地域における平和と安定につながるものです。</p> <p>防衛省としては、西之表市、中種子町、南種子町と同じ方向を向いて、住民の期待の声に応えるとともに、不安を解消するため、種子島の1市2町、鹿児島県と、より一層緊密に連携し、しっかりと対応していく考えです。</p>

## 4.2 知事意見及び事業者の見解

本事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見は、2項目52件であり、それに対する事業者の見解は、表-4.2.1のとおりです。

表-4.2.1 知事意見及び事業者の見解

番号	知事意見	事業者の見解
1	1 総括事項 (1)環境影響評価を実施するに当たっては、関係法令等を遵守するほか、鹿児島県環境基本計画並びに西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町及び南大隅町（以下「関係の市町」という。）の環境基本計画等に記載のある環境に配慮すべき事項についても十分勘案するとともに、地域住民等の意見に十分配慮すること。	御意見を踏まえて環境影響評価を実施し、準備書を作成しました。
2	(2)本事業計画の検討に当たり、今後適切な方法により調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、環境への影響の回避又は低減に努めること。 また、環境の保全の見地から検討した経緯及び内容については、準備書以降の図書に適切に記載すること。	本事業計画の検討に当たり、適切な方法により調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、環境への影響の回避又は低減に努めるとともに、環境の保全の見地から検討した経緯及び内容について、準備書にお示ししました。
3	(3)環境保全措置の検討に当たっては、複数案の比較を行い、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。 また、環境への影響の回避又は十分な低減ができない場合は、事業計画の見直しを含めて検討すること。 なお、実施する環境保全措置については、準備書以降の図書に適切に記載すること。	環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討しました。また、複数案の比較についても検討しました。
4	(4)環境影響評価を実施するに当たっては、重要な動物の生息や植物の生育が確認されるなど新たな事実が判明した場合には、速やかに県及び西之表市に報告し、協議を行うとともに、必要に応じて専門家などの意見を聴取し、選定項目などの見直し又は追加を検討の上、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	調査、予測及び評価は、専門家の意見を踏まえて実施しました。 なお、新種やこれまでの知見では想定されない動植物種の生息・生育を確認する等の新たな事実の判明はありませんでした。
5	(5)本事業計画では、港湾施設（係留施設等、揚陸施設及び仮設栈橋をいう。以下同じ。）の配置や規模・構造等が記載されていないことから、準備書においては、これらを記載するとともに、適切に調査、予測及び評価を行い、実施する環境保全措置と併せて記載すること。 本事業の海域での工事により、水の濁りに伴う水環境や海域の動植物・生態系への影響が懸念されることから、工事中的水環境のモニタリングの実施及び水の濁りの拡散を最小限に抑えるための措置の検討を実施し、これらへの影響を回避又は低減すること。 なお、調査を行うに当たっては、適切に調査地点・期間を設定するとともに、その理由を準備書に記載すること。	港湾施設の配置及び規模・構造等については、準備書第2章にお示しし、また、適切に調査、予測及び評価を行って、実施する環境保全措置も記載しました。 また、調査地点・期間の選定理由、調査、予測及び評価並びに環境保全措置について準備書にお示ししました。

6	<p>(6)本事業計画では、航空機を使用した訓練の内容が記載されていないこと、対象事業実施区域及びその周辺で実施される訓練の内容が記載されていないこと並びに調査、予測及び評価の手法が選定されていないことから、準備書においては、これらを記載するとともに、適切に調査、予測及び評価を行い、実施する環境保全措置と併せて記載すること。</p> <p>なお、調査を行うに当たっては、適切に調査地点・期間を設定するとともに、その理由を準備書に記載すること。</p>	<p>想定される訓練内容、調査地点・期間の選定理由、調査、予測及び評価並びに環境保全措置について、準備書にお示ししました。</p>
7	<p>(7)本事業計画では、飛行場施設、飛行場関連施設、港湾施設及び仮設工事の工事計画に係る具体的な内容及び工事工程が記載されていないことから、準備書においては、これらを記載するとともに、西之表市の意見を踏まえ、埋立て土砂、浚渫、作業ヤード、資機材等に関する計画の記載を検討した上で、適切に調査、予測及び評価を行い、実施する環境保全措置と併せて記載すること。</p> <p>なお、調査を行うに当たっては、適切に調査地点・期間を設定するとともに、その理由を準備書に記載すること。</p>	<p>各種工事計画に係る工事内容及び工事工程、調査地点・期間の選定理由、調査、予測及び評価並びに環境保全措置について、準備書にお示ししました。</p> <p>なお、埋立てを行う計画はありません。</p>
8	<p>(8)航空機の運航に伴い発生する騒音（以下「航空機騒音」という。）について、地域住民等から夜間を含めた航空機騒音を懸念する意見があることを踏まえ、他の自衛隊基地の航空機騒音も調査した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>防衛省が自衛隊等の飛行場周辺等で測定している航空機騒音の状況については、準備書にお示ししました。</p>
9	<p>(9)準備書の作成に当たっては、事後調査（建設工事及び供用後の環境の状況を把握するための調査）及び環境監視の要否について検討するとともに、その結果において、予測範囲を超える影響が確認された場合は、その対処方法を検討すること。</p> <p>環境監視においては、特に大気質（窒素酸化物、二酸化硫黄、粉じん等をいう。以下同じ。）、騒音・振動、水質等について検討すること。</p>	<p>事後調査及び環境監視の内容は準備書第8章にお示ししました。</p> <p>事後調査や環境監視において、予測範囲を超える影響が確認された場合は、対処方法を検討します。</p> <p>馬毛島での大気質の環境監視については、島内に個人所有の建物はあるものの、公共インフラが整備されておらず、居住に適さない地域であると認められる中で、これまで環境現況調査等を行う過程において、個人所有の建物に居住実態は確認できなかったこと、また、法人所有の建物はあるものの、馬毛島において建設業を営むためのものであり、今後、本事業の受注業者が設置・使用する事務所、仮設宿舍等と何ら変わりはないこと等を踏まえ、行わないこととしています。</p>
10	<p>(10)本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と協議・調整を十分に行い、準備書以降の環境影響評価手続を実施すること。</p> <p>また、事業計画、環境調査及び工事内容等に関する情報については、環境影響評価に係る図書をインターネットにおいて継続して閲覧できるようにすることを含め、地域住民等及び関係の市町に対し、積極的に情報公開及び説明を行うこと。</p> <p>準備書の作成に当たっては、地域住民等が本事業の実施による環境への影響を実感として捉えられるよう、図表を工夫して表記するとともに、調査、予測及び評価の内容を分かりやすく記載し、専門的な表現については解説を付すこと。</p>	<p>本事業の詳細検討に当たっては、関係機関等と協議・調整を行っています。また、方法書及び準備書については、地域住民等及び関係の市町の閲覧を容易にするため、熊本防衛支局のホームページに掲載しました。</p> <p>なお、準備書は分かりやすく記載するように努めました。</p> <p>加えて、「馬毛島における自衛隊の訓練計画について(令和2年11月25日)」、「港湾施設の整備について(令和3年8月6日)」、「馬毛島基地の施設配置案、種子島の施設整備、環境保全措置の検討状況について(令和3年12月20日)」、「航空機騒音について(令和4年3月16日)」等の資料について、防衛省ホームページに掲載しました。</p>

11	(11)本事業に係る方法書に対し、関係の市町や地域住民等から様々な環境の保全の見地からの意見が寄せられていることから、これらの意見に十分配慮し、環境影響評価を適切に実施すること。	関係の市町及び地域住民等の意見にも十分配慮し、準備書を作成しました。
12	2 個別事項 (1)大気環境に対する影響 ア 本事業の実施により、工事中及び供用時における大気環境への影響が懸念されることから、工事用資材の搬出入（船舶によるものを含む。）による大気質への影響・騒音・振動、航空機騒音及び低周波音について、気象条件によっては影響範囲が変動することも踏まえ、最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行うとともに、環境保全措置を検討し、大気環境への影響を回避又は低減すること。	工事用資材の搬出入（船舶によるものを含む。）による影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行った上で所要の環境保全措置を講ずることとしており、準備書においてお示ししました。 航空機騒音及び低周波音の影響については、環境影響評価手続において、適切に調査、予測及び評価を行い、準備書においてお示ししました。
13	イ 大気環境への影響については、輸送を行う航空機や連続離着陸訓練、模擬艦艇発着艦訓練、不整地着陸訓練等の訓練及び空母艦載機着陸訓練（FCLP）に用いる航空機の種類や数、輸送及び各種訓練の飛行経路等の飛行条件、航空機騒音の予測に用いるソフトウェア及び機種ごとの騒音の面的な拡がり分かるような騒音コンター図について、その内容を準備書に記載し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。 また、資材及び機械の運搬等に用いる車両の種類、台数及び通行経路、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する騒音（以下「自動車騒音」という。）の予測に用いるソフトウェアについても同様に、その内容を準備書に記載し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	航空機騒音の予測については、連続離着陸訓練、模擬艦艇発着艦訓練、不整地着陸訓練等及び米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の実施に当たって使用される機種や飛行経路等の飛行条件等について、準備書第6章にお示ししました。また、「第一種区域等の指定に関する要領について（通達）」に示されている手法を反映したLden予測プログラムを用いています。 自動車騒音予測については、音の伝搬理論に基づく予測式（日本音響学会ASJ RTN-Model 2018）を用いています。 これらの手法については、準備書第6章にお示ししました。
14	ウ 飛行場の施設の供用に伴い排出される窒素酸化物については、対象事業実施区域及びその周辺の大気質に影響を及ぼすおそれがあることから、評価の項目として選定することを検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。 また、航空機の運航に係る大気質については、PM2.5の構成成分である炭化水素や移動体からの届出外排出量として集計されているベンゼン等6項目（「令和元年度P R T Rデータ概要～化学物質の排出量・移動量の集計結果～（2021年3月19日公表、経済産業省、環境省）」を参照）についても適切に調査、予測及び評価を行うこと。	飛行場の施設の運用に伴い排出される窒素酸化物については、島内に個人所有の建物はあるものの、公共インフラが整備されておらず、居住に適さない地域であると認められる中で、これまで環境現況調査等を行う過程において、個人所有の建物に居住実態は確認できなかったこと、また、法人所有の建物はあるものの、馬毛島において建設業を営むためのものであり、今後、本件事業の受注業者が設置・使用する事務所、仮設宿舍等と何ら変わりはないことなどを踏まえ、選定しておりません。 炭化水素（馬毛島除く）、ベンゼン等6項目については、調査を実施し、予測及び評価の結果を準備書第6章にお示ししました。
15	エ 大気質については、風向や風速、環境の保全についての配慮が特に必要な教育施設、医療・社会福祉施設等（以下「教育施設等」という。）や住宅が存在することを考慮した上で、調査地点の追加を検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	大気質（窒素酸化物・浮遊粒子状物質・硫酸酸化物）については、調査地点を追加し、予測及び評価の結果を準備書第6章にお示ししました。
16	オ 自動車騒音及び振動については、西之表市の意見を踏まえ、風向や風速、環境の保全についての配慮が特に必要な教育施設等を考慮した上で、調査地点の追加を検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	自動車騒音及び振動については、調査地点を追加し、予測及び評価の結果を準備書第6章にお示ししました。

17	<p>カ 航空機騒音及び低周波音については、主たる風の方向が北西であることを勘案し、中種子町及び南種子町の市街地等や、環境の保全についての配慮が特に必要な教育施設等を考慮した上で、調査地点を追加すること。</p> <p>なお、南種子町の意見を踏まえ、他の自衛隊基地の航空機騒音及び低周波音の被害事例等も調査した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>航空機騒音及び低周波音については、中種子町及び南種子町にも調査地点を追加し、予測及び評価を行いました。</p> <p>防衛省が自衛隊等の飛行場周辺等で測定している航空機騒音の状況については、準備書第6章にお示しました。</p>
18	<p>キ 航空機騒音及び低周波音の調査及び予測手法について、西之表市や地域住民等の意見を踏まえ、種子島上空を飛行することを想定した航空機騒音及び低周波音の調査及び予測地点の追加、硫黄島や各基地における類似事例から算出する方法や、馬毛島における実機飛行の測定による方法の追加を検討の上、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練 (FCLP) は、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練であるため、あえてお示した以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。このような緊急時の飛行に関して、その経路等を予め想定することは困難であるのみならず、非常に稀な場面であることから騒音としての評価全体に与える影響は極めて限定的であると考えています。これらを踏まえて予測地点を決定したところです。</p> <p>その上で、航空機騒音の予測については、これまで、他の事例でも行われている、既存の航空機騒音の測定結果をもとに再現性のあるLden予測プログラムを用いて予測し、低周波音については、一般的な音の伝搬理論に基づく予測式を用いて、1/3オクターブバンド毎に低周波音を予測し、その結果を準備書第6章にお示しました。</p> <p>また、硫黄島や各基地における類似事例から算出する方法については、当該方法により航空機騒音を予測する確立した手法がなく、馬毛島における実機飛行の測定による方法については、飛行場施設がない馬毛島において、運用時と同等に多種の航空機を飛行させる必要があり困難です。その上で、岩国飛行場、厚木飛行場における騒音の等値線図を馬毛島にそのまま当てはめた場合を、参考として準備書資料編にお示しました。</p>
19	<p>ク 飛行場及びその施設の存在及び供用に係る大気環境の予測対象時期等として「航空機の運航が定常状態であり、適切に予測できる時期」との記載について、定常状態の内容や年間に占める割合を準備書に記載すること。</p>	<p>航空機の大気環境(航空機騒音)における予測対象時期については、「第一種区域等の指定に関する要領について(通達)」に基づき、1年間における1日の飛行回数の少ない方から並べた累積度数90%に相当する1日の飛行回数を、1日の標準飛行回数と設定し、予測を行いました。</p> <p>大気環境(大気質)における予測対象時期については、1年間の訓練計画を定常状態とし、1年間の平均濃度の予測を行いました。</p>
20	<p>ケ 航空機騒音の予測及び評価に当たっては、航空機騒音の機種別参考データ及びその引用元を準備書に記載した上で、時間帯補正等価騒音レベル(Lden)による予測をし、年間平均値だけではなく、訓練期間で最も影響が大きいと思われる1日のLden又は訓練期間中の全ての日のLdenを算出し、準備書への記載を検討すること。また、令和3年5月に実施したデモフライトの結果と比較して、地域住民等が航空機騒音を実感として捉えられるよう、併せて最大騒音レベル(L(A)max)及びその時間帯についても準備書への記載を検討すること。</p>	<p>1年間における1日の飛行回数の少ない方から並べた累積度数90%に相当する1日の飛行回数を、1日の標準飛行回数と設定し、その時のLdenを準備書第6章にお示しました。</p> <p>また、デモフライトの結果やL(A)maxについても、準備書第6章及び資料編にお示しました。</p>

21	<p>コ 航空機騒音の予測をコンピューターシミュレーションにより行う場合は、気象条件を加味した上で、航空機騒音の予測に用いるソフトウェアの予測結果が、類似施設である岩国基地、厚木基地、硫黄島等の騒音調査結果とおおむね同等であることを確認し、その確認結果を準備書に記載すること。</p> <p>また、飛行場施設の運用による全ての訓練ごとの航空機騒音について、個別に評価を行うこと。</p>	<p>航空機騒音の予測に際しては、既存の航空機騒音の調査結果をもとに予測しました。Ldenの予測式には気象条件は考慮されていません。</p> <p>なお、岩国飛行場、厚木飛行場における騒音状況の等値線図を馬毛島にそのまま当てはめた場合を、参考として準備書資料編にお示しました。</p> <p>また、航空機騒音については、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則に基づき、年間を通じての標準的な条件を設定して予測しているものであり、訓練別に予測評価を行うものではないことから、訓練ごとに個別に評価を行うことは困難ですが、参考として、影響が大きい訓練として、米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）実施時におけるFA-18E/Fの最大騒音レベル（LA, Smax）による予測コンターを準備書資料編にお示しました。他の訓練は、この騒音予測結果以下となる想定です。</p>
22	<p>サ 航空機騒音については、屋久島町及び南大隅町における測定結果を準備書に記載するとともに、予測及び評価を行うことを検討し、その結果を準備書に記載すること。</p> <p>また、屋久島町の意見を踏まえ、低周波音についても調査、予測及び評価を行うことを検討し、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>航空機騒音及び低周波音について、自主的調査地点（屋久島町2地点、南大隅町1地点）の調査、予測及び評価を準備書第6章にお示しました。</p>
23	<p>(2)水環境に対する影響</p> <p>ア 馬毛島の基盤岩を覆って、約7,300年前に鬼界カルデラから噴出した噴出物（赤土）が分布しており、層厚は場所によって異なるが1メートル前後と推定されている。</p> <p>このため、本事業の実施により、土砂・濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念されることから、地形条件等を考慮した上で、最新の知見等に基づき、工事の影響を適切に把握できる地点を調査地点に選定するとともに、工事中の水環境のモニタリングの実施及び土砂・濁水の流出を最小限に抑えるための赤土等流出防止措置の検討を実施し、水環境への影響を回避又は低減すること。</p> <p>また、沈砂池などの赤土等流出防止措置については、その規模、算定根拠及び維持管理の方法を準備書に記載すること。</p>	<p>工事中の水環境のモニタリング及び濁水の流出対策については、準備書にお示しました。また、沈砂池の規模等の算定根拠や維持管理の方法等についても、準備書第6章にお示しました。</p>
24	<p>イ 飛行場の施設、飛行場関連施設及び港湾施設の供用に伴う水の汚れについては、飛行場支援施設等から排出される汚水の排出諸元を明らかにするとともに、処理方法、処理水の放流位置について、その内容を準備書に記載し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>予測に当たっては、化学的酸素要求量（COD）だけではなく、海域及び河川においては、調査を行う「生活環境の保全に関する環境基準」（環境基準生活環境項目）の全てについて行うこと。</p> <p>なお、予測を行わない項目は、その理由を明確に準備書に記載すること。</p> <p>また、洗機場において使用する洗浄剤の種類や、消火施設を設置する場合に使用する消火剤の種類について、その内容を準備書に記載し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>排水の処理方法については、準備書第2章にお示しました。</p> <p>洗機場で使用する洗浄剤及び消火剤等についても、準備書第2章にお示しました。また、排水の処理方法についても、準備書第2章にお示しました。</p> <p>なお、主務省令においてはCODを対象としています。生活環境項目である全窒素及び全りんについては、予測対象として追加しました。その他の生活環境項目については、環境監視調査において確認することから選定しませんでした。</p>

25	<p>ウ 水質及び底質の全ての調査地点において、水質については「人の健康の保護に関する環境基準」（健康項目）の調査を、底質については有害物質の調査を行うこと。</p> <p>なお、各調査地点において調査を行わない項目は、その理由を明確に準備書に記載すること。</p>	<p>改変区域以外の地点については、事業によって海底の改変がないため、底質又は水質の汚染は考えにくく、現状、健康項目を排出する事業場等も存在しないことから、健康項目及び有害物質の調査は代表的な地点としました。</p>
26	<p>エ 海域における調査地点について、対象事業実施区域においては赤土等流出が懸念されることから、調査地点を追加し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>また、方法書において選定している調査地点では陸域からの汚濁物質及び粒子等が希釈され、適切に調査、予測及び評価ができないおそれがあることから、調査地点を対象事業実施区域側に変更し、予測に当たっては、予測地点の有無に関わらず、発生源からのシミュレーション結果を発生源からの面的な拡がりが見えるようなコンター図により示すこと。</p>	<p>河川の河口付近を中心に水の濁り及び水質に関する調査地点を追加しました。予測の結果については水の濁りのコンター図を示しました。</p>
27	<p>オ 水質及び底質への影響について、降雨による影響も大きいことから、調査期間に台風後及び梅雨時の降雨後も追加し、水質については健康項目の、底質については有害物質の調査回数を追加すること。</p> <p>なお、追加しない場合は、夏季の1季のみの調査とした理由を明確に準備書に記載すること。</p>	<p>台風後の調査を予定しておりましたが、令和3年度は馬毛島近傍に台風が通過しなかったことから、実施できませんでした。</p> <p>なお、現状、健康項目を排出する事業場等も存在しないことから、方法書では、健康項目、有害物質の調査は夏季の1季としましたが、台風後に予定していた秋季調査の中で調査を追加しました。</p>
28	<p>カ 土砂による水の濁りについて、対象事業実施区域内で発生する濁水の処理方法及び排水の放流位置を準備書に記載し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>また、対象事業実施区域内の未舗装の場所等からの土砂・濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念されることから、飛行場及びその施設の存在及び供用に係る水の濁りについても評価の項目として選定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>濁水の処理方法及び排水の放流位置を準備書に記載し、調査、予測及び評価を行いました。</p> <p>なお、施設の存在・運用時は、通常、評価項目として選定しませんが、参考として予測及び評価の結果をお示ししました。</p>
29	<p>キ 流況の調査地点について、方法書において選定している港湾施設予定地の一部の調査地点では適切に調査、予測及び評価ができないおそれがあることから、港湾施設予定地全てに調査地点を選定するとともに、係留施設等には複数地点選定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>流況の調査地点について、港湾施設の予定地となるよう見直し、調査地点の追加を行いました。</p>
30	<p>(3) 土壌に係る環境その他の環境に対する影響 ア 地形及び地質に係る環境について、西之表市や地域住民等の意見を踏まえ、専門家の助言を受けながら、馬毛島の重要な地形及び地質の調査について検討し、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>港湾施設のボーリング結果及び既存の文献をもとに、馬毛島の地形及び地質について、準備書第3章にお示ししました。</p>
31	<p>イ 航空機の運航に伴う電波障害について、西之表市の意見を踏まえ、調査地点及び予測手法の追加を検討し、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>米軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）は、空母艦載機が空母への着艦の能力を集中的に高めるため、滑走路を空母に見立てて行う訓練であるため、あえてお示した以外の経路を飛行することは、緊急時を除き、ないと考えています。このような緊急時の飛行に関して、その経路等を予め想定することは困難であるのみならず、非常に稀な場面であることから電波障害としての評価全体に与える影響は極めて限定的であると考えています。これらを踏まえて予測地点を決定したところで。</p>



<p>32</p>	<p>(4)動物、植物、生態系に対する影響  ア 対象事業実施区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき指定された馬毛島鳥獣保護区が設定されているほか、重要な動植物の生息・生育域となっていることから、動植物への影響が懸念される。  本事業計画の検討に当たっては、県、西之表市及び専門家等の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、動植物への影響を回避又は低減すること。  また、対象事業実施区域及びその周辺では、コウモリ類を含む哺乳類の本格的な調査がなされていないことから、未知種も想定して適切な調査を行うとともに、今後の詳細な調査で、対象事業実施区域内に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）及び鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成15年鹿児島県条例第11号）で指定されている種が確認された場合、国及び県との協議を行うこと。  ウミガメの捕獲等を行う場合は、鹿児島県ウミガメ保護条例（昭和63年鹿児島県条例第6号）に基づき、県へ捕獲等の許可申請等を行うこと。  本事業の実施に当たっては、工事中及び供用時における騒音及び低周波音による動植物への影響や、大気質及び水環境の変化による動植物への影響が懸念され、また、港湾施設の設置に当たっては、工事中及び供用時における水中音や水環境の変化による海域動物への影響が懸念されることから、専門家等の意見も踏まえながら、調査時期・期間の設定や調査地点の追加を検討した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。  なお、バードストライクやバットストライクについては、最新の知見等を踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>動物、植物及び生態系については、専門家等の意見及び各自治体等からの御意見も踏まえ、調査、予測及び評価を行い、環境保全措置の検討を行いました。  動植物に対する騒音、低周波音、大気質、水環境、水中音及び低周波音への影響や、バードストライク及びバットストライクについても、専門家等の意見を踏まえ、調査、予測及び評価を行いました。  なお、コウモリ類を含む哺乳類等の調査を行いました。絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及び鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例で指定されている種は確認されておりません。  また、ウミガメ類については、捕獲等を行う計画はありません。</p>
<p>33</p>	<p>イ 対象事業実施区域の周辺は、大隅半島を経由するサンバ等の主要な渡り経路となっているほか、エリグロアジサシやベニアジサシ、ミサゴ等の繁殖地となっており、区域内には、カノミドリトラカミキリやイカリモンハンミョウ等の海浜性の昆虫、ハナサングモドキなど重要な種が生息している可能性がある。  また、ミナミメダカ、ドジョウ、ニホンジネズミ等の動物、タネガシマアリノトウグサやヒメヌマハリイ等の植物など重要な種の生息・生育、西之表市の文化財に指定されているソテツ自生群落の生育、種名が確定できていないドブシジミ属の生息が確認されている。  このため、専門家等の意見を踏まえ、適切に調査し、必要に応じて由来等を明らかにした上で、予測及び評価を行うとともに、環境保全措置を検討し、動植物への影響を回避又は低減すること。</p>	<p>動植物について、専門家等の意見を踏まえ、調査、予測及び評価を行い、環境保全措置を検討しました。</p>

34	<p>ウ 馬毛島には、ニホンジカの地域個体群が生息しており、島の大半が対象事業実施区域に含まれていることから、専門家や地域住民等から、その自然状態での長期的、安定的な存続に対する懸念や、調査手法・保全措置に対する意見等が寄せられている。</p> <p>これらの意見を踏まえ、専門家の助言を受けながら、ニホンジカの個体群の規模、構成、動向、森林や草地等の生息環境や利用状況の把握などについて、追出し法や定点観察法等の調査手法を含めて検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>馬毛島のニホンジカについて、専門家へのヒアリング結果を踏まえ調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書第6章にお示ししました。</p>
35	<p>エ 馬毛島のニホンジカに係る環境保全措置については、対象事業実施区域内を含め、ゾーニング等の複数の措置案を検討することにより、ニホンジカの個体群への影響を回避又は低減すること。</p>	<p>ゾーニング等の複数の環境保全措置の検討を行い、低減策を検討しました。</p>
36	<p>オ オカヤドカリ類については、オカヤドカリ類の生息場所等も考慮した上で、林地部等や港湾施設予定地周辺の飛沫転石帯まで調査範囲を広げ、簡易トラップ等を用いた採集法や目撃法等により適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>林地部や飛沫転石帯での調査及びトラップ調査を行い、その結果を踏まえて予測及び評価を行いました。</p>
37	<p>カ 馬毛島の一部の海岸には、ウミガメの上陸が確認されており、工事の実施や飛行場及びその施設の存在及び供用時における騒音、低周波音及び光により、ウミガメへの影響が懸念されることから、専門家等の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、ウミガメへの影響を回避又は低減すること。</p> <p>また、西之表市や屋久島町の意見を踏まえ、種子島や屋久島の海岸に上陸するウミガメへの影響についても調査、予測及び評価を行うことを検討し、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>工事の実施及び施設の運用によるウミガメへの影響について、専門家の意見を踏まえ予測及び評価を行い、準備書第6章にお示ししました。</p> <p>また、屋久島、種子島におけるウミガメ産卵上陸状況を既往文献を基に調査し、騒音や光等による影響を予測及び評価しました。</p>
38	<p>キ 本事業の実施により対象事業実施区域の周辺海域に生息する魚類等の生息環境及び海藻草類等の生育環境への影響が懸念されることから、専門家等の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講ずること。</p>	<p>魚類及び海藻草類の専門家への意見を踏まえ、調査、予測及び評価を行い、保全措置を検討しました。</p>
39	<p>ク 陸水域における魚類及び底生生物の調査地点及び調査期間等について、生息状況を適切に把握するため、水量の異なる地点及び時期の追加を検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>水生生物の調査については、水量が異なる地点・時期において調査もを行い、予測・評価を行いました。</p>
40	<p>ケ 飛行場の施設の供用に係る海域動物、海域植物及び海域生態系については、訓練の内容を踏まえて、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>また、飛行場の施設の供用に係る陸域動物、陸域植物及び陸域生態系については、調査だけではなく、予測及び評価も行うこと。</p> <p>なお、西之表市の意見を踏まえて、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行（船舶の航行）に係る陸域動物、陸域植物及び陸域生態系への影響についても調査、予測及び評価を行うことを検討し、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>海域動物、海域植物、海域生態系について、訓練による影響も含めて予測及び評価を行いました。</p> <p>また、陸域動物、陸域植物及び陸域生態系についても、予測及び評価を行い、準備書第6章にお示ししました。</p> <p>なお、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行（船舶の航行）については、建設機械の稼働に含めております。</p>
41	<p>コ 供用時における馬毛島の陸域植物について、西之表市の意見を踏まえ、ニホンジカによる植生への影響についても調査、予測及び評価を行うことを検討し、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>馬毛島のニホンジカによる植生への影響について、予測及び評価を行い、準備書第6章にお示ししました。</p>

42	<p>(5)景観に対する影響</p> <p>ア 対象事業実施区域から約10キロメートル離れた種子島には、「よきの海水浴場」や「雄龍・雌龍の岩」などの主要な眺望点が存在しており、眺望景観等への影響が懸念される。</p> <p>本事業計画の今後の検討に当たっては、鹿児島県景観条例（平成19年鹿児島県条例第62号）の基本理念及び県、西之表市、中種子町、南種子町、専門家、地域住民等及びその他の利用者の意見を踏まえ、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、飛行場施設等について、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観等への影響を回避又は低減すること。</p>	<p>景観について、航路や種子島側の主要な眺望点からの距離が長いことや、飛行場施設の建物高さが低いことを踏まえ、フォトモンタージュによる景観構成要素の変化等の観点から予測及び評価を行い、準備書第6章にお示ししました。</p>
43	<p>イ 調査地点の選定に当たっては、防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年総理府令第38号。以下「主務省令」という。）第23条に基づく参考手法によって行い、県、西之表市、中種子町、南種子町、専門家、地域住民等及びその他の利用者の意見を踏まえて追加を検討の上、調査地点ごとの選定理由を明確に準備書に記載すること。</p> <p>また、西之表市の意見を踏まえ、調査時期・時間等や予測手法について、その内容を準備書に記載し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>調査地点の選定は、主務省令第23条に基づく参考手法によって行いました。調査地点については、住民等からの御意見を踏まえ、板敷鼻、伊勢神社、美浜、夕暉が丘、天女ヶ倉、住吉地区の高台、長浜海岸及び西之表港の8地点を追加しました。</p> <p>調査地点の選定理由、調査の時期及び時間並びに予測手法について、準備書第5章にお示ししました。</p>
44	<p>(6)人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響</p> <p>ア 対象事業実施区域から約10キロメートル離れた種子島には、「浦田海水浴場」や「雄龍・雌龍の岩」などの主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在していることから、県、西之表市、中種子町、南種子町、専門家、地域住民等及びその他の利用者の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は低減すること。</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場について、利用者の聞き取り調査を行い、その結果を踏まえて予測及び評価を行いました。</p>
45	<p>イ 調査地点の選定に当たっては、主務省令第23条に基づく参考手法によって行い、県、西之表市、中種子町、南種子町、専門家、地域住民等及びその他の利用者の意見を踏まえて追加を検討の上、調査地点ごとの選定理由を明確に準備書に記載すること。</p>	<p>調査地点については、住民等からの御意見を踏まえて喜志鹿崎、あっぱーらんど、大崎漁港、花里崎漁港、美浜、西之表港、天女ヶ倉、長浜海岸及び島間港の9地点を追加しました。</p> <p>調査地点の選定理由は準備書第5章にお示ししました。</p>
46	<p>(7)廃棄物等に係る影響</p> <p>ア 本事業計画の今後の検討に当たっては、建設残土及び廃棄物の発生量を可能な限り抑制する計画とするとともに、建設残土については発生量、処分方法及び処分場所を、廃棄物については種類ごとの発生量及び処分方法を準備書に具体的に記載すること。</p> <p>また、西之表市の意見を踏まえ、既存米軍基地所在地と種子島における処理施設等への影響について比較検討を行うことを検討し、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>切土については、盛土に用いることとし、建設残土が極力発生しないようにします。</p> <p>また、廃棄物の推定発生量及び処分方法等についても、準備書第6章にお示ししました。</p> <p>馬毛島における自衛隊施設に米軍が常駐する計画はなく、米軍が常駐している既存の在日米軍施設と適切に比較することができないことから、準備書において比較検討はしていません。</p>

47	<p>イ 飛行場の施設の供用により発生する一般廃棄物については、西之表市の意見を踏まえ、発生量の予測を行い、処理方法について事前に種子島広域事務組合と協議すること。</p> <p>また、一般廃棄物の分別及び処理については、西之表市一般廃棄物処理実施計画に則って行うこと。</p>	<p>一般廃棄物についての発生量を予測し準備書第6章にお示ししました。一般廃棄物の処理方法については、施設の運用開始までに適切に協議します。</p>
48	<p>(8)その他</p> <p>ア 地球温暖化防止の観点から、工事の実施や飛行場及びその施設の存在及び供用時における温室効果ガスの排出削減について、検討すること。</p>	<p>温室効果ガスについて、予測及び評価を行い、保全措置を準備書第6章にお示ししました。</p>
49	<p>イ 建設残土や資材等の置き場については、水環境、動物、植物及び生態系等への影響を及ぼす場合が考えられることから、専門家等へ意見聴取し、適切に調査、予測及び評価を行い、影響を回避又は低減すること。</p>	<p>工事の資材等の置き場については、可能な限り、改変が予定される場所に設けることとしました。</p> <p>切土については、盛土に用いることとし、建設残土が極力発生しないようにします。</p>
50	<p>ウ 西之表市、屋久島町、南大隅町や地域住民等の意見を踏まえ、家畜や漁場への影響についても最新の知見等に基づいて追加を検討し、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>航空機騒音の最大騒音レベル (LA, Smax) のコンター図及び騒音による家畜への影響に関する知見を資料編にお示ししました。</p> <p>また、海域生物について、専門家への意見を踏まえ、調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書第6章にお示ししました。</p>
51	<p>エ 埋蔵文化財は、その性格上未発見の場合があることから、対象事業実施区域内において、埋蔵文化財を発見した場合は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第97条の規定に基づき、その現状を変更することなく、遅滞なく、県教育庁文化財課へ通知すること。</p>	<p>埋蔵文化財が工事中に発見された場合、御意見のとおり適切に対応いたします。</p>
52	<p>オ 方法書に本事業の対象としていない旨が記載されている外周道路について、本事業の対象としていない理由や、規模・構造等に関し、積極的に情報公開及び説明を行うこと。</p> <p>なお、外周道路について、西之表市や地域住民等から環境への影響を懸念する意見が寄せられていることから、環境影響評価法（平成9年法律第81号）の対象事業であるか否かを問わず、環境基本法（平成5年法律第91号）第8条の規定に基づき、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有することに留意し、必要に応じて環境保全措置を講ずること。</p>	<p>御意見のとおり、管理用道路について、本事業の環境影響評価の対象としない理由や、規模・構造等について、積極的に説明等を行います。</p> <p>なお、環境影響評価法第2条第1項において、「環境影響評価」とは、「事業」の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価等を行うものとされており、ここでいう「事業」とは、「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更」等をいうものとされています。そして、本事業は、我が国の安全保障の観点から、自衛隊施設として飛行場等を整備し、併せて恒久的な米軍の空母艦載機着陸訓練 (FCLP) 施設として使用させる目的で実施する施設整備事業であるのに対し、管理用道路 (外周道路) の整備事業は、上記飛行場等の設置の有無にかかわらず、防衛省が所有する馬毛島の広大な土地を、良好な状態で維持・保存し、適正な方法で管理するという国有財産の維持・管理等を目的として実施する事業です。したがって、両事業は、目的が異なり、かつ、構想及び決定の時期も異なることから、管理用道路工事は、馬毛島基地 (仮称) 建設事業とは別の「事業」であり、法の「対象事業」にも当たらないため、馬毛島基地 (仮称) 建設事業に係る環境影響評価の対象としていません。</p> <p>もともと、管理用道路工事においても、自然環境の保全について適正に配慮して工事を進めてまいります。</p>